

上越市ガス水道事業概要

令和元年度版

上越市ガス水道局

目 次

I ガス事業

1	事業の沿革	1
	(1) 事業の創設	1
	(2) 主要年譜	4
2	事業の諸元	9
	(1) 事業所の名称・所在地	9
	(2) 代表者氏名	9
	(3) 職員数	9
	(4) 事業認可	9
	(5) 供給区域	11
	(6) 供給区域面積	12
	(7) 計画供給戸数	12
	(8) 供給ガスの種類	12
	(9) 原料ガスの購入先	12
	(10) ガス料金	13
3	施設の概要	16
	(1) 供給所及びガスホルダー	16
	(2) 整圧器室	16
	(3) 導管延長	17
	① 本支管・供給管の延長	17
	② 本支管の圧力別・管種別延長	17
	(4) 電気防食装置	18
	(5) 非常用自家発電設備	18
4	業務の状況	19
	(1) 供給戸数及び普及率	19
	(2) 購入量・送出量・販売量	20
	① 年間購入量・送出量・販売量	20
	② 年間購入量・送出量の供給所別内訳	20
	③ 年間販売量の用途別構成	21
	④ 料金収入の内訳	21
	⑤ 年間販売量の契約別構成	21
	⑥ 月間送出量	22
	⑦ 一日平均・最大送出量	22
	(3) 本支管建設改良工事施工状況	23
	(4) ガス装置工事施工件数	23
	(5) 修繕工事件数	23

(6) ガスメーター	24
① メーター年間取替個数	24
② 年度末現在のメーター設置個数	24
(7) 消費機器・内管検査実施状況	26
(8) 本支管定期漏えい検査状況	26
(9) ガス漏れ警報器普及状況	26
(10) 選択契約による契約状況	27
(11) 空調需要の推移	27
5 財務の状況	28
(1) 損益計算書	28
(2) 企業債	29
(3) 供給原価・料金単価	29
《参考》労働生産性	29
《参考》経営分析表	30
6 環境対策	31
(1) 天然ガス自動車の導入	31
《液化石油ガス販売事業》	32
1 事業の沿革	32
2 事業の諸元	32
3 施設の概要	32
4 業務の状況	33
5 財務の状況	33
《資料》	34
(1) 全国の一般ガス事業者	34
(2) 全国の公営事業者の事業開始期日ベスト5	35
(3) 新潟県内の一般ガス事業者数	35
(4) 新潟県内のガス事業者	36
(5) ガス災害時の相互救援体制	37

II 水道事業

1 事業の沿革	39
(1) 事業の創設	39
(2) 主要年譜	44
2 事業の諸元	51
(1) 事業所の名称・所在地	51
(2) 浄水場の名称・所在地	51

(3) 代表者氏名	52
(4) 職員数	52
(5) 事業認可、届出	53
(6) 給水区域	56
(7) 計画給水区域面積	56
(8) 計画給水人口	56
(9) 水道料金	57
(10) 水道加入金・取付(取替)実績	58
3 施設の概要	59
(1) 水源及び浄水場	59
(2) 配水池	61
(3) 配水施設(加圧ポンプ施設・減圧施設)	64
(4) 非常用自家発電設備	66
(5) 水道管延長	67
(6) 管種別延長	68
a 導水管	68
b 送水管	68
c 配水管	69
4 業務の状況	70
(1) 給水人口及び普及率	70
(2) 配水量及び有収水量	71
a 年間配水量及び有収水量	71
b 年間配水量の水源別内訳	72
c 月間配水量	72
d 年間有収水量の用途別構成	73
e 料金収入の内訳	74
(3) 本支管建設改良工事施工状況	75
(4) 給水装置工事施工件数	76
(5) 修繕工事件数	76
(6) 水道メーター	77
a メーター年間取替個数	77
b 年度末現在のメーター設置個数	77
(7) 水質検査結果	78
5 財務の状況	80
(1) 損益計算書	80
(2) 企業債	81
(3) 給水原価・供給単価	82
《参考》労働生産性	82
《参考》経営分析表	83
《参考》水道事業ガイドライン業務指標(P I)	84

6 環境対策	91
(1) 水道水源保護条例の制定	91
《資料》	97
(1) 全国の水道事業者数	97
(2) 全国の規模別上水道事業数	97
(3) 新潟県内の水道事業者	97
(4) 新潟県内の水道事業者ベスト10	98
(5) 新潟県内の用水供給事業者	98
(6) 全国の規模別家事用平均料金	99
(7) 全国の家事用最高・最低料金	99
(8) 水道災害時の相互救援体制	100

Ⅲ 工業用水道事業

1 事業の沿革	102
2 事業の諸元	102
3 施設の概要	102
4 業務の状況	103
5 財務の状況	103
《参考》経営分析表	104

Ⅳ 組 織

1 組織図	106
2 分掌事務	107
3 職員構成	110
(1) 職員数の推移	110
(2) 年齢別職員構成	111

- ・ 統計数値は平成31年3月31日現在の内容を掲載した。なお、組織図及び分掌事務については令和元年度の内容を掲載した。
- ・ 表中、「合併前の上越市」は便宜的に「上越」と表記した。

I ガ ス 事 業

I ガス事業

1 事業の沿革

(1) 事業の創設

○ 旧高田市

高田の市営ガス事業は、大正2年4月に設立された高田瓦斯(株)を、大正7年10月に買収して発足。石炭を原料に北本町ガス製造所(有水ガスホルダー 800 m³)から、409戸へ主に燈火用のガス(燈用 1,403口、熱用 579口)を供給した。

供給戸数は大正15年に1,200戸、昭和3年に1,500戸と増加したため、5年10月には有水ガスホルダーを1,400 m³に取替えし、需要増に備えた。

その後、日中戦争で原料炭の入手が困難となり、昭和13年3月に日本石油(株)郷津油田から天然ガスを受入れ、同年9月に石炭ガスの製造を中止した。しかし、19年9月には軍需工場で多量のガスを必要としたため、石炭ガスの製造を再開し、30年代前半まで、天然ガスとの混用方式を続けた。

戦後は都市ガス利用の家庭が激増、昭和30年12月北本町ガス製造所に3,000 m³の有水ガスホルダーを増設。

続いて昭和35年5月には、帝国石油(株)の頸城ガス田から二本木ガスパイプライン経由で、安定的な天然ガス受入れが可能となり、南本町ガス製造所(球形ガスホルダー 3,000 m³・有水ガスホルダー 100 m³)を建設した。

これによって、原料は天然ガスに一本化され、石炭ガスの製造を廃止し、ガス製造所をガス供給所と改称。また、昭和41年12月北本町ガス供給所に20,000 m³の球形ガスホルダーを増設した。

○ 旧直江津市

直江津の市営ガス事業は、昭和31年1月に事業認可(事業計画5ヵ年)を得て発足し、同年7月には川原町ガス供給所(有水ガスホルダー 2,000 m³)が完成。天然ガスを原料として、924戸に供給を開始した。

その後、昭和34年3月には川原町ガス供給所に県内で最初の3,000 m³球形ガスホルダーを建設。また、供給区域は市域のほか、隣接する頸城村西福島地区も認可を受け、事業計画終了時の35年3月末には4,773戸にガスを供給するようになった。

さらに、昭和40年3月には石橋ガス供給所(有水ガスホルダー 1,000 m³)を新設し、42年12月には川原町ガス供給所に15,000 m³の球形ガスホルダーを増設した。

● 合併前の上越市

昭和 46 年 4 月 29 日、高田、直江津両市が合併して上越市が誕生。供給戸数 22,808 戸と県内第 2 位の需要家戸数を有するガス事業が発足した。

上越市誕生と前後して、昭和 40 年代には、増加する需要量に対し、既存施設の有効利用で対応すべく、県内のガス事業者は次々と供給ガスの熱量変更（カロリーアップ）を実施していった。本市でも 48 年に、4,500kcal から 10,000kcal に熱量を変更し、導管の輸送力増強を図ることにより、都市ガス供給区域の拡大、大口需要家及び大型消費機器への対応を可能にした。

その後、昭和 52 年 4 月には、供給施設の整備拡充 3 ヶ年計画を策定。同計画に基づき、53 年 10 月には、帝国石油(株)青海ラインから天然ガスを受け入れる春日山ガス供給所が完成した。また、翌年の 54 年には、各供給所を監視する遠隔監視制御装置を北本町ガス供給所に設置するなど、供給の安定化と一層の保安強化に努めた。

一方、供給区域についても拡大を図り、昭和 48 年に大豆地区を初めとして、昭和 54 年度には春日地区の一部へ供給を開始し、同年度末には供給戸数が 30,116 戸を数えるに至った。さらに、昭和 55 年度には新道、津有、三郷地区の一部、56 年度には金谷、和田地区の一部への拡張工事に着手した。また、導管網の整備に伴い老朽化した石橋ガス供給所及び南本町ガス供給所を廃止した。

昭和 60 年 8 月には、帝国石油(株)二本木ラインから天然ガスを受け入れる南部ガス供給所が完成し、本市南部地域への都市ガスの安定供給が図られた。また、北本町、春日山、川原町、南部の 4 ヶ所のガス供給所を結ぶ中圧導管の整備を計画的に推進し、平成 4 年度には中圧導管のループ化が完成した。これにより、平常時の安定化のみならず、緊急時における相互支援等の対応も図られるようになった。

この間、昭和 55 年 12 月には都市ガス警報器及び関連機器の販売事業認可を受け一方、61 年度からは 5 ヶ年計画でガス栓安全アダプターの取付けを実施した。更に、平成 3 年度からはマイコンメーターの取付けを開始する等、需要家保安のより一層の充実に努めている。

その後、平成 8 年 11 月には料金体系を複数二部料金制へ移行し、併せてガス冷暖房やコージェネレーションシステムの普及促進のため新たに負荷調整料金（小型空調料金、空調夏期料金）を設定した。また、平成 9 年 5 月にはガス大口供給規程を定め、大口供給を開始。

同年 9 月には環境対策への積極的な取組みとして天然ガス自動車の導入を開始した。更に、多様化する需要家ニーズに応えるため、平成 13 年 4 月には時間帯別 B 料金を、同年 11 月には家庭用温水暖房料金と融雪料金を新設。続いて、平成 16 年 5 月には空調夏期料金を空調料金に改め冬期料金を設定するほか、コージェネレーションシステム料金と小型空調パッケージ料金を新たに設定し、料金メニューの充実に取り組んでいる。

● 旧 柿 崎 町

昭和 36 年 7 月に発足。37 年 7 月より、帝国石油(株)から購入した天然ガスを原料として 800 戸に供給を開始した。

その後、需要量増加に対処するため、昭和 48 年 8 月に熱量変更(4,500kcal から 10,000kcal)を実施。更なる需要増大に対応するため、昭和 55 年 12 月と平成 15 年 10 月にそれぞれ球形ガスホルダーを建設し供給の安定化に努めている。

また、平成 15 年 8 月には地区整圧器の集中監視システムを導入し、一層の保安確保に努めている。

● 旧大潟町

昭和33年8月に発足。34年1月から帝国石油(株)が採掘した地元産天然ガスを原料として888戸に供給を開始した。

その後、昭和50年8月に熱量変更(4,500kcalから10,000Kcal)を実施。さらに増加するガス需要に対応するため、55年11月に第二ガス供給所に球形ガスホルダーを建設した。また、56年から58年にかけて低圧メインルートの老朽管入替工事を実施し、平成元年からは町総合計画に沿った導管網(低圧導管、中圧導管)整備と経年管入替工事を行った。

平成12年8月には、中圧導管の整備により有水ガスホルダーを廃止するとともに、第一ガス供給所を閉鎖し、地区整圧器による供給方式に切替え、16年3月には集中監視システムを導入した。

● 旧中郷村

昭和38年8月に発足。全国初の村営ガスとして業界から注目された。38年12月から帝国石油(株)二本木ラインより原料ガスを受け入れ供給を開始、ガス需要の増加に伴い、昭和53年3月に有水式ガスホルダーを増設した。平成5年6月には東京ガス(株)等の支援を得て熱量変更(4,500Kcalから10,200Kcal)を実施した。熱量変更により、中圧でのガスストックが可能となったため、平成10年11月に球形ガスホルダーを建設し、不要となった有水式ガスホルダーを廃止した。また、耐震対策、安定供給のため経年管対策にも取り組んだ。

◇ 上越市

平成17年1月1日、上越地域周辺13町村(安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町)と合併。

ガス事業については、16年12月、柿崎町、大潟町、中郷村との合併認可を受け、合併時から、一般契約料金、供給ガスの標準熱量、本支管工事費の本市負担額を統一した。

平成20年11月、原油高騰等を受け、ガスの需要が大きく拡大し、現有ガスホルダー能力では不足が生じることが確実となったため、新たに大潟ガス供給所を建設した。旧大潟ガス供給所は大潟第2ガス供給所として平成21年3月に廃止した。

平成21年7月、原料ガス購入先である国際石油開発帝石(株)が平成22年1月から輸入LNGを導入し、国産天然ガスとの混合ガスによる供給となることから、原料費調整制度を導入するため、一般ガス供給約款変更認可申請を行った。12月には7月に提出した申請書の補正申請を行い、平成22年1月に認可を受け、平成22年2月1日料金改定を実施した。また、補正申請と合わせて選択供給約款の変更届出も行い、更にお客様のニーズに応えるため、新たに家庭用コージェネレーションシステム契約を追加設定した。

平成26年4月からの原料ガス購入価格の上昇及び消費税率の引上げに伴い、平成26年4月1日に料金改定を実施した。平成28年11月1日から原料ガスの供給熱量が変更されることに伴い、標準熱量を43.1MJから45.0MJに変更した。平成29年4月からの原料ガスの価格体系の変更に伴い、平成29年4月1日に料金改定を実施し、さらに新規需要の獲得を促進するため、新築お祝い3年割と子育てプラス割の割引制度を導入した。

(2) 主要年譜

旧高田市、旧直江津市

- 大正 7年10月 旧高田市 高田瓦斯㈱を買収（供給戸数409 戸）
 - ・北本町ガス製造所：原料－石炭
 - 有水ガスホルダー（800m³）－1 基
- 昭和13年 3月 旧高田市 日本石油㈱から天然ガスの受入れを開始
- 30年12月 " 北本町ガス製造所 有水ガスホルダー（3,000m³）を増設
- 31年 1月 旧直江津市 事業認可
- 7月 " 川原町ガス供給所完成（有水ガスホルダー 2,000m³）
- " " 供給開始（供給戸数924 戸）
- 34年 3月 旧直江津市 川原町ガス供給所 球形ガスホルダー（3,000m³）を増設
- 35年 5月 旧高田市 南本町ガス製造所完成
 - （球形ガスホルダー 3,000m³，有水ガスホルダー 100m³）
- 40年 3月 旧直江津市 石橋ガス供給所完成（有水ガスホルダー 1,000m³）
- 41年12月 旧高田市 北本町ガス供給所 球形ガスホルダー（20,000m³）を増設
- 42年12月 旧直江津市 川原町ガス供給所 球形ガスホルダー（15,000m³）を増設

合併前の上越市

- 昭和46年 4月 上越市発足（昭和46年 4月29日）
 - ・供給戸数 22,808 戸（高田 13,849 戸・直江津 8,959 戸）
 - ・導管総延長 222,464 m（高田122,418 m・直江津100,046 m）
 - ・ガスホルダー 10基49,700m³（高田6基28,700m³・直江津4基21,000m³）
 - ・供給熱量 4,500 kcal/m³（一部工業用 9,200 kcal/m³）
 - ・認可料金 高田 12円55銭・直江津 13円61銭
- 6月 両市のガス事業合併認可
- 48年 1月 供給区域拡張許可（大豆、中屋敷、岩木、飯、滝寺など）
- 5月 供給区域拡張許可（三交地区の一部）
- " 料金改定（35円93銭/m³・料金一本化）
- " 供給熱量変更（4,500kcal→10,000kcal・13Aに引上げ）を認可
- " 熱量変更作業（24,980戸）を開始、12月に終了
- 50年 4月 ガス器具の販売・修理を指定店に委託
- 5月 隔月検針（2ヵ月ごと）認可
- 10月 料金改定認可（53円50銭/m³・改定率49.9%）
- 52年 4月 供給施設の整備拡充3ヵ年計画策定
- 53年 4月 料金改定認可（65円41銭/m³・改定率21.9%）
- 10月 春日山ガス供給所完成（球形ガスホルダー50,000m³）
- 12月 計画供給戸数を30,000戸から33,000戸に改める
- 54年 5月 供給区域拡張許可（中門前、春日、大豆、中屋敷など）
- 55年 1月 石橋ガス供給所廃止
- 3月 供給区域拡張許可（新道・津有・三郷・春日地区の一部）
- " 木田地内等に高压管を布設完了
- " 供給施設の整備拡充3ヵ年計画完了
- 10月 料金改定認可（87円69銭/m³・改定率34.1%）
- 12月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業許可
- 56年 5月 供給区域拡張許可（金谷・和田地区の一部）
- 12月 南本町ガス供給所廃止認可
- 57年 7月 料金改定認可（101円85銭/m³・改定率16.49%）
- 58年11月 供給区域拡張許可（金谷地区の残り）

- 59年 6月 ガス水道局庁舎完成
- 昭和60年 8月 南部ガス供給所完成（球形ガスホルダー20,000m³）
- 61年 6月 ガス栓安全アダプター取付け作業（5ヵ年計画）開始
⇒平成 3年 3月 135,371個を取付け作業終了
- 平成元年 3月 料金改定認可（97円98銭/m³・改定率△3.5%）
- 4月 消費税導入
- " 計画供給戸数を33,000戸から37,000戸に変更
- " 高田公園にガス灯を設置
- 3年 4月 マイコンメーターの取付けを開始
- 4年12月 供給区域拡張許可（七ヶ所新田地区の一部）
- 5年11月 川原町ガス供給所 有水ガスホルダー（2,000m³）廃止
- 6年 3月 供給区域拡張許可（大字寺町、西田中）
- 4月 計画供給戸数を37,000戸から41,000戸に変更
- 6月 供給規程以外の供給条件（冷房料金）の認可
- 11月 供給区域拡張許可（長者町、本長者原、天野原新田、西松野木）
- 12月 供給区域拡張許可（新潟県南部工業団地の第1期工事分）
- 7年 7月 供給規程以外の供給条件の認可（災害救助法適用に係る料金一部減免）
- 8年 3月 局庁舎に地震計を設置
- 4月 高圧送出導管を中圧導管に変更認可
- 10月 料金改定（95円52銭/m³・改定率△1.6%）及び小型空調契約、空調夏期契約認可
- 11月 毎月検針に移行
- 9年 3月 南本町ガバナー室に地震計を設置
- " 料金改定議決（消費税等3%→5%）
- 5月 大口供給開始
- 9月 天然ガス自動車（小型貨物車2台）導入
- 10月 供給区域拡張許可（新潟県南部工業団地の残り）
- 12月 春日山ガス供給所 第2号球形ガスホルダー（50,000m³）完成
- 10年 1月 計画供給戸数を41,000戸から47,000戸に改める
- 2月 ISO 14001 認証取得
- 8月 北本町ガス供給所有水ガスホルダー（3,000m³）廃止
- 8月 川原町ガス供給所廃止（球形ガスホルダー3,000m³及び15,000m³廃止）
- 10月 検針にハンディーターミナルを導入
- 11年 1月 春日山ガス供給所 高圧受入導管及び高圧整圧器を帝国石油に譲渡
- 2月 低圧ガス導管の2ブロック化完成
- 3月 供給規程変更（S I化）の認可
- 10月 南部ガス供給所球形ガスホルダー 20,000m³供用中検査
- 12年 2月 川原町ガス供給所球形ガスホルダー 3,000m³解体
- 3月 供給規程から供給約款への移行（3/31届出、4/10実施）
- 6月 供給区域拡張許可（荒屋の一部）
- 10月 天然ガススタンド契約設定
- 13年 4月 時間帯別B契約設定
- 8月 簡易ガス抽水装置導入
- 9月 供給区域拡張許可（岡原、中箱井、上箱井の一部）
- 11月 家庭用温水暖房契約及び融雪契約設定
- 14年 2月 移動式簡易ガス発生装置導入 PA-13A4N×2台
（ガス工作物軽微変更届出、供給約款以外の供給条件の認可）
- 5月 供給区域拡張許可（三郷、和田地区の一部）
- 8月 管内検査用テレビカメラ装置導入
- 12月 北本町ガス供給所球形ガスホルダー20,000m³開放検査
- 15年12月 春日山ガス供給所球形2号ガスホルダー50,000m³開放検査

- 平成16年 3月 川原町ガスホルダー15,000m³解体
- 5月 料金改定 (96円00銭/m³・改定率△5.04%)
及びボージェネレーションシステム契約、小型空調パッケージ契約認可
- " 供給ガスの標準熱量を41.8605MJから43.1MJに変更
- 8月 供給区域減少許可 (金谷、春日、保倉、北諏訪、谷浜地区の各一部)
- 11月 供給約款等以外の供給条件の認可 (中越大震災による災害救助法適用に伴う
ガス料金等の一部免除)

旧柿崎町

- 昭和36年 7月 事業認可 (供給戸数800戸、供給熱量4,500 kcal/m³)
- 48年 8月 供給熱量変更 (4,500kcal→10,000kcalに引上げ) を認可
- 55年12月 球形ガスホルダー (10,000m³) 完成
- 56年 3月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業認可
- 61年10月 ガス栓安全アダプター取付け作業開始
- " 球形ガスホルダー (10,000m³) 開放検査
- 平成 5年 4月 マイコンメーターの取付けを開始
- 6年 8月 ガス水道課事務所に地震計を設置
- 8年 8月 自動熱量分析装置 (ガスクロマトグラフ) を導入
- 13年 4月 ガス工作物変更届出 (有水ガスホルダー廃止: 供給戸数2,645戸)
- 8月 有水ガスホルダー (1,000m³) 解体
- 15年10月 球形ガスホルダー (15,000m³) 完成
- " 集中監視システム稼動
- 16年10月 球形ガスホルダー (10,000m³) 開放検査
- 12月 大口供給開始

旧大湊町

- 昭和33年 8月 事業認可 (供給戸数888戸、供給熱量4,500 kcal/m³)
- 44年10月 第2ガス供給所建設
- 50年 7月 供給熱量変更 (4,500 kcal→10,000 kcalに引上げ) を認可
- 55年11月 球形ガスホルダー (10,000m³) 完成
- 12月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業許可
- 61年 5月 ガス栓安全アダプター取付け作業開始
⇒平成2年3月: 8,162個を取付け作業終了
- 63年 9月 供給所球形ガスホルダー (10,000m³) 開放検査
- 平成 3年 4月 マイコンメーターの取付けを開始
- 7年 6月 検針にハンディーターミナルを導入
- " ガス水道課事務所に地震計を設置
- 8月 自動熱量分析装置 (ガスクロマトグラフ) を導入
- 9年10月 天然ガス自動車導入
- 12年 8月 有水ガスホルダー (1,000m³) 廃止
- 9月 供給所球形ガスホルダー (10,000m³) 開放検査
- 13年 2月 供給区域拡張許可 (旧頸城村城之腰の一部)
- 4月 都市ガス警報機器リース事業開始
- 11月 有水ガスホルダー (1,000m³) 解体
- 14年 8月 中圧ガス導管電気防食装置設置 (外部電源装置)
- 16年 3月 集中監視システムを導入

旧中郷村

- 昭和38年 8月 事業認可（供給戸数935戸、供給熱量4,500 kcal/m³）
- 53年 3月 有水ガスホルダー（2,000m³）建設
- 55年10月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業認可
- 平成 5年 6月 供給熱量変更（4,500kcal→10,200kcalに引上げ）を認可
- 6年 6月 有水ホルダー（300m³）解体
- 10年11月 球形ホルダー（10,000m³）建設
- 15年 7月 有水ガスホルダー（2,000m³）解体
- 16年 9月 大口供給開始

上越市

- ◇平成16年12月 柿崎町、大潟町、中郷村との平成17年1月1日付のガス事業合併認可
- ◇ 17年 1月 上越地域周辺13町村と合併（平成17年1月1日）
- ◇ " 緊急時画像通信システム導入
- ◇ " 衛星携帯電話導入（本局舎3台・営業所9台）
- ◇ 3月 本庁舎北側敷地に非常用自家発電設備を設置
- ◇ " マッピングシステム完成（合併前の上越市の区域）
- ◇ " CAD設計積算システム導入
- ◇ 8月 供給区域拡張許可（上千原の一部）
- ◇ 9月 一般ガス供給約款、選択約款の変更届出（合併に際し地域ごとに運用していた供給約款及び選択約款を統一）
- ◇ 18年 1月 供給約款等以外の供給条件の認可（平成18年豪雪による災害救助法適用に伴うガス料金等の一部免除）
- ◇ 2月 託送供給約款届出
- ◇ 10月 供給区域拡張許可（頸城区下米岡、榎井、松橋、下中島、松橋新田、城野腰の一部）
- ◇ 19年 4月 託送供給約款変更届出
- ◇ 7月 供給約款等以外の供給条件の認可（新潟県中越沖地震による災害救助法適用に伴うガス料金等の一部免除）
- ◇ " 新ガス供給所の建設に着手（新大潟ガスホルダー：容量70,000m³）
- ◇ 20年10月 春日山ガス供給所球形1号ガスホルダー（50,000m³）開放検査
- ◇ 11月 柿崎ガス供給所球形2号ガスホルダー（15,000m³）開放検査
- ◇ " 大潟ガス供給所完成（球形ガスホルダー70,000m³）
（旧大潟ガス供給所の名称を「大潟第2ガス供給所」とする。）
- ◇ " ガス中央監視場所を春日山から本局へ移設
- ◇ 21年 3月 大潟第2ガス供給所球形ガスホルダー（10,000m³）廃止
- ◇ 11月 南部ガス供給所球形ガスホルダー（20,000m³）開放検査
- ◇ 22年 1月 一般ガス供給約款変更認可（103円74銭/m³・改定率7.01%）
⇒平成22年2月1日実施
- ◇ " 選択約款、託送供給約款変更届出及び家庭用コージェネレーションシステム契約の設定に伴う届出
- ◇ 3月 移動式簡易ガス発生装置導入 PA-13A30NA×1台
（ガス工作物軽微変更届出）
- ◇ 10月 ガス水道フェア10周年、リージョンプラザ上越インドアスタジアムにて開催
- ◇ 23年 1月 局庁舎1階に料金センターを開設
- ◇ 2月 中郷ガス供給所管理棟建替え
- ◇ 3月 供給約款等以外の供給条件の認可（長野県北部地震による災害救助法適用に伴うガス料金等の一部免除）

- ◇平成23年 4月 ガス水道料金等徴収業務委託実施
 - 〃 供給約款等以外の供給条件の認可（東日本大震災により被災されたお客様に対するガス料金等の一部免除）
- ◇ 8月 合併前上越から大潟間の中圧幹線昇圧化
- ◇ 25年10月 柿崎ガス供給所 球形ガスホルダー（15,000m³）開放検査
- ◇ 11月 供給約款変更届（供給区域の町（字）の変更）
- ◇ 26年 1月 一般ガス供給約款変更認可（119円77銭／m³・改定率10.81%）
 - ⇒平成26年4月1日実施
- ◇ 3月 柿崎ガス供給所 外部電源装置設置
- ◇ 10月 供給約款変更届（供給区域の町（字）の変更）
- ◇ 28年 1月 柿崎ガス供給所 球形ガスホルダー（10,000m³）廃止
- ◇ 8月 供給約款変更届（供給区域の町（字）の変更）
- ◇ 9月 供給約款、選択約款及び託送供給約款変更届出（供給ガスの標準熱量を43.1MJから45.0MJに変更） ⇒平成28年11月1日実施
- ◇ 12月 託送供給約款の認可 ⇒平成29年4月1日実施
- ◇ 29年 1月 供給約款等以外の供給条件の認可（糸魚川市における大規模火災により被災されたお客様に対するガス料金の支払期限の延長）
 - 〃 柿崎ガス供給所 球形ガスホルダー（10,000m³）解体
 - 〃 大潟第2ガス供給所 球形ガスホルダー（10,000m³）解体
- ◇ 4月 ガスシステム改革の実施
 - 料金改定（改定率4.98%） ⇒平成29年4月1日実施
 - 〃 ガス料金割引制度（新築お祝い3年割、子育てプラス割）の導入
- ◇ 11月 北本町ガス供給所 球形ガスホルダー（20,000m³）解体
- ◇ 30年 7月 優良地方公営企業総務大臣表彰の受賞
- ◇ 10月 公営ガス事業100周年記念式典の挙行
- ◇ 3月 中央監視装置の更新（供給施設の一元監視化）

2 事業の諸元

(1) 事業所の名称・所在地

上 越	本 局	新潟県上越市 木田1丁目1番3号
	春日山ガス供給所	〃 大字中門前字三本杉153番地
	南部ガス供給所	〃 大字地頭方字古屋敷449番地
柿 崎 区	北 部 営 業 所	〃 柿崎区直海浜1386番地
	柿 崎 ガ ス 供 給 所	〃 〃
大 潟 区	大 潟 ガ ス 供 給 所	〃 大潟区渋柿浜864番地1
中 郷 区	中 郷 区 営 業 所	〃 中郷区藤澤986番地1
	中 郷 ガ ス 供 給 所	〃 〃 藤澤967番地1

(2) 代表者氏名

・上越市ガス水道事業管理者 市川 公 男 (平成31年4月1日就任)

(3) 職員数

・49名 (ガス主任技術者 甲種13名、乙種16名) (平成31年4月1日現在)

(4) 事業認可

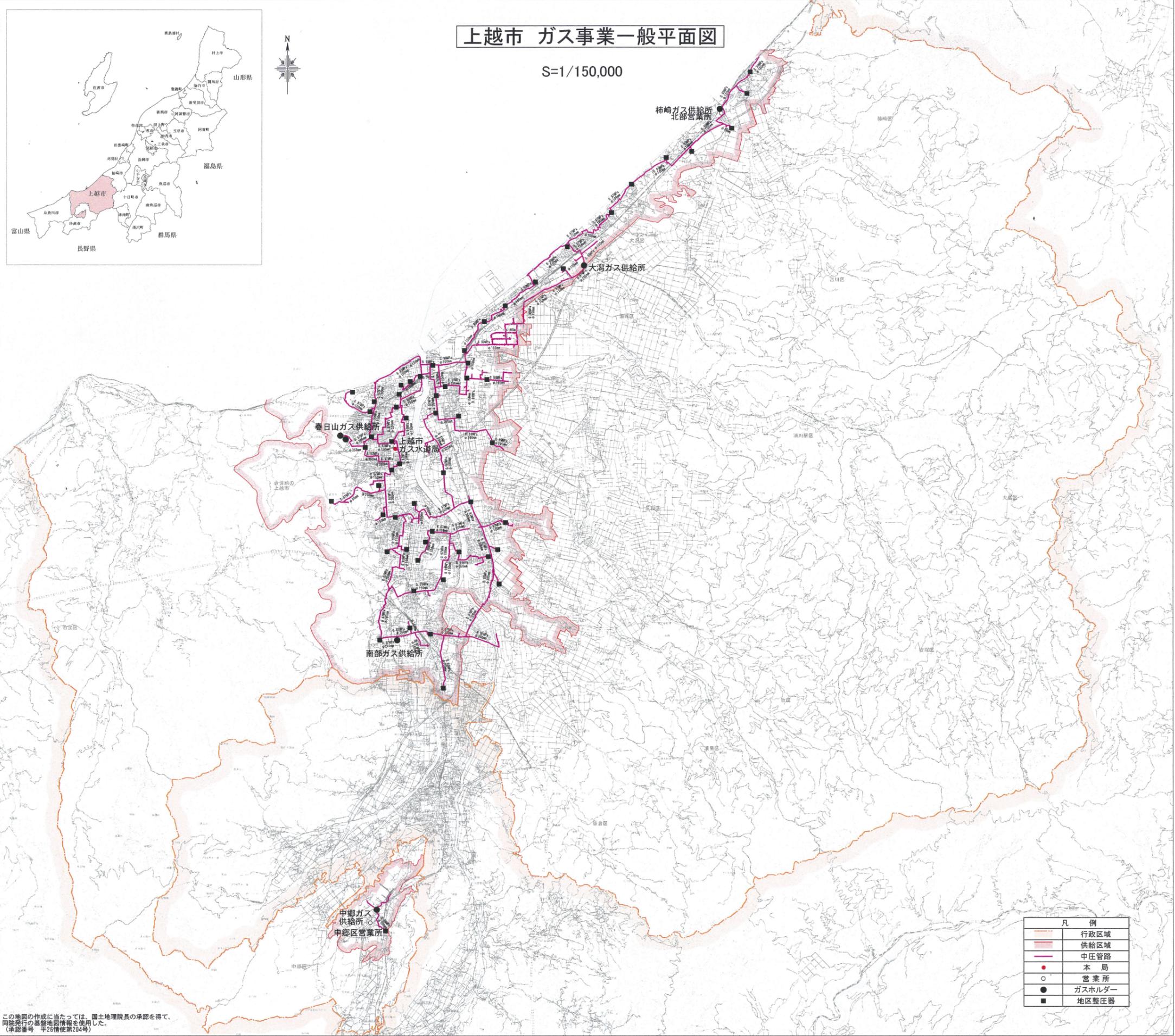
旧 高 田 市	大正 7年 10月 1日	(事業開始 大正 7 年10月24日)
旧 直 江 津 市	昭和 31年 1月 6日	(事業開始 昭和 31年 7月10日)
事業の合併認可	昭和 46年 6月 5日	(合 併 日 昭和 46年 4月29日)
事 業 認 可	昭和 55年 12月 8日	(都市ガス警報器とその関連機器販売)

旧 柿 崎 町	昭和 36年 7月 12日	(事業開始 昭和 37年 7月 31日)
旧 大 潟 町	昭和 33年 8月 5日	(事業開始 昭和 34年 1月 4日)
旧 中 郷 村	昭和 38年 8月 3日	(事業開始 昭和 38年 12月 21日)

事業の合併認可	平成 16年 12月 6日	(合 併 日 平成 17年 1月 1日)
---------	---------------	----------------------

上越市 ガス事業一般平面図

S=1/150,000



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。
(承認番号 平26情使第204号)

凡 例	
	行政区域
	供給区域
	中圧管路
	本局
	営業所
	ガスホルダー
	地区整圧器

(5) 供給区域

・平成29年4月1日実施の上越市ガス供給規程より

新潟県上越市南本町一丁目、二丁目、三丁目、本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、北本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、仲町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、寺町一丁目、二丁目、三丁目、東本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、南城町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、東城町一丁目、二丁目、三丁目、西城町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大手町、北城町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、幸町、栄町、南新町、本城町、中通町、新町、南高田町、高土町受地、高土町一丁目、二丁目、三丁目、稲田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大字寺、大字大日、大字中田新田、大字上島、大字中々村新田、大字平岡、大字南田屋新田、大字北田屋新田、大字大道福田、大道福田、大字富岡、富岡、大字藤野新田、藤野新田、大字大日古川新田、大字大日新田、大字大道新田、大字赤塚新田、とよば、大字子安新田、子安新田、大字子安、子安、大字鴨島、鴨島、鴨島一丁目、二丁目、三丁目、新南町、大字茨沢、大字藤塚、大字今池、大字上新町、大字下新町、桜町、大字上稲田、大字下稲田、大字四ヶ所、大字戸野目、大字西市野口、大字戸野目古新田、大字門田新田、大字荒屋字入足、田園、大字上野田、大字長面、平成町、大字中田原、大字大貫、大貫一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大字京田、大字上中田、大字下中田、大字青木、大字地頭方、大字稲荷、大字向橋、大字灰塚、大字黒田、大字朝日、大字下馬場、大字小滝、大字上門前、大字土橋、土橋、大字藤巻、藤巻、大字木田新田、木田新田一丁目、二丁目、大字木田、大字薄袋、大字藤新田、藤新田一丁目、二丁目、大字寺分、大字春日、大字中屋敷、大字大豆、大字中門前、中門前一丁目、二丁目、三丁目、木田一丁目、二丁目、三丁目、春日山町一丁目、二丁目、三丁目、大豆一丁目、二丁目、春日野一丁目、二丁目、新光町一丁目、二丁目、三丁目、大字岩木、山屋敷町、大字前、大字上正善寺、大字中正善寺、大字下正善寺、大字滝寺、大字飯、大字塚田新田、御殿山町、昭和町一丁目、二丁目、上昭和町、大字三交、大字今泉、大字土合、大字脇野田、大字荒町、大字高田新田、大字石沢、大字寺町、大字西田中、大和一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大字岡原、大字中箱井、大字上箱井、大字下箱井字小鍋太郎、字大将新田、字北藪野、字顕法寺、大字丸山新田字倉下、字瀬違浦、字代官袋、大字七ヶ所新田字茶屋、字前田、字加吹川原、字下川原、字河之川原、字小鍋太郎、字船場、字船場川原、大字島田下新田字瀬違、大字長者町字稲葉のうち市道下四ツ屋長者町線以北、字畑ヶ田、字長者原、字浦ノ畑、字屋敷添、字中橋、字柳ノ内、大字本長者原、大字天野原新田、大字西松野木字中川原、字東原、字中通、字南畑、字仲田、字西向、字渡辺、字原割、字屋敷添、字内五林木、字五林木、字平塚、字下ノ坪、字小川原、字上川原、字向川原、字谷内、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田、大字下稲塚、大字下四ツ屋、西本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、中央一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、住吉町、港町一丁目、二丁目、東雲町一丁目、二丁目、栄町一丁目、二丁目、東町、大字直江津、大字塩屋、大字八幡、大字轟木、大字高崎新田、五智一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、加賀町、五智新町、大字大場、大字愛宕国分、大字毘沙門国分寺、大字五智国分、大字居多、石橋一丁目、二丁目、石橋、大字石橋、春日新田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大字春日新田、大字虫生岩戸、大字小猿屋、大字三田、大字三田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、三ツ橋、大字福田、福田町、佐内町、大字佐内、三ツ屋町、大字三屋、安江一丁目、二丁目、三丁目、大字安江、大字上源入、上源入、大字下源入、下源入、大字松村新田、下門前、大字塩屋新田、塩屋新田、川原町、大字小猿屋新田、大字福橋、大字猿曾根、大字下真砂、大字上吉新田、大字下吉新田、大字上黒井、大字黒井、日之出町、大字上荒浜、大字南荒浜、大字下荒浜、大字遊光寺浜、大字南原、大字夷浜、大字夷浜新田、大字西ヶ窪浜、大字石橋新田、大字上千原字江尻、字谷内、字大枝、字大枝割、字六十歩、字下三番割(農道中江447号線以北かつ市道北陸自動車道北1号線以西に限る。)

柿崎区柿崎10355-1番地、10355-2番地、10355-3番地、10356-1番地、10356-2番地、10356-3番地、10356-4番地、10356-5番地、10356-6番地、10356-7番地、10356-8番地、10356-9番地、10356-10番地、10356-11番地、10357番地、10358-1番地、10358-2番地、10359-1番地、10359-2番地、10361-1番地、10361-2番地、10361-3番地、10361-4番地、10362番地、10364番地、10366-1番地、10367番地、10368番地、10369番地、10374番地、10383番地、10383-1番地、10384-1番地、10385-1番地、10385-2番地、10390番地、10391番地、10396-1番地、10396-2番地、10401番地、10408番地、10506-1番地、10506-2番地、10507-1番地、10507-2番地、10508-1番地、10508-2番地、字猫谷内、字越前、字上ノ山、字林腰、字覚戸、字藤木、字江俣木、字木崎山、字清水田、字小河向、字笹崎、字中嶋、字八反田、字西脇、字覚目、字家ノ地、字袋田、字長峯、字家ノ地前、字新田町、字上町、字水戸町、字仲裏町、字住吉町裏、字仲町、字住吉町、字大門町、字人見山、字下町裏、字諏訪町、字大久保、字新町、字鍋屋町、字小萱丁、字江戸丁、字小萱丁浦、字削場、字あけぼの、直海浜、三ツ屋浜、上下浜、馬正面、坂田新田、川井、法音寺、上下浜新田

大潟区雁子浜、九戸浜、九戸雁子上下浜立会、潟町、土底浜、四ツ屋浜、下小船津浜、上小船津浜、潟守新田、渋柿浜、犀潟、浜雁子新田の一部、蜘蛛池の一部、岩野古新田の一部、長崎の一部

頸城区西福島、北四ツ屋字大野、浮島字大野、字大坪、字南田、下吉(字屋敷添、字古屋敷、字稲荷袋、字道三野及び字越石を除く。)、上吉(字屋敷添、字吉原、字南畑及び字葎原を除く。)、下米岡字砂田、字八反町、字川北、字砂原、下三分一字沖田、字本田、字縄口、松本字向田、字前田、榎井字砂原、松橋字砂原、松橋新田字川北、下中島字砂原、城野腰字北谷内、字砂原

中郷区藤沢字蟻塚、字呑口、字古屋敷、字東畑、字江ノ山、字下九万田、字船岡山、字士林、字榎畑、字赤坂、字西浦、字西ヶ窪、字松ノ木田、字野林、字西林、字鼬原、字郷清水、字九万田、坂本字北ノ原、字和田、字タラヌキ、字金山、字奥城、字外窪、二本木字御所、字北ノ原、苗代、前田、西峯、西田、道光、茗荷沢、岩崎、上ノ原、和田原、和田、東金山、田中田、若宮、西林、北野畔、下中島、下滝ノ沢、上原裏、原裏、西金山、賓腰、大沼、南野畔、野畔、上滝ノ沢、上中島、中島、四ッ屋口、金山、タラヌキ、下原裏、松崎字道作、字浦畑、字寺久保、字宮田、字田中田、字上滝ノ沢、四ッ屋、板橋字東浦、字寺山、字金山、字松ノ木、字坂ノ下、字江端、字西浦、字西ヶ久保、字鶴ヶ峰、字一ノ沢、字八斗蒔原、字蟻塚、字櫻塚、字蟹田、八斗蒔字林尻、字四ッ屋口、字大西、字滝ノ沢、字下原大西、字西ノ窪、字北道東、字北林、字屋敷前、字前畑、字南畑、字宗才塚、字林際、字前野、字宮ノ外、字中西、字前田、字前大道、字下原道西、字中嶋、字北野

(6) 供給区域面積

・ 129.6 km²

(合併前の上越市 99.6km² 柿崎区 10.9km² 大潟区 7.8km² 中郷区 9.2km² 頸城区 2.1km²)

(7) 計画供給戸数

・ 計画供給戸数 54,400 戸 (平成17年1月施行)

・ 計画一日最大供給量 314,000 m³ (平成18年4月施行)

(8) 供給ガスの種類

・ 種類 13A (天然ガス)

・ 標準熱量 45.0 MJ/m³N

(※ 45.0 MJ/m³N = 10,750 kcal/m³N)

(9) 原料ガスの購入先

・ 購入先 国際石油開発帝石株式会社

(10) ガス料金 (税込) (平成29年4月1日以降適用料金)

① 一般契約料金 (②から⑩以外の一般契約の料金)

使用量区分	0m ³ ～25m ³	26m ³ ～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (1か月当たり)	367.20 円	410.40 円	626.40 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	107.58 円	105.85 円	104.98 円

② 小型空調契約料金

契約種別	1種	2種	3種	
基本料金 (1か月当たり)	4,752 円	2,160 円	540 円	
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	冬期 (12～3月検針分)	92.34 円	96.40 円	101.35 円
	その他期 (4～11月検針分)	74.74 円	78.80 円	83.76 円

※ガスエンジンヒートポンプ方式(GHP)の空調機器または冷凍能力の合計が105.5kW以下のガス吸収式の空調機器を、専用ガスメーターを設置して使用する契約。
年間使用量に応じて、1種～3種の契約種別を選択できる。

③ 空調契約料金

その他期 (4月～11月) 料金表

契約種別		1種	2種	3種
基本 料 金	定額基本料金 (1か月当たり)	32,400 円	6,480 円	648 円
	流量基本料金 (契約使用可能量1m ³ 当たり)	451.04 円	451.04 円	451.04 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)		64.98 円	69.49 円	72.87 円

冬期 (12月～3月) 料金表

使用量区分	0m ³ ～25m ³	26m ³ ～ 250m ³	251m ³ ～ 500m ³	501m ³ ～ 2,500m ³	2,501m ³ ～
基本料金 (1か月当たり)	367.20 円	410.40 円	626.40 円	2,786.40 円	13,586.40 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	107.58 円	105.85 円	104.98 円	100.66 円	96.34 円

※ガス空調機器を、専用ガスメーターを設置して使用する契約。
・年間使用量に応じて、1種～3種の契約種別を選択できる。
・冬期 (12月～3月) は1種～3種とも統一料金となる。

④ 天然ガススタンド契約料金

基本料金 (1か月当たり)	8,359.20 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	57.59 円

※天然ガス自動車用スタンドで専用ガスメーターを設置して使用する契約。

⑤ 時間帯別B契約料金

契約種別		1種	2種
基本料金 (甲)	定額基本料金 (1か月当たり)	144,720 円	32,400 円
	流量基本料金 (契約最大使用量1m ³ 当たり)	766.76 円	766.76 円
基本料金 (乙)	昼間基本料金 (契約最大使用量1m ³ 当たり)	8.79 円	8.79 円
	夜間基本料金 (契約最大使用量1m ³ 当たり)	3.15 円	3.15 円
基準単位料金 (1 m ³ 当たり)		50.83 円	57.79 円

※下記条件をすべて満たす場合で、発信器付ガスメーター及びデマンド計を設置して使用する契約。使用量に応じて、1種、2種の契約種別を選択できる。

- ・契約最大使用量が7m³以上であること。
- ・契約年間使用量が契約最大使用量の600倍以上であること。
- ・契約月平均使用量が860m³以上であること。
- ・契約年間引取量が契約年間使用量の70%以上であること。
- ・契約年間負荷率が1種の場合は70%以上、2種の場合は65%以上であること。
- ・不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

⑥ 家庭用温水暖房契約料金

使用量区分	冬期（12月～4月）		その他期 (5月～11月)
	0m ³ ～150m ³	151m ³ ～	
基本料金 (1か月当たり)	1,339.20 円	1,944 円	一般契約料金を適用
基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	78.53 円	74.50 円	一般契約料金を適用

※専用住宅又は併用住宅で、居室部分に家庭用温水暖房機器を使用している場合でガスメーターの号数が16m³/h以下の一般家庭向けの契約。

冬期（12月～4月）の検針分に適用され、5月～11月までは一般契約料金となる。

⑦ 融雪契約料金

使用量区分	冬期（12月～4月）			その他期 (5月～11月)
	0m ³ ～1,000m ³	1,001m ³ ～3,000m ³	3,001m ³ ～	
基本料金 (1か月当たり)	1,620 円	3,132 円	8,316 円	一般契約料金を適用
基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	83.95 円	82.44 円	80.71 円	一般契約料金を適用

※専用のガスメーターを設置し、道路・駐車場・屋根などの融雪を行う場合の契約。

冬期（12月～4月）の検針分に適用され、5月～11月までは一般契約料金となる。

⑧ コージェネレーションシステム契約料金

契約種別		1種	2種
基本料金	定額基本料金 (1か月当たり)	64,800 円	10,800 円
	流量基本料金 (契約最大使用量1m ³ 当たり)	1,353.13 円	1,353.13 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)		55.42 円	62.18 円

※下記条件をすべて満たす場合で使用する契約の料金。1種、2種の契約種別がある。

- ・ コージェネレーションシステムを使用すること。
- ・ ガスエンジン等の定格発電出力が1種の場合は50kW以上、2種の場合は5kW以上であること、もしくはガスエンジン等の定格軸出力が1種の場合は55kW以上、2種の場合は6kW以上であること。
- ・ 設置するコージェネレーションシステムの使用予定に基づいて契約最大使用量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- ・ 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍以上であること。
- ・ 契約年間引取量が契約年間使用量の70%以上であること。
- ・ 契約年間負荷率が1種の場合は75%以上、2種の場合は65%以上であること。
- ・ 不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

⑨ 小型空調パッケージ契約料金

使用量区分	冬期 (12月～3月)	その他期 (4月～11月)
基本料金 (1か月当たり)	6,480 円	6,480 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	89.19 円	73.63 円

※下記条件で小型空調機器と一般のガス消費機器を併用する場合の契約で双方の使用量を合算し料金を算定する。

- ・ 小型空調機器の冷房または冷凍能力が、ガスエンジンヒートポンプ方式(GHP)の場合は28kW以上、ガス吸収式にあっては28kW以上105.5kW以下であること。

⑩ 家庭用コージェネレーションシステム契約料金

基本料金 (1か月当たり)	1,339.20 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	68.70 円

※下記条件をすべて満たす場合で使用する契約の料金。

- ・ 専用住宅または併用住宅で、家庭用コージェネレーションシステムを設置していること。
- ・ 一需要場所におけるメーター能力が16m³/h以下であること。
- ・ 家庭用コージェネレーションシステムの定格発電出力が5.0kW未満であること。

3 施設の概要

(1) 供給所及びガスホルダー

ガス供給所		ガスホルダー							
		形式	幾何容積		最高使用圧力		貯蔵容量		建設年度
上越	春日山ガス供給所	球形式	5,060	m ³	0.971	MPa	50,000	m ³	1978(S53)
		球形式	5,060	m ³	0.971	MPa	50,000	m ³	1997(H9)
	南部ガス供給所	球形式	4,003	m ³	0.490	MPa	20,000	m ³	1985(S60)
柿崎区	柿崎ガス供給所	球形式	1,500	m ³	0.99	MPa	15,000	m ³	2003(H15)
大潟区	大潟ガス供給所	球形式	7,014	m ³	0.99	MPa	70,000	m ³	2008(H20)
中郷区	中郷ガス供給所	球形式	1,000	m ³	0.99	MPa	10,000	m ³	1998(H10)
合計		6基					215,000	m ³	

(2) 整圧器室

整圧器室等	箇所数[58]	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	
中圧整圧器室	5	三ツ屋町	1976(S51)	木田西	1979(S54)	伊豆殿	1980(S55)	
		春日新田	1983(S58)	川原町	2006(H18)			
地区整圧器室	53	直江津1	国府3丁目	1970(S45)	国府1丁目	1978(S53)	石橋2丁目	1979(S54)
			北部木田	1982(S57)	中央1丁目	1986(S61)	西本町3丁目	1987(S62)
			直江津駅前	1993(H5)	春日野1丁目	1982(S57)	石橋1丁目	1993(H5)
			新光町3丁目	1995(H7)	五智6丁目	1999(H11)		
		直江津2	遊光寺	1970(S45)	福田	1972(S47)	春日新田2丁目	1976(S51)
			西ヶ窪浜	1979(S54)	黒井駅前	1980(S55)	平岡	1984(S59)
			黒井工業団地	1989(H1)	佐内町	1992(H4)	小猿屋	2001(H13)
		高田1	下門前	2010(H22)	安江	2017(H29)		
			昭和町2丁目	1971(S46)	寺町2丁目	1980(S55)	大貫4丁目	1980(S55)
			飯	1981(S56)	東城町3丁目	1983(S58)	下正善寺	1984(S59)
			南本町3丁目	1985(S60)	黒田	1985(S60)	大学前	1993(H5)
			西城町3丁目	1994(H6)	大手町	1995(H7)	東城町1丁目(GBOX)	2002(H14)
			東本町3丁目	2010(H22)	西田中	2013(H25)	土橋	2014(H26)
		高田2	大和2丁目	2015(H27)				
			寺	1985(S60)	茨沢	1985(S60)	下新町	1987(S62)
		柿崎区5	平成町	1992(H4)	子安	1995(H7)		
			上下浜	1981(S56)	坂田新田	1987(S62)	柿崎8区(GBOX)	2009(H21)
		大潟区4	あけぼの(GBOX)	2010(H22)	馬正面(GBOX)	2012(H24)		
			犀潟	1988(S63)	渋柿浜	1996(H8)	四ツ屋浜	2000(H12)
			雁子浜	2001(H13)				
		中郷区1	二本木	2007(H19)				

上越の直江津1、直江津2、高田1、高田2は単位ブロックによる分類

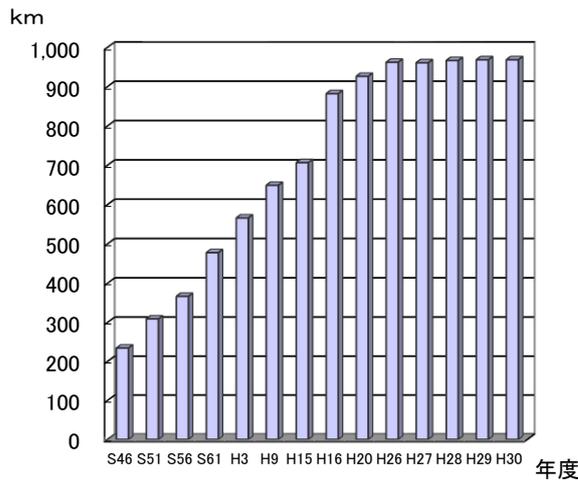
(3) 導管延長

① 本支管・供給管の延長

(各年度末現在の延長、単位：m)

年 度	本支管	供給管	合 計
26年度	962,834	179,253	1,142,087
27年度	960,804	180,397	1,141,201
28年度	966,332	180,588	1,146,920
29年度	968,299	180,625	1,148,924
30年度	968,425	180,414	1,148,839
上 越	794,118	154,389	948,507
柿 崎 区	66,869	12,079	78,948
大 潟 区	82,932	8,276	91,208
中 郷 区	24,506	5,670	30,176

◇本支管延長の推移



(単位：m)

年度	本支管の延長
S46	234,500
S51	309,170
S56	366,682
S61	477,925
H3	566,235
H9	649,113
H15	706,751
H16	882,233
H20	926,178
H26	962,834
H27	960,804
H28	966,332
H29	968,299
H30	968,425

※平成15年度以前は合併前の上越市の値

② 本支管の圧力別・管種別延長

(各年度末現在の延長、単位：m)

年 度	中 圧 管			低 圧 管				合 計
	鋼 管	P E管	小 計	鋼 管	铸铁管	P E管	小 計	
26年度	144,604	1,722	146,326	101,821	221,239	493,448	816,508	962,834
27年度	139,785	1,722	141,507	97,125	218,433	503,739	819,297	960,804
28年度	141,581	1,722	143,303	95,529	215,350	512,150	823,029	966,332
29年度	141,135	1,722	142,857	94,126	212,536	518,780	825,442	968,299
30年度	139,965	1,744	141,709	92,910	209,659	524,147	826,716	968,425
上 越	114,605	-	114,605	27,542	209,046	442,925	679,513	794,118
柿 崎 区	11,898	-	11,898	21,711	-	33,260	54,971	66,869
大 潟 区	12,419	-	12,419	39,998	613	29,902	70,513	82,932
中 郷 区	1,043	1,744	2,787	3,659	-	18,060	21,719	24,506

(4) 電気防食装置

区 分	箇所数	施 設 名 称	
外部電源 装置	6	上 越	岩木整圧器室、城東中学校、直江津東中学校 *黒田小学校
		大潟区	下小船津浜13
		柿崎区	柿崎ガス供給所
選択排流装置	1	柿崎区	*直海浜(信越本線出羽踏切付近)

*は休止中の施設

(5) 非常用自家発電設備

地 区	設置場所	形 式	出 力	燃 料	燃料タンク	設置年度
上 越	春日山ガス供給所	ディーゼル発電機	4.2kVA×100V	軽 油	55 ℓ	1998(H10)
	大潟ガス供給所	ディーゼル発電機	5kVA×100V	軽 油	36 ℓ	2008(H20)
柿崎区	柿崎ガス供給所	ディーゼル発電機	5kVA×100V	軽 油	70 ℓ	2002(H14)

4 業務の状況

(1) 供給戸数及び普及率

年 度	供給区域内			行政区域内		
	総戸数(戸) a	供給戸数(戸) b	普及率(%) b/a	総戸数(戸) a	供給戸数(戸) b	普及率(%) b/a
26年度	54,783	46,468	84.8	73,796	46,468	63.0
27年度	55,154	46,393	84.1	73,796	46,393	62.9
28年度	55,653	46,486	83.5	74,588	46,486	62.3
29年度	56,156	46,541	82.9	75,063	46,541	62.0
30年度	56,469	46,597	82.5	75,483	46,597	61.7
上 越	49,773	40,738	81.8	(52,796)	40,738	77.2
柿 崎 区	2,566	2,274	88.6	(3,440)	2,274	66.1
大 潟 区	3,287	2,828	86.0	(3,516)	2,828	80.4
中 郷 区	843	757	89.8	(1,350)	757	56.1

※上越の供給区域内総戸数には頸城区分を含む（上越49,132戸、頸城区641戸）

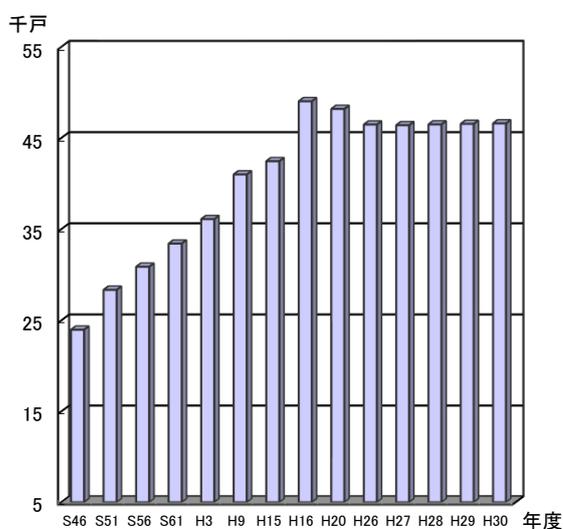
※行政区域内の総戸数は内訳と一致しない

＜供給区域内＞ ガス事業年報等における普及率の算出値

年 度	一般世帯数 (戸) a	ガスメーター取付数 (個)		普 及 率 (%)	
		総 数 b	家庭用 c	全 体 b/a	家庭用 c/a
26年度	54,547	52,957	48,423	97.1	88.8
27年度	54,917	53,108	48,610	96.7	88.5
28年度	55,492	53,199	48,733	95.9	87.8
29年度	55,993	53,537	49,086	95.6	87.7
30年度	56,306	53,604	49,163	95.2	87.3
上 越	49,629	47,067	43,138	94.8	86.9
柿 崎 区	2,559	2,558	2,350	100.0	91.8
大 潟 区	3,277	3,143	2,897	95.9	88.4
中 郷 区	841	836	778	99.4	92.5

※一般世帯数＝総戸数×一般世帯率、27年度以前：99.57%（H22国調）、28年度以降：99.71%（H27国調）

◇供給戸数の推移



年度	供給戸数
S46	23,975 戸
S51	28,347
S56	30,874
S61	33,418
H3	36,098
H9	41,072
H15	42,451
H16	49,026
H20	48,182
H26	46,468
H27	46,393
H28	46,486
H29	46,541
H30	46,597

※平成15年度以前は合併前の上越市の値

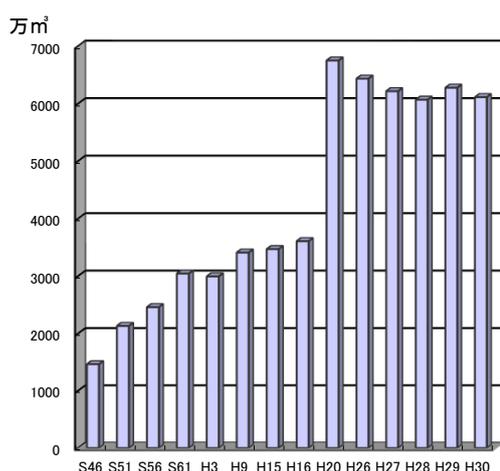
(2) 購入量・送油量・販売量

① 年間購入量・送油量・販売量

(単位：m³)

年 度	ガス購入量	ガス送油量 a	ガス販売量 b	自家使用量 c	有効率 (%) (b+c)/a
26年度	64,470,311	64,469,081	64,337,503	40,785	99.86
27年度	62,278,621	62,271,370	62,149,419	36,247	99.86
28年度	60,782,293	60,775,241	60,673,921	35,120	99.89
29年度	62,808,548	62,832,801	62,761,029	35,137	99.94
30年度	61,170,668	61,175,908	61,116,046	35,341	99.96
上 越	34,261,215	34,265,345	50,530,453	15,000	147.51
柿 崎 区	4,138,325	4,139,235	3,001,809	3,613	72.61
大 潟 区	22,100,691	22,100,891	6,890,505	16,728	31.25
中 郷 区	670,437	670,437	693,279	0	103.41

◇ガス販売量の推移



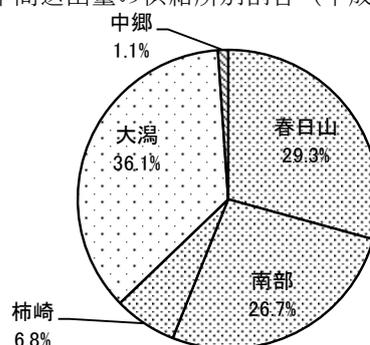
年度	ガス販売量
S46	1,463 万 m ³
S51	2,131
S56	2,458
S61	3,042
H3	2,993
H9	3,408
H15	3,468
H16	3,606
H20	6,749
H26	6,434
H27	6,215
H28	6,067
H29	6,276
H30	6,112

※昭和46年度は10,000kcal換算値
 ※平成16年度以前は合併前の上越市の値

② 年間購入量・送油量の供給所別内訳 (平成30年度)

供給所	年間購入量 (m ³)	年間送油量 (m ³)
上 越	34,261,215	34,265,345
春日山	17,935,858	17,936,407
南 部	16,325,357	16,328,938
柿 崎	4,138,325	4,139,235
大 潟	22,100,691	22,100,891
中 郷	670,437	670,437
合 計	61,170,668	61,175,908

◇年間送油量の供給所別割合 (平成30年度)



③ 年間販売量の用途別構成（平成30年度）

（単位：m³）

用途別	家庭用	商業用	工業用	その他	計
年間販売量 (m³)	18,354,938 (30.0)	6,353,926 (10.4)	27,117,583 (44.4)	9,289,599 (15.2)	61,116,046 (100.0)
上越	15,858,362	5,437,486	21,011,541	8,223,064	50,530,453
柿崎区	932,505	247,040	1,677,623	144,641	3,001,809
大潟区	1,262,385	642,376	4,243,659	742,085	6,890,505
中郷区	301,686	27,024	184,760	179,809	693,279
供給戸数 (戸)	42,991 (92.3)	2,786 (6.0)	74 (0.1)	746 (1.6)	46,597 (100.0)
上越	37,574	2,491	52	621	40,738
柿崎区	2,089	126	15	44	2,274
大潟区	2,620	148	5	55	2,828
中郷区	708	21	2	26	757
1戸1か月当たり (m³)	35.4	188.5	31,386.1	1,048.0	108.9
上越	35.0	180.4	34,054.4	1,117.4	103.0
柿崎区	36.9	162.2	10,292.2	270.9	109.3
大潟区	39.9	358.1	70,727.7	1,131.2	201.7
中郷区	35.2	106.8	7,698.3	570.8	75.7

※「その他」＝学校、官公庁、病院等

※（ ）内は構成比（％）

※「1戸1か月当たり」は「年間販売量／年間延戸数」であるため、表中数値で算出できない。

④ 料金収入の内訳（平成30年度）

（単位：千円，税抜金額）

用途別	家庭用	商業用	工業用	その他	計
年間料金収入	2,231,690	605,327	1,896,631	824,075	5,557,723
上越	1,929,576	516,602	1,444,935	725,088	4,616,201
柿崎区	113,032	25,612	125,544	15,574	279,762
大潟区	152,265	59,981	310,268	65,648	588,162
中郷区	36,817	3,132	15,884	17,765	73,598

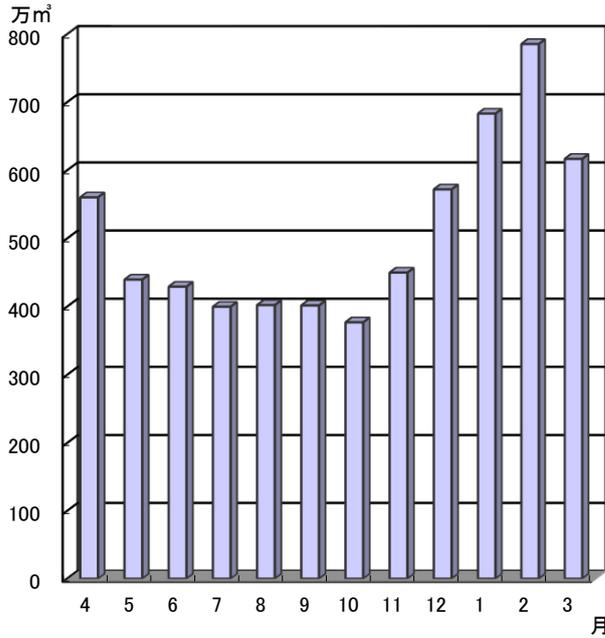
※「その他」＝学校、官公庁、病院等

⑤ 年間販売量の契約別構成

（単位：m³）

年 度	一般契約	選択約款契約	大口契約	計
26年度	24,196,426	10,696,114	29,444,963	64,337,503
27年度	23,152,598	10,611,347	28,385,474	62,149,419
28年度	21,938,176	9,861,969	28,873,776	60,673,921
29年度	22,244,813	10,562,671	29,953,545	62,761,029
30年度	20,712,576	10,204,899	30,198,571	61,116,046
上越	17,890,932	8,235,544	24,403,977	50,530,453
柿崎区	1,072,536	551,171	1,378,102	3,001,809
大潟区	1,386,537	1,266,885	4,237,083	6,890,505
中郷区	362,571	151,299	179,409	693,279

⑥ 月間送出力 (平成30年度)



月	送出力
4	5,604,341 m ³
5	4,396,546
6	4,292,651
7	3,998,712
8	4,022,454
9	4,016,925
10	3,770,569
11	4,499,057
12	5,720,371
1	6,832,309
2	7,853,745
3	6,168,228
計	61,175,908

※送出力は、ガス事業生産動態統計調査の数値で、前月検針から当月検針までの量。
 (例：4月⇒3/15 から4/14 までの送出力)

⑦ 一日平均・最大送出力 (単位：m³)

年 度	一日平均送出力	一日最大送出力 (送出年月日)
26年度	176,627	307,242 (H27. 2. 9)
27年度	170,605	299,879 (H28. 1. 25)
28年度	166,505	288,679 (H29. 1. 24)
29年度	172,142	300,746 (H30. 1. 24)
30年度	167,603	292,343 (H31. 2. 13)
上 越	93,877	176,055
柿 崎 区	11,340	18,120
大 湯 区	60,550	94,570
中 郷 区	1,836	3,598

※送出力は温圧補正後の数値

(3) 本支管建設改良工事施工状況 (単位：m)

年 度	新設工事	改良工事	他工事関連工事	計
26年度	4,141	6,338	3,911	14,390
27年度	4,077	5,936	3,011	13,024
28年度	3,424	6,778	2,157	12,359
29年度	697	5,378	3,667	9,742
30年度	955	2,659	5,708	9,322
上 越	955	1,940	3,758	6,653
柿崎区	0	28	631	659
大潟区	0	637	1,319	1,956
中郷区	0	54	0	54

(4) ガス装置工事施工件数 (単位：件)

年 度	新 設	改 造	増 設	撤 去	その他	計
26年度	209	568	105	311	45	1,238
27年度	237	536	71	332	44	1,220
28年度	220	472	53	330	50	1,125
29年度	210	457	47	267	34	1,015
30年度	184	412	57	325	25	1,003
上 越	169	336	43	278	22	848
柿崎区	8	24	4	17	2	55
大潟区	7	46	9	26	1	89
中郷区	0	6	1	4	0	11

※「その他」は、仮設、小工事

(5) 修繕工事件数 (単位：件)

年 度	本支管	供給管	内 管	その他	計
26年度	18	18	333	715	1,084
27年度	10	19	252	734	1,015
28年度	14	12	286	651	963
29年度	17	20	336	756	1,129
30年度	15	10	286	308	619
上 越	13	8	202	211	434
柿崎区	2	2	52	42	98
大潟区	0	0	31	55	86
中郷区	0	0	1	0	1

※ 修繕工事件数にはガス栓取替えを含まず、「その他」は出不良対応等

(6) ガスメーター

① メーター年間取替個数 (単位：個)

年 度	取替個数
26年度	6,198
27年度	5,581
28年度	5,824
29年度	5,162
30年度	5,252
上 越	4,887
柿 崎 区	211
大 潟 区	125
中 郷 区	29

② 年度末現在のメーター設置個数 (単位：個)

メーター 能 力	26年度		27年度		28年度		29年度	
	普 通	マイコン						
1号	-	12	-	9	-	8	-	8
2号	-	116	-	108	-	103	-	101
3m ³ /h	-	879	-	818	-	760	-	726
4*m ³ /h	-	13,256	-	13,716	-	14,096	-	14,966
4m ³ /h	-	2,350	-	1,576	-	1,238	-	786
5m ³ /h	-	388	-	345	-	325	-	309
6m ³ /h	-	34,003	-	34,614	-	34,524	-	34,675
7m ³ /h	-	39	-	36	-	31	-	30
S10m ³ /h	-	383	-	392	-	403	-	415
10m ³ /h	-	756	-	753	-	756	-	757
15m ³ /h	-	9	-	8	-	7	-	7
16m ³ /h	-	306	-	302	-	303	-	302
25m ³ /h	4	-	3	-	195	-	7	-
30m ³ /h	4	-	3	-	3	-	2	-
40*m ³ /h	187	-	190	-	192	-	190	-
40m ³ /h	8	-	3	-	6	-	5	-
50m ³ /h	14	-	12	-	12	-	10	-
65*m ³ /h	84	-	83	-	88	-	94	-
65m ³ /h	14	-	13	-	12	-	6	-
75m ³ /h	-	-	3	-	3	-	3	-
80m ³ /h	2	-	2	-	2	-	4	-
90m ³ /h	2	-	2	-	-	-	-	-
100m ³ /h	99	-	82	-	91	-	94	-
120m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-
125m ³ /h 以上	39	-	35	-	41	-	40	-
小計	457	52,497	431	52,677	645	52,554	455	53,082
合計	52,954		53,108		53,199		53,537	
マイコン普及率	99.14% (100%)		99.19% (100%)		98.79% (100%)		99.15% (100%)	

※マイコン普及率の()内の数値は、家庭用の普及率を示す

(単位：個)

メーター 能力	30年度									
	上越		柿崎区		大潟区		中郷区		合計	
	普通	マイコン								
1号	-	8	-	-	-	-	-	-	-	8
2号	-	92	-	-	-	-	-	-	-	92
3m ³ /h	-	669	-	7	-	7	-	3	-	686
4*m ³ /h	-	14,731	-	270	-	440	-	131	-	15,572
4m ³ /h	-	277	-	147	-	35	-	17	-	476
5m ³ /h	-	238	-	21	-	17	-	5	-	281
6m ³ /h	-	29,328	-	1,979	-	2,536	-	654	-	34,497
7m ³ /h	-	24	-	5	-	-	-	1	-	30
S10m ³ /h	-	401	-	15	-	16	-	1	-	433
10m ³ /h	-	667	-	53	-	32	-	3	-	755
15m ³ /h	-	6	-	-	-	1	-	-	-	7
16m ³ /h	-	245	-	31	-	24	-	5	-	305
25m ³ /h	8	-	-	-	3	-	-	-	-	11
30m ³ /h	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
40*m ³ /h	167	-	15	-	7	-	1	-	-	190
40m ³ /h	-	-	-	-	3	-	2	-	-	5
50m ³ /h	11	-	-	-	-	-	-	-	-	11
65*m ³ /h	83	-	5	-	3	-	3	-	-	94
65m ³ /h	4	-	-	-	1	-	3	-	-	8
75m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80m ³ /h	6	-	-	-	1	-	-	-	-	7
90m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100m ³ /h	69	-	9	-	10	-	7	-	-	95
120m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
125m ³ /h以上	31	-	1	-	7	-	-	-	-	39
小計	381	46,686	30	2,528	35	3,108	16	820	462	53,142
合計	47,067		2,558		3,143		836		53,604	
マイコン普及率	99.19%	(100%)	98.83%	(100%)	98.89%	(100%)	98.09%	(100%)	99.14%	(100%)

※マイコン普及率の()内の数値は、家庭用の普及率を示す

(7) 消費機器・内管検査実施状況

年 度	検査需要家数 (戸)
26年度	16,898
27年度	15,504
28年度	18,457
29年度	13,305
30年度	13,171
上 越	11,399
柿崎区	645
大潟区	951
中郷区	176

(8) 本支管定期漏えい検査状況

年 度	本支管漏えい検査延長 (m)
26年度	199,216
27年度	200,136
28年度	193,789
29年度	97,761
30年度	129,096
上 越	129,096
柿崎区	0
大潟区	0
中郷区	0

(9) ガス漏れ警報器普及状況 (各年度末現在数)

年 度	警報器取付個数 (個)	
26年度	1,778	<425>
27年度	1,674	<322>
28年度	1,655	<404>
29年度	1,225	<382>
30年度	946	<306>
上 越	266	<40>
柿崎区	323	<189>
大潟区	149	<73>
中郷区	208	<4>

※ 〈 〉内は、警報器取付個数のうちリース個数

(10) 選択契約による契約状況 (各年度末現在数)

年 度	小型空調契約件数				空調契約件数			
	1種	2種	3種	計	1種	2種	3種	計
26年度	39	36	29	104	1	11	15	27
27年度	40	35	27	102	1	11	15	27
28年度	43	35	26	104	1	10	15	26
29年度	41	35	24	100	1	9	15	25
30年度	40	35	23	98	1	11	15	27
上 越	34	29	18	81	1	10	13	24
柿崎区	3	1	0	4	0	0	2	2
大潟区	3	4	4	11	0	0	0	0
中郷区	0	1	1	2	0	1	0	1

年 度	天然ガススタンド契約件数	時間帯別B契約件数			融雪契約件数	家庭用温水暖房契約件数
		1種	2種	計		
26年度	2	10	28	38	15	1,472
27年度	1	11	26	37	15	1,565
28年度	1	11	27	38	15	1,640
29年度	1	9	30	39	15	1,706
30年度	1	9	30	39	16	1,743
上 越	1	5	25	30	15	1,529
柿崎区	0	1	2	3	1	90
大潟区	0	3	3	6	0	113
中郷区	0	0	0	0	0	11

年 度	小型空調パッケージ契約件数	コージェネレーションシステム契約件数			家庭用コージェネレーション契約件数	大口契約件数
		1種	2種	計		
26年度	53	2	3	5	15	17
27年度	52	2	3	5	15	17
28年度	52	2	3	5	15	17
29年度	47	1	4	5	16	17
30年度	52	1	5	6	17	17
上 越	44	1	5	6	14	11
柿崎区	2	0	0	0	1	1
大潟区	3	0	0	0	0	4
中郷区	3	0	0	0	2	1

(11) 空調需要の推移

年 度	GHP(馬力)		吸収式(RT)		コージェネ(kW)	
	年度計	累計	年度計	累計	年度計	累計
26年度	272.1	10,424.6	△ 2,013.0	11,708.5	0.7	3,259.9
27年度	106.9	10,531.5	△ 80.0	11,628.5	0.4	3,260.3
28年度	330.0	10,681.5	△ 90.0	11,538.5	△ 59.3	3,201.0
29年度	799.5	11,481.0	851.5	12,390.0	0.7	3,201.7
30年度	92.0	11,573.0	140.0	12,530.0	4.0	3,205.7
上 越	165.5	9,580.0	140.0	10,632.5	4.0	3,203.0
柿崎区	0.0	532.0	0.0	460.0	0.0	1.0
大潟区	△ 73.5	1,162.0	0.0	757.5	0.0	0.0
中郷区	0.0	299.0	0.0	680.0	0.0	1.7

5 財務の状況

(1) 損益計算書

(単位：円, 税抜金額)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度
ガス事業収益	6,379,176,117	5,787,703,068	6,142,714,042	6,296,101,823
営業収益	5,478,619,106	4,972,991,021	5,377,800,697	5,557,723,211
ガス売上	5,478,619,106	4,972,991,021	5,377,800,697	5,557,723,211
営業雑収益	293,402,057	237,541,897	263,317,824	280,194,625
受注工事収益	292,527,620	237,541,897	263,299,824	280,194,625
その他営業雑収入	874,437	0	18,000	0
営業外収益	606,950,454	577,040,852	501,595,521	458,183,987
受取利息	547,725	649,833	156,374	154,670
繰入金	5,918,000	5,946,000	5,434,000	4,502,000
長期前受金戻入	564,077,172	514,913,602	461,528,723	416,527,789
雑収益	36,407,557	55,531,417	34,476,424	36,999,528
特別利益	204,500	129,298	0	0
固定資産売却益	204,500	125,000	0	0
過年度損益修正益	0	4,298	0	0
ガス事業費用	6,316,680,933	5,741,962,011	5,914,260,324	6,160,503,654
売上原価	3,509,484,422	3,003,157,790	3,194,371,154	3,510,110,030
期首たな卸高	13,587,918	12,235,175	11,471,455	9,674,521
当期製品仕入高	3,510,290,726	3,004,196,293	3,194,403,529	3,514,866,879
当期製品自家使用高	△ 2,159,047	△ 1,802,223	△ 1,829,309	△ 2,171,721
期末たな卸高	△ 12,235,175	△ 11,471,455	△ 9,674,521	△ 12,259,649
営業費用	2,440,117,300	2,422,546,587	2,396,483,356	2,310,363,678
供給販売費	2,318,203,665	2,264,756,566	2,266,563,773	2,161,934,638
一般管理費	121,913,635	157,790,021	129,919,583	148,429,040
営業雑費用	278,962,497	229,636,694	251,937,626	273,139,411
受注工事費	278,962,497	229,636,694	251,937,626	273,139,411
営業外費用	88,042,919	86,578,425	71,381,937	65,744,843
支払利息	86,653,982	78,258,426	70,048,738	62,084,424
雑支出	1,388,937	8,319,999	1,333,199	3,660,419
特別損失	73,795	42,515	86,251	1,145,692
固定資産売却損	73,795	0	86,251	295,692
過年度損益修正損	0	42,515	0	0
その他特別損失	0	0	0	850,000
当年度純利益(△純損失)	62,495,184	45,741,057	228,453,718	135,598,169

※液化石油ガス販売事業の数値を除く

(2) 企業債

(単位：千円)

年 度	当該年度		企業債残高 (各年度末現在)
	借入金	償還金	
26年度	-	398,987	4,915,088
27年度	-	388,105	4,526,983
28年度	-	397,982	4,129,001
29年度	-	408,978	3,720,023
30年度	-	394,647	3,325,376
上 越	-	313,768	2,468,990
柿 崎 区	-	54,880	624,731
大 潟 区	-	12,935	182,830
中 郷 区	-	13,064	48,825

(3) 供給原価・料金単価

年 度	供給原価	料金単価
26年度	90円97銭	92円73銭
27年度	88円07銭	88円15銭
28年度	82円36銭	81円96銭
29年度	82円84銭	85円69銭
30年度	85円07銭	90円94銭

※ 供給原価 = (売上原価 + (営業費用 - 長期前受金戻入見合い分の減価償却費及び固定資産除却費) + 支払利息) ÷ 販売量

※ 料金単価 = 営業収益 ÷ 販売量

《参考》 労働生産性

年 度	職員1人当たりの 供給戸数(戸)	供給戸数1万戸 当たりの職員数(人)	職員1人当たり の販売量(m ³)	損益勘定 職員数(人)
26年度	1,056	9.5	1,462,216	44
27年度	1,079	9.3	1,445,335	43
28年度	1,162	8.6	1,516,848	40
29年度	1,193	8.4	1,609,257	39
30年度	1,195	8.4	1,567,078	39

※ 職員1人当たりの供給戸数 = 供給戸数 ÷ 損益勘定職員数

※ 供給戸数1万戸当たりの職員数 = 10,000人 ÷ 職員1人当たりの供給戸数

※ 職員1人当たりの販売量 = 販売量 ÷ 損益勘定職員数

《参考》 経営分析表(ガス事業会計)

(単位:%)

分析項目		28年度	29年度	30年度	説明
構成比率	1. 固定資産構成比率	83.7	81.4	80.1	総資産の中で、固定資産がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	2. 流動資産構成比率	16.3	18.6	19.9	総資産の中で、流動資産がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	3. 固定負債構成比率	25.5	23.7	21.8	総資本の中で、固定負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	4. 流動負債構成比率	3.9	4.6	4.8	総資本の中で、流動負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	5. 自己資本構成比率	70.6	71.7	73.4	総資本とこれを構成する自己資本の関係を示すもので、高いほど経営の安全性が高いことを表している。
財務比率	6. 固定長期適合率 (固定資産対長期資本比率)	87.1	85.3	84.1	固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内で行われるべきとの立場から、100%以下であることが望ましい。
	7. 流動比率	418.4	405.3	413.3	短期の債務と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率で、高いほど返済能力があり、経営の安定が保たれている。
	8. 当座比率 (酸性試験比率)	396.7	392.4	397.8	流動比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、流動性の強い現金・預金や未収金などと流動負債の割合を表している。
	9. 現金預金比率	354.3	350.8	344.5	当座比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、即支払い可能な現金と流動負債との割合を表している。
	10. 負債比率	99.5	89.9	82.0	負債を自己資本より超過させないことが、健全経営の理想であり、100%以下が望ましい。
	11. 固定負債比率	50.8	45.0	39.6	自己資本に対し、固定負債の占める割合はどのくらいか。100%以下が望ましい。
	12. 流動負債比率	7.8	8.7	8.8	自己資本に対し、流動負債の占める割合はどのくらいか。比率の小さい方が望ましい。
収益率	13. 総資本利益率	0.3	1.4	0.9	投下資本の総額と、それによってもたらされた利益を比較する。比率は大きいほどよい。
	14. 純利益対総収益率	0.8	3.7	2.2	総収益のうち、最終的に企業に残された純利益(損失)の割合を表したもので、値が大きいほどよい。
	15. 営業利益対営業収益率	△ 8.5	△ 3.6	△ 4.4	営業収益の中で、営業利益がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	16. 総収益対総費用比率 (総収支比率)	100.9	103.9	102.2	収益と費用の相対的な関連を示すもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	17. 営業収益対営業費用比率	92.1	96.5	95.8	営業収益とそれに要した営業費用とを対比して業務活動の効率を表したもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	18. 人件費対営業収益比率	6.1	5.5	5.5	営業収益の中で、人件費がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	19. 利子負担率	1.9	1.9	1.9	借入金に対し、支払利息がどのくらいの比率になっているか。比率は小さい方が望ましい。
	20. 総資本回転率	0.29	0.33	0.35	投下され運用されている資本の効率を測定するもので、回転率が大きいほど、少ない資産で大きい売上を獲得できていることとなる。 ※単位:回

6 環境対策

(1) 天然ガス自動車の導入

① 導入の趣旨

天然ガス自動車は、ガソリンや軽油の代わりにクリーンエネルギーである天然ガスを燃料にして走る「低公害車」である。その排気ガスは、ガソリン車に比べてCO₂が20～30%低減するほか、有害物質もほとんど排出しない。本市では、環境にやさしいまちづくりを進める見地から、天然ガス自動車を導入している。

② 自動車の概要

本市ガス事業が導入した天然ガス自動車は「圧縮天然ガス自動車（CNG自動車）」と呼ばれるタイプで、都市ガス（天然ガス）を昇圧供給装置により高圧（20 MPa）に圧縮し、自動車の燃料容器に充填するものである。

③ ガス水道局の導入台数

a. 天然ガス自動車導入実績

年 度	車 種			合 計
	小型貨物自動車(台)	軽貨物自動車(台)	普通自動車(台)	
9年度	2	0	0	2
10年度	0	2	0	2
11年度	0	4	0	4
12年度	0	4	0	4
13年度	0	3	0	3
14年度	0	3	0	3
15年度	0	2	1	3
16年度	0	6 (3)	1	7 (3)
17年度	0	1	0	1
25年度	0	2	0	2
26年度	1	3 (2)	0	4 (2)
合 計	3	30 (5)	2	35 (5)

※ () は大潟区での導入台数（内書き）、他は上越の台数

※導入実績がない年度は記載していない

b. 天然ガス自動車保有台数

車 種			合 計
小型貨物自動車(台)	軽貨物自動車(台)	普通自動車(台)	
1	8	0	9

c. 昇圧供給装置

年 度	地 区	機 種	台数	最高充填圧力	定格流量
11年度	上 越	小型充填機	1	20 MPa	8.0 m ³ /h

〈資料〉 全国の普及状況

(各年度末現在)

年 度	天然ガス自動車		ガス充填設備	
	全 国	うち北陸・東海圏	急速充填所	小型充填機
26年度	44,676	6,513	290 [253]	598
27年度	45,514	6,619	282 [245]	447
28年度	46,316	6,725	271 [235]	423
29年度	47,158	6,785	258 [222]	402
30年度	47,778	6,838	239 [203]	362

※ []内は、急速充填所のうちエコ・ステーションの箇所数

《液化石油ガス販売事業》

1 事業の沿革

(1) 事業の創設

旧大瀧町が当時、町の都市ガス供給区域外であった南大瀧地区において、昭和38年にガス事業の付帯事業として創設。昭和55年には国の特認を受け、多目的燃料供給事業として導管による供給を開始した。

(2) 主要年譜

- 昭和38年 6月 ボンベ供給による販売開始（供給戸数174戸）
- 58年 4月 蜘蛛ヶ池・瀧田地区導管供給開始
- 59年 11月 岩野古新田地区導管供給開始
- 63年 6月 長崎、吉崎新田地区導管供給開始
- 平成 3年 9月 瀧端地区導管供給開始
- 6年 2月 内雁子地区導管供給開始
- 16年 12月 LPガス収納庫24H自動監視装置設置
- 17年 1月 液化石油ガス販売事業承継届書等を届出
- 17年 2月 保安業務規程認可
- 22年 3月 液化石油ガス料金改定（425円94銭/㎥・改定率6.86%）
- 26年 4月 液化石油ガス料金改定（452円66銭/㎥・改定率5.52%）
- 29年 4月 液化石油ガス料金改定（388円33銭/㎥・改定率△14.42%）

2 事業の諸元

(1) 事業認可

- ・ 液化石油ガス供給販売兼業許可 昭和 38年 4月 25日
- ・ 高圧ガス販売事業許可 昭和 38年 6月 6日
- ・ 保安業務規程認可 平成 17年 2月 7日

(2) 供給地点

供給地点群の名称	供給地点
蜘蛛ヶ池地区	蜘蛛ヶ池、瀧田
瀧田地区	瀧田
岩野地区	岩野古新田、長崎、四ツ屋浜の一部、土底浜の一部
長崎地区	長崎、吉崎新田、岩野古新田
瀧端地区	山鶴島新田、里鶴島新田、米倉新田、高橋新田、和泉新田
内雁子地区	内雁子、内雁子新田

(3) 計画供給戸数

- ・ 計画供給戸数 250戸（平成17年1月施行）
- ・ 計画一日最大供給量 120㎥（ ）

(4) ガス料金（税込）（平成29年4月1日以降適用料金）

使用量区分	0～2㎥	2㎥超
基本料金（1か月当たり）	918円00銭	918円00銭
基準単位料金（1㎥当たり）	—	399円60銭

※平成29年4月検針分より液化石油ガス料金を改定。

3 施設の概要

(1) 導管延長

（各年度末現在の延長 単位：m）

年度	本支管	供給管	合計
28年度	8,603	—	8,603
29年度	8,603	—	8,603
30年度	8,603	—	8,603

4 業務の状況

(1) 供給戸数及び普及率

年 度	供給区域内					普及率(%) b/a
	総戸数(戸) a	供給戸数(戸) b			計	
		家庭用	商業用	その他		
28年度	193	170	3	6	179	92.7
29年度	191	169	3	6	178	93.2
30年度	187	165	3	6	174	93.0

(2) 購入量・送出力・販売量

①年間購入量・送出力・販売量 (単位：m³)

年 度	購入量	送出力 a	販売量 b	有効率(%) b/a
28年度	12,695	12,695	13,396	105.52
29年度	12,274	12,274	13,138	107.04
30年度	12,567	12,567	12,632	100.52

②年間販売量の用途別構成 (単位：m³)

年 度	家庭用	商業用	その他	計
28年度	13,081	290	25	13,396
29年度	12,851	264	23	13,138
30年度	12,368	243	21	12,632

(3) 年度末現在のメーター設置個数 (単位：個)

年 度	総数	うち家庭用
28年度	193	184
29年度	191	182
30年度	187	178

5 財務の状況

(1) 損益計算書 (単位：円, 税抜金額)

項 目	28年度	29年度	30年度
ガス事業収益	8,827,456	8,147,769	6,689,583
営業収益	6,298,452	5,357,744	5,141,951
ガス売上	6,298,452	5,357,744	5,141,951
営業雑収益	345,462	606,483	73,640
受注工事収益	345,462	606,483	73,640
営業外収益	2,183,542	2,183,542	1,473,992
長期前受金戻入雑収益	2,183,542	2,183,542	1,473,992
雑収益	0	0	0
ガス事業費用	5,617,140	7,814,783	5,972,291
売上原価	1,818,812	1,965,870	2,154,137
営業費用	3,483,988	5,296,308	3,752,022
供給販売費	3,483,988	5,296,308	3,752,022
営業雑費用	314,340	552,605	66,132
受注工事費	314,340	552,605	66,132
当年度純利益(△純損失)	3,210,316	332,986	717,292

(2) 供給原価・料金単価

年 度	供給原価	料金単価
28年度	232円85銭	470円17銭
29年度	386円56銭	407円81銭
30年度	350円87銭	407円06銭

供給原価

= (売上原価 + (営業費用 - 長期前受金戻入見合い分の減価償却費及び固定資産除却費) + 支払利息) ÷ 販売量

料金単価

= 営業収益 ÷ 販売量

《 資 料 》

(1) 全国の一般ガス事業者

①経産局別一般ガス事業者数(平成30年3月末現在)

経産局別	形態	私 営 事業者	公 営 事業者	計	管轄都道府県名
本 省		5	0	5	東京
北 海 道		7	1	8	北海道
東 北		27	6	33	秋田、青森、岩手、宮城、山形、福島
関 東		70	14	84	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中 部		6	0	6	愛知、岐阜、三重
北 陸		3	1	4	富山、石川
近 畿		16	2	18	大阪、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、 和歌山
中 国		11	1	12	広島、鳥取、島根、岡山、山口
四 国		1	0	1	愛媛、徳島、香川、高知
九 州		26	0	26	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖 縄		1	0	1	沖縄
計		173	25	198	

※「ガス事業便覧」2018年版より

②需要家数別一般ガス事業者数(平成30年3月末現在)

需要家数	形態	私 営	公 営	計
1,000 個以下		5	0	5
1,001 ～ 2,000		7	2	9
2,001 ～ 3,000		17	2	19
3,001 ～ 4,000		15	0	15
4,001 ～ 5,000		10	2	12
5,001 ～ 10,000		26	5	31
10,001 ～ 50,000		61	9	70
50,001 ～100,000		12	3	15
100,001 ～300,000		11	1	12
300,001 ～500,000		3	1	4
500,001 個以上		6	0	6
合 計		173	25	198

(注) 需要家数は、取付メーター数である。

※「ガス事業便覧」2018年版より

(2) 全国の公営事業者の事業開始期日ベスト5

順位	事業者名	事業許可年月日	事業開始年月日
1	金 沢 市	明治39年7月9日	明治41年11月3日
2	仙 台 市	明治42年12月1日	明治43年11月3日
3	福 井 市	明治44年9月26日	明治45年2月28日
4	上 越 市	大正7年10月24日	大正7年10月24日
5	柏 崎 市	大正15年7月23日	昭和2年8月21日

※「ガス事業便覧」2018年版より

(3) 新潟県内の一般ガス事業者数

経営形態	事業者数	事業者名
私 営	7	北陸ガス㈱、新発田ガス㈱、越後天然ガス㈱、 蒲原ガス㈱、佐渡ガス㈱、栄ガス消費生活協同組合、 白根ガス㈱
公 営	7	上越市、柏崎市、見附市、妙高市、小千谷市、魚沼市、 糸魚川市
計	14	

※「ガス事業便覧」2018年版より

(4) 新潟県内のガス事業者（需要家数による順位）

順位	事業者名	需要家数 (数)	標準熱量 (MJ/m ³)	ガス グループ	年間ガス販売量 (1,000MJ)	認可・届出料金 平均単価 (円/m ³)	導管延長 (Km)	従業員数 (人)
1	北陸ガス(株)	374,160	45.0	13A	14,846,608	137.82	4,955	420
2	上越市	53,537	45.0	13A	2,824,244	116.37	968	49
3	新発田ガス(株)	38,852	41.8605	13A	4,948,787	116.61	983	64
4	越後天然ガス(株)	35,299	42.0	13A	1,952,287	115.46	721	43
5	蒲原ガス(株)	34,308	43.12	13A	1,787,102	114.61	998	43
6	柏崎市	30,327	43.1	13A	1,354,100	131.86	804	28
7	白根ガス(株)	28,208	42.0	12A	1,777,022	121.38	765	44
8	糸魚川市	14,918	45.0	13A	401,363	131.44	350	12
9	見附市	12,791	41.8605	13A	654,462	106.16	270	14
10	小千谷市	11,610	43.9535	13A	759,537	114.18	264	17
11	魚沼市	8,651	43.9535	13A	501,663	127.10	296	12
12	妙高市	8,491	45.0	13A	428,959	112.30	231	10
13	栄ガス消費生活 協同組合	3,331	41.8605	13A	129,214	124.89	138	10
14	佐渡ガス(株)	1,640	62.0	13A	23,183	407.33	22	10

(注) 新発田ガス(株)の許可・届出料金平均単価は、村上市分と旧中条町分を除く。

白根ガス(株)の許可・届出料金平均単価は、燕市分を除く。

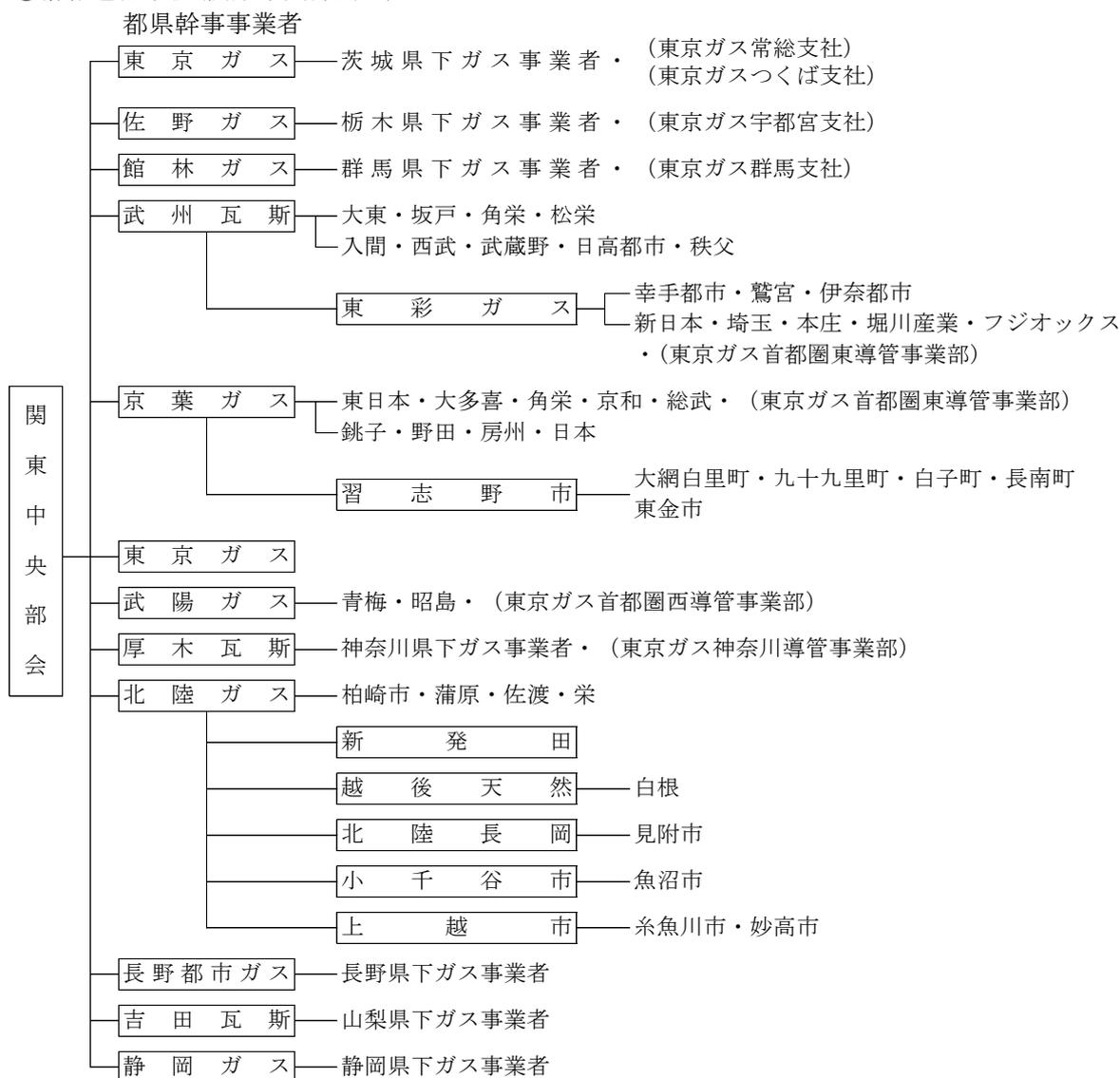
妙高市の許可・届出料金平均単価は、旧妙高高原町分を除く。

※「ガス事業便覧」2018年版、「ガス事業年報」2017年度版より

(5) ガス災害時の相互救援体制

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」別紙1より
 ((社)日本ガス協会関東中央部会 平成30年3月改正)

①情報連絡系統(関東中央部会内)



(注1) 上表の他、各事業者は必要に応じて、直接関東中央部会及び関東東北産業保安監督部保安課に報告するものとする。

(注2) 東京ガスについては、都県ガス協会のみで対応する場合は、都県に所属する導管事業部・支社に連絡するが、全国体制の場合は、東京ガス本社に連絡する。

②救援体制

非常事態が発生し、被災事業者代表者から都県ガス協会に救援要請があった場合、都県ガス協会は、当該都県内の事業者のみで救援(以下、「都県体制」という。)するか、日本ガス協会の救援(以下、「全国体制」)を要請するかを決定し、その結果を関東中央部会に連絡する。関東中央部会は、その結果を日本ガス協会に連絡する。

全国体制が必要な場合は、被災事業者代表者が関東中央部会長に対し救援要請(様式5)を行い、関東中央部会長は日本ガス協会会長に対し救援要請(様式5)を行う。

Ⅱ 水道事業

Ⅱ 水 道 事 業

1 事 業 の 沿 革

(1) 事業の創設

○ 旧高田市

高田市の水道事業は、大正 13 年 3 月に地下水を水源として計画給水人口 30,000 人、一日最大給水量 3,500 m³で、上水道布設工事実施認可を受け、同年 4 月 12 日に工事に着手した。

大正 15 年 6 月 2 日には、第一水源地（当時の北出丸町、現在の南城町 4 丁目）、第二水源地（当時の尾張町、現在の南城町 1 丁目）にそれぞれ 1 号井、2 号井が完成し、825 戸へ給水したのが始まりである。

上水道の計画はこれ以前の明治 36 年に赤痢や腸チフスの流行に対応してあったが、事業運営の不安から頓挫している。その後、明治 41 年に入城した師団の要請等があつて水道計画が再燃した。

大正元年に市議会の満場一致の賛同で建設を決定したが、間もなく勃発した第一次世界大戦の物価騰貴から一時中断し、給水まで実に 15 年の歳月を要したのである。

昭和に入って給水戸数、給水量が年々増加し、昭和 24 年から 28 年にかけて 3 本の深井戸を掘ったほか、昭和 29 年以降の相次ぐ近村との合併により、昭和 40 年までに深井戸は 11 号井を数えるようになった。

○ 旧直江津市

直江津市の水道事業は、当時直江津町だった昭和 11 年 9 月に有志が水道組合を設立し、善光寺浜に水源井戸をおいた簡易水道により、同 12 年 1 月に 142 戸に給水を開始したのが始まりで、昭和 26 年の拡張工事で給水戸数は 550 戸に増加した。

この頃から、町営水道による全町給水要望が高まり、昭和 28 年には水道組合から町への施設譲渡が約束され、昭和 29 年 5 月に水道事業経営認可を受け、計画給水人口 25,000 人、一日最大給水量 5,000 m³の拡張事業に着手した。これと時期を同じくして昭和 29 年 6 月に直江津町は有田村などと合併して市制を施行し、翌 30 年には谷浜村などとも合併した。

このため、昭和 31 年からも拡張事業を継続し、五智浄水場の建設や遠隔地域には簡易水道（有間川、中部、東部等）を設置して需要増に応えた。その後、直江津港の大改修、工業地帯の整備に伴う需要増加に対応するため、昭和 41 年 3 月には深谷浄水場が完成した。

○ 共同事業

昭和 30 年前後から相次ぐ近隣村部との合併で、両市の水需要は急増した。このため、高田が昭和 27 年から 42 年まで、直江津が昭和 37 年まで、それぞれ拡張事業を継続し、遠隔地域には簡易水道を設置して需要に対応した。

しかし、昭和 30 年代の後半から夏期及び冬期（消雪に使用）の需要ピークには、地下水の揚水量が限界近くに達し、また、揚水に伴う地下水位の低下で地盤沈下も発生した。

さらに、この水位低下は海岸地域の井戸に塩水化現象をもたらし、直江津では主要 5 井戸の全

てを廃坑とせざるを得なくなった。

このため、両市では国土保全の見地からも、水源を他に求める必要に迫られ、まず両市域の中央を貫流する一級河川の関川の水を水源として計画したが、水銀が検出されたため上水道用には不適と判断された。

その後、市の西部山間部を流れる名立川・桑取川の二級河川を開発して、新潟県が発電を、高田、直江津の両市がその放流水を上水道に利用する「上越利水総合開発事業」が計画された。三者共同によるこの事業は、昭和40年8月に着工し、同44年3月に竣工した。これと同時に城山浄水場も完成し、待望の河川表流水（35,000 m³/日）が両市の水道管に流れたのである。

● 合併前の上越市

昭和46年4月29日に、高田、直江津両市が合併して上越市が誕生。

昭和49～55年度まで、第1次拡張事業を実施。城山浄水場の取水能力も日量52,500 m³に増強され、地下水源を合わせると一日最大82,000 m³の配水能力を持つに至った。しかし、名立川等の河川流況は季節的に不安定で、水利権取水量（毎秒0.6 m³）を確保できない時期が往々に発生した。

また、将来的な水需要の増加による水不足は、本市のみならず近隣市町村においても同様に、地下水以外に水源を求めることができない町村もあり、お互いに新たな水源開発を模索していたところであった。

昭和48年、一級河川関川水系正善寺川の洪水調節を目的に、新潟県がダム計画の現地調査に入るのを契機に、市町村の行政区域を超えた水道の広域化が大きくクローズアップされた。折しも厚生省でも水道の広域化に向けた水道法改正の動きがあり、また、県においても上越地域における水道の広域化を強く指導していた時期でもあった。

昭和49年3月、上越市をはじめとする10ヵ市町村で上越地域広域水道推進協議会を設置し、多くの議論を重ねた結果、最終的に上越市、新井市、柿崎町、大潟町、吉川町、板倉町、頸城村、三和村、清里村の9ヵ市町村で、昭和51年7月に「上越地域水道用水供給企業団」（企業長＝上越市長）が設立された。これにより、正善寺ダム、柿崎川ダム等、ダム水を水源として、最終的には一日当たり82,000 m³を構成市町村へ給水する計画が樹立されたのである。

その後、本市では昭和56年度から第2次拡張事業に着手し、西部地区へは昭和56～58年度に、正善寺地区へは58～59年度に、それぞれ拡張工事を実施した。この結果、水道普及率は99.9%となり、市民皆水道をほぼ達成するに至ったのである。また、昭和59年10月には、企業団の第一水源である正善寺ダムが完成。昭和60年4月から待望のダム水の受水が開始され、昭和62年9月からは一日当たり25,760 m³の契約で受水が行われた。平成15年7月には、企業団の第二水源である柿崎川ダムが供用を開始し、一日当たり39,250 m³に増量され、上越市の給水量の約半分がダム水となった。

● 旧安塚町

昭和 36 年 6 月に安塚簡易水道事業を創設し、53 年から 56 年にかけて拡張工事を行った。

昭和 59 年から 63 年にかけては、全町水道を目指し、59 年に船倉地区、60 年に真萩平地区、61 年に伏野地区、平成元年に須川地区で簡易水道事業を開始。平成 2 年と 5 年には須川簡易水道の拡張工事を行った。

● 旧浦川原村

昭和 52 年 3 月に浦川原簡易水道事業を創設。その後、谷地区、中保倉地区でも簡易水道事業を開始。平成 10 年度から 13 年度にかけて、浦川原簡易水道で水量増加と基幹改良を目的に拡張工事を行った。

平成 16 年 11 月には、3 簡易水道(浦川原、谷、中保倉)と 5 小規模水道(小麦平、小蒲生田、坪野、法定寺、真光寺)を浦川原簡易水道事業に統合した。

● 旧大島村

昭和 31 年 6 月に大島簡易水道事業を創設し、35 年 6 月に板山地区、52 年 5 月に旭地区でも簡易水道事業を開始した。平成 3、4 年度には、旭簡易水道で水使用量の増加に伴う水量不足を解消するため拡張工事を行った。また、平成 5 年度から 3 ヶ年計画で、人口の 86.8%を占める大島簡易水道で赤倉浄水場を建設し、水量不足の解消に努めた。

● 旧牧村

昭和 44 年 9 月に牧簡易水道事業を創設し、47 年に給水を開始した。昭和 48 年から全村水道を目指して 2 期拡張工事を始め、51 年に全村給水となった。

水需要の増加や経年劣化等による破損事故の多発等の理由から、平成 6 年度から 21 年度まで配水管の布設替、管種変更等の基幹改良工事を行った。

● 旧柿崎町

上水道事業は、昭和 44 年 3 月に事業を創設し、給水を開始した。その後、町勢発展に伴う給水量の増加に対処するため、昭和 54 年に一日最大給水量を 4,100 m³とする第一次拡張を行った。

昭和 59 年には上越地域水道用水供給企業団からの受水を加える第二次拡張工事を、平成 14 年には給水量の増加と上下浜浄水場の浄水方法の変更に伴う第三次拡張工事を行った。

簡易水道事業は、昭和 42 年に小萱地区簡易水道を創設、44 年には東横山地区、63 年には黒川地区に簡易水道事業を創設し給水していたが、平成 16 年に 3 簡易水道(小萱、東横山、黒川)と 3 小規模水道(北黒岩、水野・下牧、南黒岩)を柿崎簡易水道事業に統合した。

● 旧大潟町

個人の井戸や浅井戸による小規模な水道組合により給水されていたが、衛生面や水質への不安解消のため、昭和 44 年に県が実施した水道施設整備統合基本調査等に基づき全町を給水区域として上水道計画を策定し、47 年 2 月に認可を得て工事着手、48 年 10 月に一部給水開始、49 年 7 月に全町給水を開始した。

昭和 59 年度、上越地域水道用水供給企業団の正善寺ダムの完成により、60 年 4 月から 1,500

m³/日を受水、62年9月からは2,820 m³/日、平成15年7月には柿崎川ダムが完成したことにより4,300 m³/日の受水が可能となり、地下水からダム水への転換を図った。また、15年度には、機械制御、監視等の集中監視システムを導入した。

● 旧頸城村

昭和31年9月から大瀧村簡易水道事業として、西福島一区に信越化学工業(株)から受水し給水を開始した。その後昭和32年4月1日に大瀧村と明治村が合併し頸城村が誕生したが、鉄分多量の赤水を家庭ろ過で飲用していた状態であったため村営水道の要望が高まり、昭和35年1月、上水道事業を創設し工事に着手した。また、60年に上越地域水道用水供給企業団から受水を開始。その後、人口の増加に伴う水量不足に対応するため、平成6年3月に事業経営変更認可を受けた。

● 旧吉川町

昭和45～46年度にかけて創設した吉川簡易水道（原之町他5集落）や48年度に創設の旭簡易水道（梶他7集落）を始めとする簡易水道、小規模水道を合わせても（9施設）普及率は50%を満たさず町民の半数が浅井戸、横井戸等にて飲料水の確保に努めていた。

こうした中、新潟県が打ち出した広域水道整備計画に合わせて上越地域水道用水供給企業団が発足。水源不足に悩んでいた町は、この機会に広域水道整備計画に参加し上水道事業を計画した。既存の吉川、旭簡易水道の配水管も利用し、未給水区域と合わせて上水道として整備する計画で昭和54年4月に事業を創設。

昭和54～59年度まで施設整備を行い、60年4月から全町（川谷、石谷、上名木、名木山を除く）に給水を開始した。

上水道の給水区域外であった川谷集落と石谷集落では、湧水を飲料水として利用していたため、保健衛生面の不安解消や住民の定住を図ることを目的に国の農村地域定住促進対策事業により、昭和59年から61年にかけて施設の整備を行い、小規模水道として給水を開始した。

● 旧中郷村

一部地域を除いて比較的地下水に恵まれており、各家庭では井戸を持っていたため、水道事業は全国的に見ても遅いスタートとなった。

上水道創設工事は、昭和52年～60年度の9年間にわたり防衛庁の補助事業として取り組み、従来の2簡易水道を上水道に統合した。事業は昭和53年3月に創設し、61年4月に全村供給を開始した。

● 旧板倉町

昭和43年3月に2簡易水道を統合し、水道事業を創設し給水を開始した。その後、49年の第1次拡張、54年の第2次拡張と給水区域を拡張し、60年に上越地域水道用水供給企業団の発足に併せ第3次拡張の事業認可を受け、山部地区に配水池を築造した。

また平成16年10月に3簡易水道（寺野、筒方、孤立）を上水道に統合した。

● 旧清里村

村の飲料水は各戸の浅井戸と湧水に依存していたが、昭和48年5月に簡易水道の事業認可を受け、4年間で6億5千万円を投じる工事に着手し、52年より給水を開始した。創設当時は、青柳地内の坊ヶ池（表流水）を水源に給水を始めたが、集落排水の整備や生活水準の向上により給水需要が格段に増加した。これに対応するため、上越地域水道用水供給企業団からの受水を開始するとともに、平成12年には膜ろ過による浄水施設を増設した。

● 旧三和村

村の飲料水は浅井戸及び表流水に依存していたが、水質、水量の減少から環境面での公衆衛生の向上が求められていた。これを受け、昭和37年12月に多能ダム（表流水）を水源として、三和村広域簡易水道の事業認可を受け、翌年7月に工事に着手、39年11月に供用開始、40年3月に竣工、43年4月には公営企業法の全部適用を受けた。その後、44年に山高津、55年に桑曾根、そして58年には払沢及び浦川原村大印内新田と3回の区域拡張工事を行った。60年には上越地域水道用水供給企業団からの受水を開始し、浄水の確保を行った。

また、平成6年の渇水を教訓に、渇水や災害にも強い水道施設の整備を行うため、平成7年に地下水源開発により法花寺浄水場を建設し、日量1,300m³の水源確保を行った。

● 旧名立町

町の水道事業は名立大町小泊簡易水道として昭和31年6月より給水を開始したが、水源（湧水）の枯渇により、47年に拡張事業に着手、50年より既存水源のほか、柴谷川表流水を新水源として全町給水を開始した。

平成2年度からは水需要の拡大と柴谷川水源の水質悪化に対応するため、第2次拡張事業に着手、10年度には建設予定の大規模観光施設に対応するため、第3次拡張事業に着手したが、夏期水需要不足が懸念されたため、12年度に対応策として第4次拡張事業で第5水源（地下水）を増設した。

その後も観光施設の水需要拡大が続いたため、平成16年度には第5次拡張事業に着手、枯渇した第4水源を廃止し、新たに第6水源を設けた。

◇ 上越市

平成17年1月1日、上越地域周辺13町村（安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町）と合併。

水道事業については、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、三和村の7上水道事業と清里村簡易水道事業を上越市の上水道事業に統合。また、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、名立町の12の簡易水道事業を引き継いだ。

平成25年3月の上越地域水道用水供給企業団の解散に伴い、平成25年4月に用水供給事業を譲り受け、妙高市へ水道用水の供給を開始した。

平成29年4月1日、簡易水道事業及び小規模水道事業を水道事業に統合した。

(2) 主要年譜

旧高田市、旧直江津市

- 大正13年 3月 旧高田市 上水道布設工事実施認可
- 15年 6月 " 825 戸へ給水開始
- 昭和11年 9月 旧直江津町 水道組合設立
- 12年 1月 " 142 戸へ給水開始
- 29年 5月 旧直江津市 水道事業経営認可
- 40年 8月 新潟県 上越利水総合開発事業 着工
- 41年10月 水利使用の許可（名立川・桑取川水系）
 - ・旧高田市 0.23m³/s（日量20,000m³）
 - ・旧直江津市 0.17m³/s（日量15,000m³）
- 43年11月 旧高田市 水利使用の変更許可（取水口、工作物の変更）
- 12月 旧高田市 城山浄水場 完成（処理能力35,000m³/日）
- " " 城山RC配水池 完成（容量 6,970m³）
- 44年 3月 新潟県 上越利水総合開発事業 竣工

合併前の上越市

- 昭和46年 4月 上越市 誕生
- " 水道料金議決（38円30銭/m³）
- 11月 水道事業経営認可
- 49年 3月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）
- 50年 3月 料金改定議決（49円22銭/m³、改定率 29.53%）
- 51年 7月 上越地域水道用水供給企業団 設立
（上越市、新井市、柿崎町、大潟町、吉川町、板倉町、頸城村、清里村、三和村の9市町村）
- 9月 水道事業変更認可（第一次拡張変更事業）
- 12月 水利使用の変更許可（取水量の増量）
 - ・取水量 0.60m³/s（日量52,500m³）
- 52年 3月 城山PC配水池 完成（容量 6,300m³）
（*城山の配水池容量はRCと合せて合計で13,270m³）
- 12月 城山浄水場 増設工事 完成（処理能力52,500m³/日）
- 53年 2月 県が新潟県水道整備基本構想に基づく「上越地域広域的水道整備計画」を策定
- 54年 3月 城山浄水場 排水処理施設完成
- 9月 料金改定議決（58円51銭/m³、改定率 18.87%）
- 10月 上越地域水道用水供給企業団が水道用水供給事業の経営認可を受ける
- 56年 7月 水道事業変更認可（第二次拡張事業）
 - ・計画給水人口：161,300人 ・計画一日最大給水量：104,460m³
- 57年 3月 料金改定議決（76円40銭/m³、改定率 29.49%）
- 59年 6月 ガス水道局庁舎完成
- 10月 上越地域水道用水供給企業団 正善寺ダム完成
- 60年 3月 企業団第一浄水場 一部完成（処理能力20,000m³/日）
- " 受水施設完成（深谷浄水場・藤新田受水場）
- " 料金改定議決（98円18銭/m³、改定率 29.92%）
- 4月 企業団より受水開始
（旧上越市 60年度 14,150m³/日：61年度 12,806m³/日）
〔旧柿崎町 1,007m³/日、旧大潟町 1,500m³/日、旧頸城村 1,140m³/日、
旧清里村 400m³/日、旧三和村 304m³/日〕

- 昭和61年 3月 水利使用許可の更新（名立川・桑取川水系）
 - ・更新期間 昭和61年4月1日～昭和71年3月31日
- 62年 8月 企業団 第一浄水場 全量完成（処理能力40,000m³/日）
- 9月 受水量増量
 - 〔旧上越市 25,760m³/日、旧柿崎町 2,010m³/日、旧大潟町 2,820m³/日、
旧頸城村 2,290m³/日、旧三和村 610m³/日〕
- " 企業団より受水開始（旧吉川町 1,070m³/日、旧板倉町 1,230m³/日）
- " 料金改定議決（121円79銭/m³、改定率 24.17%）
- 平成元年 3月 料金改定議決（消費税導入のみ）
- 2年 3月 上水道管網シミュレーションシステム 導入
- 3年 2月 南城浄水場 配水ポンプ施設更新工事 完成
- 3月 配水管整備基本計画 策定
- 4年 4月 石綿セメント管更新事業 開始
- 10月 城山R C配水池 内部防水工事 完成（平成3～4年度実施）
- 5年 3月 上越市水道事業基本計画 策定
- " 料金改定議決（137円51銭/m³、改定率12.43%）
- 6年 3月 上越市水道水源保護条例 制定
- 9月 和田1, 2号井 完成（緊急濁水対策）
- 11月 和田浄水場 完成（能力 3,000m³/日）
- 7年 3月 水道事業変更認可（和田浄水場建設に伴う認可）
 - ・計画目標年度:平成21年度
 - ・計画給水人口:161,300人・計画一日最大給水量:104,460m³
- 7月 和田3号井 掘削完了
- 8年 3月 水利使用許可の更新（名立川・桑取川水系）
 - ・更新期間 平成8年4月1日～平成18年3月31日
- " 料金改定議決（157円87銭/m³、改定率13.96%）
- 11月 毎月検針に移行（水道のみの地区は隔月）
- " 深谷浄水場 除鉄・除マンガン設備 完成
- 9年 3月 料金改定議決（消費税等3%→5%）
- 10年 2月 ISO 14001 認証取得
- 9月 和田浄水場 増設工事完成（能力 9,500m³/日）
- 10月 検針にハンディーターミナルを導入
- 11年12月 城山浄水場 非常用自家発電設備 完成
- 12年 3月 城山浄水場 P C配水池緊急遮断弁設備 完成
- " 料金改定議決（174円18銭/m³、改定率9.44%）
- 13年 3月 石綿セメント管更新事業 完了
- " 城山浄水場 薬品注入設備更新（液体塩素→次亜塩素酸ナトリウム）
- 14年 7月 南城浄水場 除鉄・除マンガン設備工事 完成
- 15年 3月 企業団第二浄水場 完成（処理能力21,000m³/日）
- 6月 城山R C配水池 内外補修工事 完成（平成14～15年度実施）
- " 富岡分岐場完成
- 7月 上越地域水道用水供給企業団 柿崎川ダム供用開始
- " 企業団第二浄水場給水開始
- " 受水量増量
 - 〔旧上越市 39,250m³/日、旧柿崎町 3,060m³/日、旧大潟町 4,300m³/日、
旧頸城村 3,490m³/日、旧吉川町 1,630m³/日、旧板倉町 1,870m³/日、
旧清里村 610m³/日、旧三和村 930m³/日〕

- 平成16年 3月 料金改定議決（190円47銭／ m^3 、改定率8.62%）
- 6月 深谷浄水場 高压受電設備更新工事 完成

旧安塚町

- 昭和36年 6月 安塚地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：3,500人・計画一日最大給水量：525 m^3
- 53年 3月 安塚地区簡易水道事業変更認可（第一回変更事業）
 - ・計画給水人口：4,200人・計画一日給水量1,131 m^3
- 56年 3月 安塚地区簡易水道事業変更認可（第二回変更事業）
- 58年 4月 真荻平地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：275人・計画一日最大給水量：113 m^3
- 59年 4月 船倉地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：320人・計画一日最大給水量：67 m^3
- 10月 須川地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：275人・計画一日最大給水量：127 m^3
- 60年 6月 伏野地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：160人・計画一日最大給水量：73 m^3
- 平成 2年 3月 須川地区簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・水量拡張）
- 5年 3月 須川地区簡易水道事業変更認可（第二回変更事業・浄水方法変更、水量拡張）

旧浦川原村

- 昭和52年 3月 浦川原地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：3,900人・計画一日最大給水量：1,239.0 m^3
- 56年 7月 谷地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：180人・計画一日最大給水量：81.7 m^3
- 61年 7月 中保倉地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：102人・計画一日最大給水量：41.7 m^3
- 平成10年 3月 浦川原地区簡易水道事業変更認可
 - ・計画給水人口：4,000人・計画一日最大給水量：1,801.0 m^3
- 16年11月 浦川原簡易水道事業変更認可
 - 3簡易水道(浦川原, 谷, 中保倉)と、5小規模水道(坪野, 法定寺, 真光寺, 小蒲生田, 小麦平)の事業統合
 - ・計画給水人口：4,135人・計画一日最大給水量：1,775 m^3

旧大島村

- 昭和31年 6月 大島簡易水道事業認可
- 35年 6月 板山簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：120人・計画一日最大給水量：30 m^3
- 52年 5月 旭簡易水道事業認可
- 53年 3月 大島簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・水量拡張、区域拡張）
- 57年 4月 大島簡易水道事業変更認可（第二回変更事業・保倉簡易水道の統合）
- 平成 3年 4月 旭簡易水道事業変更認可
 - ・計画給水人口：310人・計画一日最大給水量：238 m^3
- 5年 3月 大島簡易水道事業変更認可（第三回変更事業）
 - ・計画給水人口：2,435人・計画一日最大給水量：976 m^3
- 平成 8年 3月 大島簡易水道赤倉浄水場完成（取水量、処理能力：351.2 m^3 ／日）

旧牧村

- 昭和44年 9月 牧村簡易水道事業創設認可
- 48年 6月 牧村広域簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・区域拡張）
- 51年10月 牧村広域簡易水道事業変更認可（第二回変更事業・取水地点変更）
- 52年12月 牧村広域簡易水道事業変更認可（第三回変更事業・浄水方法変更）
- 平成 5年 3月 牧村簡易水道事業変更認可（第四回変更事業・取水地点変更）
- 6年 3月 牧村簡易水道事業経営変更認可（給水量変更）

旧柿崎町

- 昭和44年 3月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：8,000人・計画一日最大給水量：1,840m³
- 45年 3月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：10,300人・計画一日最大給水量：2,200m³
- 54年 3月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）
 - ・計画給水人口：11,000人・計画一日最大給水量：4,100m³
- 59年 5月 水道事業変更認可（第二次拡張事業）
 - ・計画給水人口：11,610人・計画一日最大給水量：5,160m³
- 平成 6年 4月 石綿セメント管更新事業 開始
- 14年 3月 水道事業経営変更認可（第三次拡張事業）
 - ・計画給水人口：10,650人・計画一日最大給水量：6,470m³
- 16年11月 柿崎簡易水道事業変更認可
 - 3簡易水道（黒川,小萱,東横山）と、3小規模水道（水野・下牧,北黒岩,南黒岩）の事業統合
 - ・計画給水人口：1,190人・計画一日最大給水量：458m³

旧大潟町

- 昭和47年 2月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：12,000人・計画一日最大給水量：3,600m³
- 49年 3月 水道事業変更認可（第一次拡張事業・急速ろ過機設置）
- 51年 4月 水道加入金制度 採用
- 59年 6月 水道事業変更認可（第二次拡張事業・第3号井さく井）
 - ・計画給水人口：12,660人・計画一日最大給水量：6,060m³
- 60年 9月 水道事業変更届出（第三次拡張事業・配水池増設）
- 平成12年 3月 水道事業経営変更認可
 - ・計画給水人口：10,950人・計画一日最大給水量：8,200m³
- 12月 石綿セメント管更新事業 完了
- 16年 3月 集中監視システム導入

旧頸城村

- 昭和35年 1月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：8,000人・計画一日最大給水量：1,440m³
- 47年 1月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）
 - ・計画給水人口：8,800人・計画一日最大給水量：3,080m³
- 60年 3月 水道事業変更認可（第二次拡張事業）
 - ・計画給水人口：9,000人・計画一日最大給水量：4,480m³
- 平成 6年 3月 水道事業経営変更認可
 - ・計画給水人口：11,800人・計画一日最大給水量：7,000m³

旧吉川町

- 昭和54年 4月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：7,100人・計画一日最大給水量：2,483m³
- 60年 4月 小規模水道川谷地区給水開始
 - ・計画給水件数：20件・計画一日最大給水量：13.8m³
- 62年 4月 小規模水道石谷地区給水開始
 - ・計画給水件数：15件・計画一日最大給水量：11.0m³

旧中郷村

- 昭和53年 3月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：5,750人・計画一日最大給水量：2,640m³
- 60年 4月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）

旧板倉町

- 昭和43年 4月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：7,000人・計画一日最大給水量：1,200m³
- 49年 3月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）
 - ・計画給水人口：5,740人・計画一日最大給水量：2,000m³
- 54年 8月 水道事業変更認可（第二次拡張事業）
 - ・計画給水人口：6,500人・計画一日最大給水量：3,600m³
- 60年 6月 水道事業変更認可（第三次拡張事業）
 - ・計画給水人口：6,760人・計画一日最大給水量：4,430m³
- 平成16年 3月 水道事業変更認可
 - ・計画給水人口：6,320人・計画一日最大給水量：3,400m³
- 8月 寺野、筒方、孤立簡易水道を上水道に統合
 - ・計画給水人口：8,970人・計画一日最大給水量：4,146m³

旧清里村

- 昭和48年 5月 清里村簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：4,100人・計画一日最大給水量：851m³
- 平成13年 3月 簡易水道事業経営変更認可
 - ・計画給水人口：4,000人・計画一日最大給水量：2,100m³

旧三和村

- 昭和37年12月 三和村広域簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：8,000人・計画一日最大給水量：1,350m³
- 44年 3月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）
- 55年 7月 水道事業変更認可（第二次拡張事業）
- 58年 5月 水道事業変更認可（第三次拡張事業）
 - ・計画給水人口：7,300人・計画一日最大給水量：2,960m³
- 平成 7年 7月 水道事業変更認可（第四次拡張事業・法花寺浄水場建設）
 - ・計画給水人口：6,450人・計画一日最大給水量：3,710m³

旧名立町

- 昭和31年 6月 名立町大町小泊簡易水道事業経営認可
 - ・計画給水人口：2,640人・計画一日最大給水量：409m³
- 47年 5月 名立町簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・不動浄水場建設）

- 平成 2年 3月 簡易水道事業変更認可（第二回変更事業）
 - ・計画給水人口：4,500人 ・計画一日最大給水量：975.5m³
- 平成11年 3月 簡易水道事業変更認可（第三回変更事業）
 - ・計画給水人口：3,770人 ・計画一日最大給水量：1,229m³
- 12年 8月 簡易水道事業変更認可（第四回変更事業・第5水源新設）
 - ・計画給水人口：3,290人 ・計画一日最大給水量：1,480m³
- 16年12月 簡易水道事業変更認可（第五回変更事業・第4水源廃止、第6水源新設）
 - ・計画給水人口：3,300人 ・計画一日最大給水量：1,480m³
 - ・計画給水人口：3,300人 ・計画一日最大給水量：1,630m³

上越市

- ◇平成16年12月 上水道事業変更届出（合併に伴う町村の水道事業を譲受け）
 - ・計画給水人口：226,970人 ・計画一日最大給水量：141,209m³
- ◇ 17年 1月 上越地域周辺13町村と合併
 - 柿崎区、大潟区、中郷区、頸城区、吉川区、板倉区、清里区、三和区、名立区に営業所を開設（9営業所）
- ◇ " 各簡易水道事業の経営認可申請書の記載事項変更届提出（代表者の変更等）
- ◇ " 柿崎、名立簡易水道事業が地方公営企業法の全部適用へ移行し、ガス水道局の所管となる
- ◇ " 緊急時画像通信システム導入
- ◇ " 衛星携帯電話導入（本局舎3台・営業所9台）
- ◇ 3月 本庁舎北側敷地に非常用自家発電設備を設置
- ◇ " 上越地区のマッピングシステム完成（合併前の上越市の区域）
- ◇ " CAD設計積算システム導入
- ◇ 4月 安塚区、浦川原区、大島区、牧区の各簡易水道事業が地方公営企業法の全部適用へ移行し、ガス水道局の所管となり、東部営業所（安塚区、浦川原区、大島区）、牧区営業所を開設（11営業所）
- ◇ 10月 大潟区、清里区、名立区において水道料金の激変緩和措置（平成21年11月分検針分まで）を講じたうえで合併前上越市の料金に統一
- ◇ 12月 船倉簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・浄水方法の変更）
- ◇ 18年 4月 清里区、牧区営業所を統合し南部営業所に名称変更（10営業所）
- ◇ 7月 大島簡易水道事業変更届出（第三回変更の軽微な変更）給水区域拡張（岡地区）
- ◇ 19年 3月 柿崎簡易水道事業変更認可（水源の種別の変更・浄水方法の変更）
- ◇ 4月 柿崎区営業所と吉川区営業所を統合し北部営業所に名称変更
頸城区営業所、三和区営業所、名立区営業所を本局に統合（6営業所）
- ◇ 6月 名立簡易水道事業変更認可（取水地点の変更）
- ◇ 20年 3月 中ノ俣簡易水道事業変更認可（浄水方法の変更・取水地点の変更）
- ◇ " 料金改定議決（214円2銭/m³、改定率11.50% 7月分料金から各区の水道料金を激変緩和措置（平成21年11月分検針分まで）を講じたうえで合併前上越市の料金に統一）
- ◇ 4月 板倉区営業所を南部営業所に統合（5営業所）
- ◇ " 上水道事業変更認可（浄水方法の変更・取水地点の変更）
 - ・計画給水人口：190,195人 ・計画一日最大給水量：104,857m³
- ◇ 11月 柿崎簡易水道事業（一部）、上越地域水道用水供給企業団から受水開始
- ◇ 21年 6月 上水道事業変更認可（浄水方法の変更）
- ◇ 12月 激変緩和措置終了に伴い、完全料金統一（平成21年12月分検針から）
- ◇ 22年 3月 中ノ俣浄水場紫外線処理施設 完成（処理能力48.0m³/日）

- ◇ 11月 板倉区寺野浄水場紫外線処理施設 完成 (処理能力447m³/日)
- ◇ 23年 1月 局庁舎1階に料金センター開設
- ◇ 3月 安塚区船倉簡易水道事業変更届出 (計画給水人口及び計画一日最大給水量の軽微な変更)
- ◇平成23年 4月 ガス水道料金等徴収業務委託実施
- ◇ // 企業団からの受水に係る責任水量が、月間制から年間制 (67.5/100) に変更
- ◇ 9月 柿崎区柿崎簡易水道事業変更認可 (取水地点の変更)
安塚区真萩平簡易水道事業変更認可 (取水地点の変更)
- ◇ 24年 9月 水道事業変更届出 (給水区域の拡張)
- ◇ 25年 2月 水道事業変更認可 (取水地点・浄水方法・水源の変更、計画給水人口・計画一日最大給水量の変更)
- ◇ 4月 上越地域水道用水供給企業団解散による事業継承
計画給水人口:186,516人・計画一日最大給水量:91,145m³
事業継承に伴い、用水供給事業を創設
給水対象:妙高市・計画一日最大給水量:3,060m³
- ◇ 26年 3月 水道料金変更の届出 (消費税率の引き上げに伴う料金の改定)
- ◇ 29年 1月 簡易水道事業経営廃止許可
2月 小規模水道事業(吉川区川谷、石谷)経営廃止許可
3月 水道事業変更認可 (13簡易水道事業及び2小規模水道事業を統合) ※

※ 〈参考〉

小規模水道は市長部局(健康づくり推進課)が所管

小規模水道：給水人口30人以上100人以下の水道 (新潟県小規模水道条例に基づく県知事許可)

簡易水道：給水人口101人以上5,000人以下の水道 (水道法に基づく県知事認可)

2 事業の諸元

(1) 事業所の名称・所在地

事業所	担当区域	住 所
本 局	上 越 区 頸 城 区 三 和 区 名 立 区	新潟県上越市 木田1丁目1番3号
北 部 営 業 所	柿 崎 区 吉 川 区 大 潟 区	” 柿崎区直海浜 ^{のうみはま} 1386番地
中郷区営業所	中 郷 区	” 中郷区藤澤986番地1
南 部 営 業 所	板 倉 区 清 里 区 牧 区	” 清里区荒牧18番地
東 部 営 業 所	安 塚 区 浦 川 原 区 大 島 区	” 浦川原区釜淵5番地
浄水センター	広域・用水供給	” 大字岩木2036番地

(2) 浄水場の名称・所在地

地区	浄水場名	位 置
上 越	しろやま 城 山 浄 水 場	新潟県上越市 大字灰塚字上山田920番地
	ふかや 深 谷 浄 水 場	” 大字三ッ橋840番地
	わだ 和 田 浄 水 場	” 大字寺町94番地
	なかのまた 中ノ俣 浄 水 場	” 大字中ノ俣3273番地3
広域・用水 供給施設	しょうぜんじ 正 善 寺 浄 水 場	” 大字岩木2036番地
	かきざきがわ 柿 崎 川 浄 水 場	” 柿崎区上中山1番地
柿 崎 区	おがや 小 萱 浄 水 場	” 柿崎区小萱1783番地
	ひがしよこやま 東 横 山 浄 水 場	” ” 旭平2348番地
	きたくろいわ 北 黒 岩 浄 水 場	” ” 黒岩1419番地
	みなみくろいわ 南 黒 岩 浄 水 場	” ” 黒岩2878番地
	みずのしもまさ 水 野 下 牧 浄 水 場	” ” 水野2179番地
吉 川 区	かわだにかみ 川 谷 上 浄 水 場	” 吉川区川谷3369番地
	かわだにしも 川 谷 下 浄 水 場	” ” 川谷155番地
	いしだに 石 谷 浄 水 場	” ” 石谷字上村236番地
中 郷 区	なかごう 中 郷 浄 水 場	” 中郷区稻荷山623番地1
板 倉 区	やまごし 山 越 浄 水 場	” 板倉区山越字山田745番地3
	てらの 寺 野 浄 水 場	” ” 久々野字柄山4313番地
	とうがた 筒 方 浄 水 場	” ” 筒方字ジクタメキ2648番地
清 里 区	あおやなぎ 青 柳 浄 水 場	” 清里区青柳3474番地
三 和 区	たのう 多 能 浄 水 場	” 三和区大525番地1
	ほっけじ 法 花 寺 浄 水 場	” ” 法花寺59番地1

地区	浄水場名	位 置
安 塚 区	きりこし 切越浄水場	新潟県上越市 安塚区切越字丸山323番地1
	ほのき 朴ノ木浄水場	" " 朴ノ木字横道781番地
	ふなくら 船倉浄水場	" " 上船倉字大峰3391番地
	もおぎたいら 真荻平浄水場	" " 真荻平字仲村7205番地
	ぶすの 伏野浄水場	" " 真荻平字袖牧4393番地19
	すがわ 須川第1浄水場	" " 須川字森6062番地乙
	すがわ 須川第2浄水場	" " 須川字森5939番地1
すがわ 須川第3浄水場	" " 須川字弘川3934番地	
浦川原区	こやじま 小谷島浄水場	" 浦川原区小谷島字入山1680番地1
	たに 谷浄水場	" " 谷字越道1367番地
	こもだ 小蒲生田浄水場	" " 小蒲生田字越水140番地2
	ほうじょうじ 法定寺浄水場	" " 法定寺字大道857番地
	つぼの 坪野浄水場	" " 坪野字兔平1258番地
こむぎたいら 小麦平浄水場	" " 上猪子田字大熊谷1894番地	
大 島 区	しよぶ 菖蒲浄水場	" 大島区菖蒲字追倉2081番地3
	あかくら 赤倉浄水場	" " 大平字島田4152番地1
	あさひ 旭浄水場	" " 田麦字下村1090番地4
	いたやま 板山浄水場	" " 板山字東山1577番地2
牧 区	まき 萩浄水場	" 牧区宇津俣881番地
名 立 区	ふどう 不動浄水場	" 名立区東飛山字柳澤下2394番地

(3) 代表者氏名

・上越市ガス水道事業管理者 市 川 公 男 (平成31年4月1日就任)

(4) 職 員 数

・上水道 85名 (平成31年4月1日現在)

(5) 事業認可、届出、許可

① 水道事業

旧高田市	大正13年 3月17日	上水道布設工事実施認可 (内務省新土第17号)
旧直江津町	昭和11年 9月	水道組合設立
旧直江津市	昭和29年 5月29日	水道事業経営認可 (厚生省新衛第340号)
旧上越市	昭和46年11月18日	水道事業経営認可 (厚生省環第825号)
	" 49年 3月30日	水道事業変更認可 (厚生省環第368号)
	" 51年 9月 7日	" (厚生省衛第529号)
	" 56年 7月28日	" (厚生省衛第418号)
	平成 7年 3月27日	" (厚生省生衛第277号)
旧柿崎町	昭和44年 3月29日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第448号)
	" 45年 3月31日	水道事業変更認可 (新潟県指令環第443号)
	" 48年 3月22日	" (新潟県指令生第544号)
	" 54年 3月12日	" (新潟県指令環第206号)
	" 57年 4月 7日	" (新潟県指令環第219号)
	" 59年 5月28日	" (新潟県指令環第474号)
旧大潟町	平成14年 3月29日	" (新潟県生衛第826号)
	昭和47年 2月17日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第174号)
	" 49年 3月30日	水道事業変更認可 (新潟県指令環第341号)
	" 59年 6月 7日	" (新潟県指令環第523号)
	" 60年 9月12日	水道事業変更届出
旧頸城村	平成12年 3月30日	水道事業変更認可 (新潟県生衛第994号)
	昭和35年 1月29日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第154号)
	" 40年 1月 7日	水道事業変更認可 (新潟県指令環第2443号)
	" 47年 1月 8日	" (新潟県指令環第12号)
	" 60年 3月28日	" (新潟県指令環第209号)
旧吉川町	平成 6年 3月31日	" (新潟県生衛第1073号)
	昭和54年 4月 2日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第473号)
	昭和61年 8月25日	川谷地区小規模水道布設許可 (新潟県指上保 (衛) 第84号)
	昭和62年 3月31日	石谷地区小規模水道布設許可 (新潟県指上保 (衛) 第228号)
	平成29年 2月 9日	石谷地区小規模水道廃止許可 (新潟県指上保 (生) 第84号)
旧中郷村	平成29年 2月 9日	川谷地区小規模水道廃止許可 (新潟県指上保 (生) 第84の2号)
	昭和53年 3月31日	水道事業創設認可 (新潟県環衛第409号)
	" 60年 4月11日	水道事業変更認可 (新潟県環衛第44号)
旧板倉町	昭和43年 3月 1日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第319号)
	" 49年 3月30日	水道事業変更認可 (新潟県指令環第319号)
	" 54年 8月 1日	" (新潟県指令環第705号)
	" 60年 6月11日	" (新潟県指令環第247号)
	平成16年 3月31日	" (新潟県生衛第851号)
旧清里村	" 16年 8月26日	水道事業変更届出
	昭和48年 5月23日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第703号)
	" 49年 2月 1日	水道事業変更認可 (新潟県指令環第115号)
	" 61年 6月30日	" (新潟県指令環第297号)
	平成10年 3月27日	" (新潟県指令生衛第827号)
旧三和村	" 13年 3月30日	" (新潟県生衛第1129号)
	昭和37年12月25日	水道事業創設認可 (新潟県指令環第2387号)
	" 44年 3月31日	水道事業変更認可 (新潟県指令環第516号)
	" 55年 7月30日	" (新潟県指令環第869号)
	" 58年 5月27日	" (新潟県指令環第438号)
上越市	平成 7年 7月 6日	" (新潟県環衛第298号)
	平成16年12月27日	水道事業変更届出:合併により8上水道事業、1簡易水道事業を統合
	" 20年 4月 8日	水道事業変更認可 (厚生労働省発健第0408001号):取水地点の変更、浄水方法の変更、計画給水人口の修正、計画一日最大給水量の修正
	" 21年 6月12日	水道事業変更認可 (新潟県生衛第270号):浄水方法の変更
	" 24年 9月18日	水道事業変更届出:給水区域の拡張
	" 25年 2月12日	水道事業変更認可 (新潟県生衛第1034号):上越地域水道用水供給企業団水道用水供給事業の譲り受けによる取水地点・浄水方法・水源の変更、計画給水人口・計画一日最大給水量の変更
" 29年 3月22日	水道事業変更認可 (厚生労働省発生食0322第5号):13簡易水道事業及び2小規模水道事業を統合	

② 水道用水供給事業

給水対象	妙高市	平成25年 2月 12日	水道用水供給事業創設認可 (新潟県生衛第1035号)
------	-----	--------------	----------------------------

③ 旧簡易水道事業

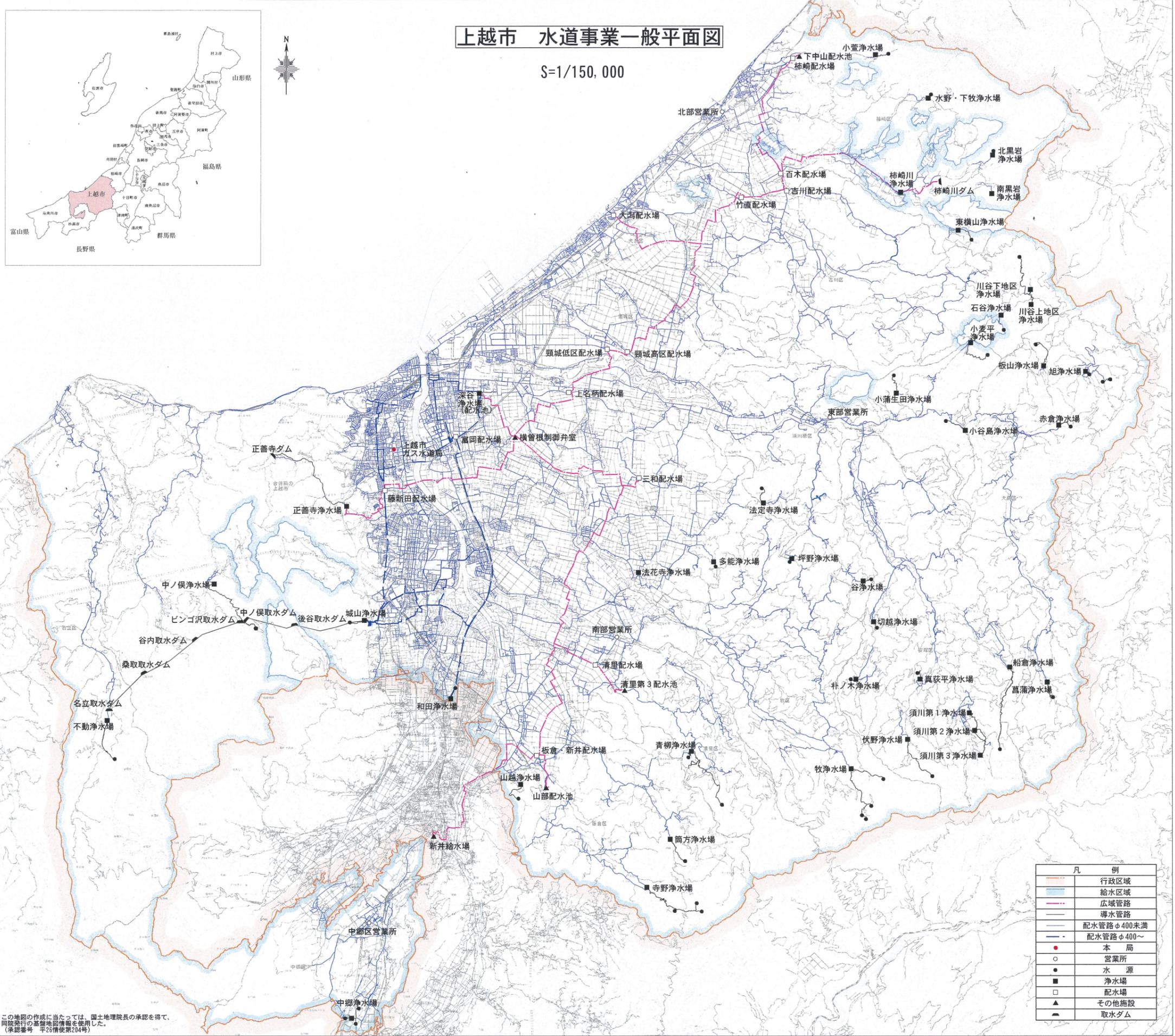
上 越	中ノ俣簡易水道	昭和49年 7月 5日	水道事業創設認可（新潟県指令環第686号）	
		平成20年 3月31日	水道事業変更認可（新潟県生衛第955号）	
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号）	
安 塚 区	安塚簡易水道	昭和36年 6月24日	水道事業創設認可（新潟県指令第829号）	
		〃 53年 3月16日	水道事業変更認可（新潟県指令環第584号）	
		〃 56年 3月30日	〃 （新潟県指令環第240号）	
	真萩平簡易水道	平成29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の2）	
		昭和58年 4月28日	水道事業創設認可（新潟県指令環第308号）	
		平成23年 9月30日	水道事業変更認可（新潟県生衛第550号）	
	船倉簡易水道	〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の3）	
		昭和59年 4月 9日	水道事業創設認可（新潟県指令環第237号）	
		平成17年12月27日	水道事業変更認可（新潟県生衛第673号）	
		〃 23年 3月30日	水道事業経営変更届出	
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の4）	
	須川簡易水道	昭和59年10月16日	水道事業創設認可（新潟県指令環第879号）	
		平成 2年 3月26日	水道事業変更認可（新潟県指令環第1037号）	
		〃 5年 3月31日	〃 （新潟県環衛第1131号）	
	伏野簡易水道	〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の5）	
昭和60年 6月13日		水道事業創設認可（新潟県指令環第240号）		
平成29年 1月17日		水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の6）		
浦川原区	旧浦川原簡易水道	昭和52年 3月28日	水道事業創設認可（新潟県指令環第402号）	
	旧浦川原簡易水道	平成10年 3月31日	水道事業変更認可（新潟県生衛第900号）	
	旧谷簡易水道	昭和56年 7月15日	水道事業創設認可（新潟県指令環第554号）	
	旧中保倉簡易水道	昭和61年 6月27日	水道事業創設認可（新潟県指令環第288号）	
	浦川原簡易水道	平成16年11月30日	水道事業変更認可（新潟県生衛第590号）	
大 島 区	大島簡易水道	〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の7）	
		昭和31年 6月 8日	水道事業創設認可（新潟県指令環第709号）	
		〃 53年 3月28日	水道事業変更認可（新潟県指令環第403号）	
		〃 57年 4月21日	〃 （新潟県指令環第272号）	
		平成 5年 3月31日	〃 （新潟県指令環第1123号）	
	旭簡易水道	〃 18年 7月18日	水道事業経営変更届出	
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の8）	
		昭和52年 5月12日	水道事業創設認可（新潟県指令環第531号）	
		平成 3年 4月30日	水道事業変更認可（新潟県指令環第119号）	
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の9）	
板山簡易水道	昭和35年 6月23日	水道事業創設認可（新潟県指令環第968号）		
	〃 57年 1月12日	水道事業経営変更届出		
	平成29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の10）		
牧 区	牧簡易水道	昭和44年 9月19日	水道事業創設認可（新潟県指令環第1526号）	
		〃 48年 6月20日	水道事業変更認可（新潟県指令生第864号）	
		〃 51年10月26日	〃 （新潟県指令環第1357号）	
		〃 52年12月23日	〃 （新潟県指令環第1016号）	
		平成 5年 3月26日	〃 （新潟県環衛第1084号）	
		〃 6年 3月31日	〃 （新潟県環衛第1084号）	
柿 崎 区	柿崎簡易水道	〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の11）	
		旧小萱簡易水道	昭和42年 7月10日	水道事業創設認可（新潟県指令環第1017号）
		旧東横山簡易水道	昭和44年 7月17日	水道事業創設認可（新潟県指令環第943号）
		旧黒川簡易水道	昭和63年 3月31日	水道事業創設認可（新潟県指令環第826号）
		〃 19年 3月30日	水道事業変更認可（新潟県生衛第587号）	
		〃 23年 9月30日	〃 （新潟県生衛第991号）	
		〃 29年 1月17日	水道事業経営廃止許可（新潟県生衛第1006号の12）	
名 立 区	名立簡易水道	昭和31年 6月23日	水道事業創設認可（新潟県指令環第816号）	
		〃 47年 5月18日	水道事業変更認可（新潟県指令生第275号）	
		平成 2年 3月31日	〃 （新潟県指令環第1042号）	
		〃 11年 3月31日	〃 （新潟県生衛第871号）	
		〃 12年 8月11日	〃 （新潟県生衛第408号）	
		〃 16年12月20日	〃 （新潟県生衛第608号）	
		〃 19年 6月26日	〃 （新潟県生衛第267号）	
吉川区	川谷地区	昭和61年8月25日	小規模水道敷設許可（新潟県指令上保衛第84号）	
	石谷地区	昭和62年3月31日	小規模水道敷設許可（新潟県指令上保衛第228号）	

④ 小規模水道事業

吉川区	川谷地区	昭和61年8月25日	小規模水道敷設許可（新潟県指令上保衛第84号）
	石谷地区	昭和62年3月31日	小規模水道敷設許可（新潟県指令上保衛第228号）

上越市 水道事業一般平面図

S=1/150,000



凡 例	
(Red dashed line)	行政区域
(Blue shaded area)	給水区域
(Red dashed line)	広域管路
(Blue dashed line)	導水管路
(Blue solid line)	配水管路φ400未満
(Blue solid line)	配水管路φ400~
(Red circle)	本局
(Open circle)	営業所
(Black dot)	水源
(Black square)	浄水場
(Open square)	配水場
(Black triangle)	その他施設
(Black triangle)	取水ダム

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。
(承認番号 平28情使第204号)

(6) 給水区域

① 水道

上越市及び妙高市大字広島の一部、広島3丁目、大字関山の一部（陸上自衛隊関山演習場内の隊員宿舎所在地に限る）

ただし、上越市の下記地区を除く

・ 大字塩荷谷、大字儀明、大字上湯谷、大字後谷、大字上綱子
・ 浦川原区大栃山
・ 柿崎区榎窪、犀ヶ池新田、角取新田、城腰、芋島新田、猿毛新田、水野新田、岩野新田、米山寺新田、旭平
・ 吉川区上名木、名木山
・ 中郷区稲荷山の一部（妙高市より給水）

② 水道用水供給

給水対象：妙高市

(7) 計画給水区域面積

水道：627.18 km²（水道台帳より）

水道用水供給：445.52 km²（水道台帳より）

(8) 計画給水人口

① 水道

計画給水人口	194,500 人	平成29年3月認可
計画一日最大給水量	80,700 m ³	

② 水道用水供給

計画給水人口	22,838 人	平成25年2月認可
計画一日最大給水量	3,060 m ³	

(9) 水道料金表（平成26年4月1日以降適用料金）

水道料金表（1か月当たり：税込）

水道料金早見表

	メーター口径	金額(円) 使用量 5m ³ まで	口径		口径				
			使用量	13mm 料金(円)	20mm 料金(円)	使用量	13mm 料金(円)	20mm 料金(円)	
固定 料金			0 m ³	1,209	2,246				
			1	1,209	2,246	51 m ³	9,350	10,387	
			2	1,209	2,246	52	9,559	10,595	
			3	1,209	2,246	53	9,767	10,804	
			4	1,209	2,246	54	9,975	11,012	
			5	1,209	2,246	55	10,184	11,221	
			6	1,264	2,301	56	10,392	11,429	
			7	1,319	2,356	57	10,601	11,638	
			8	1,374	2,411	58	10,809	11,846	
			9	1,429	2,466	59	11,018	12,054	
従 量 料 金	使用水量	1m ³ 当たり	10	1,485	2,521	60	11,226	12,263	
		6~10m ³	11	1,653	2,690	61	11,435	12,471	
		11~20m ³	12	1,821	2,858	62	11,643	12,680	
		21~30m ³	13	1,990	3,027	63	11,851	12,888	
		31~100m ³	14	2,158	3,195	64	12,060	13,097	
		101m ³ 以上	15	2,327	3,364	65	12,268	13,305	
公衆浴場用	固定料金：各口径別料金の1/2		16	2,495	3,532	66	12,477	13,514	
	従量料金：1m ³ 当たり70.20円		17	2,664	3,701	67	12,685	13,722	
			18	2,832	3,869	68	12,894	13,930	
			19	3,001	4,038	69	13,102	14,139	
			20	3,169	4,206	70	13,311	14,347	
			21	3,350	4,386	71	13,519	14,556	
			22	3,530	4,567	72	13,727	14,764	
			23	3,710	4,747	73	13,936	14,973	
			24	3,891	4,928	74	14,144	15,181	
			25	4,071	5,108	75	14,353	15,390	
			26	4,251	5,288	76	14,561	15,598	
			27	4,432	5,469	77	14,770	15,806	
			28	4,612	5,649	78	14,978	16,015	
			29	4,793	5,829	79	15,186	16,223	
			30	4,973	6,010	80	15,395	16,432	
			31	5,181	6,218	81	15,603	16,640	
			32	5,390	6,427	82	15,812	16,849	
			33	5,598	6,635	83	16,020	17,057	
			34	5,807	6,843	84	16,229	17,265	
			35	6,015	7,052	85	16,437	17,474	
			36	6,224	7,260	86	16,646	17,682	
			37	6,432	7,469	87	16,854	17,891	
			38	6,640	7,677	88	17,062	18,099	
			39	6,849	7,886	89	17,271	18,308	
			40	7,057	8,094	90	17,479	18,516	
			41	7,266	8,303	91	17,688	18,725	
			42	7,474	8,511	92	17,896	18,933	
			43	7,683	8,719	93	18,105	19,141	
			44	7,891	8,928	94	18,313	19,350	
			45	8,100	9,136	95	18,522	19,558	
			46	8,308	9,345	96	18,730	19,767	
			47	8,516	9,553	97	18,938	19,975	
			48	8,725	9,762	98	19,147	20,184	
			49	8,933	9,970	99	19,355	20,392	
			50	9,142	10,179	100	19,564	20,601	

※ 平成21年12月から激変緩和措置終了に伴い、全市の料金を完全統一。（平成21年12月分検針より）

※ 平成26年4月水道料金を改定。（消費税率引き上げに伴う消費税率の改定）

(10) 水道加入金・取付(取替)実績 (税込)

①口径別加入金額

メーターの口径	加 入 金
1 3 mm	18,000 円
2 0 mm	56,000 円
2 5 mm	100,000 円
3 0 mm	160,000 円
4 0 mm	350,000 円
5 0 mm	530,000 円
7 5 mm	1,180,000 円
1 0 0 mm	2,300,000 円
1 5 0 mm	4,500,000 円

②取付(取替)・加入金実績 (平成30年度)

取付(取替)口径	個数	単価(円)	金額(円)
1 3 mm	384	18,000	6,912,000
2 0 mm	520	56,000	29,120,000
2 5 mm	14	100,000	1,400,000
3 0 mm	5	160,000	800,000
4 0 mm	5	350,000	1,750,000
5 0 mm	2	530,000	1,060,000
7 5 mm	2	1,180,000	2,360,000
小 計	932	—	43,402,000
口径変更による差額	179	—	7,817,040
合 計	1,111	—	51,219,040

3 施設の概要

(1) 水源及び浄水場

種別	水 源		浄 水 場			
	地 区	水 源 名	施 設 名	処 理 方 式	配水能力 (m ³ /日)	建設年度
河 水	上 越	名立川、桑取川水系	城山浄水場	高速凝集沈澱、 急速ろ過	51,000	1968(S43) 1977(S52)
	板倉区	筒方第1水源	筒方浄水場	緩速ろ過	290	1977(S52)
	清里区	坊ヶ池用水及び大三郎用水	青柳浄水場	緩速ろ過	1,000	1974(S49)
	三和区	戸沢川（関川水系江象川）	多能浄水場	緩速ろ過	1,480	1968(S43)
	安塚区	関川水系朴ノ木川（第3水源）	切越浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	1,199	1978(S53)
		堀切川支流小川川	船倉浄水場	膜ろ過	67	1984(S59)
	浦川原区	関川水系保倉川入山沢川	小谷島浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	1,200	1979(S54)
		<関川水系保倉川南山沢>				
	大島区	関川水系保倉川菖蒲水源	菖蒲浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	500	1978(S53)
		<関川水系保倉川菖蒲第2水源>				
		関川水系田麦川赤倉沢	赤倉浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	600	1993(H5)
	牧 区	牧第1、2、<6>、7水源	牧浄水場	緩速ろ過	1,196	1970(S45)
	名立区	柴谷川（不動新第1水源）	不動浄水場	緩速ろ過	1,430	1974(S49)
<柴谷川（不動第1水源）>						
小 計			11施設	59,962 m ³ /日		
地 下 水	上 越	和田<1>、2、3号井	* 和田浄水場	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	8,500	1994(H6) 1998(H10)
		深谷6、7、10号井	* 深谷浄水場	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	6,000	1966(S41) 1996(H8)
	中郷区	中郷3号井、泉第1、2水源（湧水）	中郷浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	3,090	1984(S59)
	板倉区	山越第1、4水源井	山越浄水場	塩素消毒	1,430	1971(S46)
	三和区	法花寺水源井	* 法花寺浄水場	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	1,210	1995(H7)
	小 計			5施設	20,230 m ³ /日	
湧 水	上 越	中ノ俣（第1水源）、第2水源	中ノ俣浄水場	紫外線処理 塩素消毒	48	2009(H21)
	吉川区	川谷水源	川谷上浄水場	塩素消毒	8	1985(S60)
			川谷下浄水場	塩素消毒	5	1984(S59)
		石谷水源	石谷浄水場	塩素消毒	11	1986(S61)
	板倉区	寺野第1、2、3、4水源	寺野浄水場	紫外線処理 塩素消毒	447	2010(H22)
	安塚区	朴ノ木第4水源	朴ノ木浄水場	塩素消毒	80	1979(S54)
		真荻平水源	真荻平浄水場	塩素消毒	33	1984(S59)
		伏野水源	伏野浄水場	塩素消毒	21	1985(S60)
		須川第1水源	須川第1浄水場	塩素消毒	259	1985(S60)
			須川第2浄水場	塩素消毒	288	1990(H2)
	須川第3浄水場	塩素消毒	33	1990(H2)		

水 源			浄 水 場				
種別	地 区	水 源 名	施 設 名	処 理 方 式	配水能力 (m ³ /日)	建設年度	
湧水	浦川原区	谷第1、2、3、4水源	谷浄水場	塩素消毒	65	1983(S58)	
		坪野水源	坪野浄水場	塩素消毒、 除鉄除マンガ	23	1983(S58)	
		法定寺第1、2水源	法定寺浄水場	塩素消毒	31	1982(S57)	
		小蒲生田水源	小蒲生田浄水場	塩素消毒	8	1980(S55)	
		小麦平水源	小麦平浄水場	塩素消毒	9	1979(S54)	
	大島区	旭第1、2(浅井戸)、3、4水源	旭浄水場	塩素消毒	237	1977(S52)	
		板山第1、2、3水源	板山浄水場	塩素消毒	30	1982(S57)	
	柿崎区	東横山水源	東横山浄水場	塩素消毒	50	1969(S44)	
		小萱水源	小萱浄水場	塩素消毒	27	1967(S42)	
		水野・下牧水源	水野・下牧浄水場	塩素消毒	14	1997(H9)	
		南黒岩水源	南黒岩浄水場	塩素消毒	31	2003(H15)	
		北黒岩水源	北黒岩浄水場	塩素消毒	51	1994(H6)	
	小 計			23施設		1,809 m ³ /日	
	ダム水	広域・用水 供給施設	正善寺ダム (関川水系正善寺川)	正善寺浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	38,200	1987(S62)
柿崎川ダム (柿崎川水系柿崎川)			柿崎川浄水場	凝集沈澱、急速ろ過	20,000	2003(H15)	
小 計			2施設		58,200 m ³ /日		
合 計			配水能力(41施設)		140,201 m³/日		
			上越市水道		137,141 m³/日		
			上越市水道用水供給		3,060 m³/日 (妙高市へ)		

() 内の井戸は予備水源

*は常時使用していない浄水場

(2) 配水池

地区	配水池	池数 (池)	有効容量 (m^3)	建設年度	構造・規模 (備考)
上越区	城山	1	6,970	1968(S43)	RC製 3,485 m^3 ×2槽
		1	6,300	1977(S52)	PC製 6,300 m^3
	西戸野	1	268	1983(S58)	RC製 134 m^3 ×2槽
		1	50	2006(H18)	RC製 50 m^3
	滝寺	1	119	1984(S59)	RC製 119 m^3
	鍋ヶ浦	1	83.5	1982(S57)	RC製 83.5 m^3
	*和田	1	2,000	1998(H10)	PC製 1,000 m^3 ×2槽
	*深谷	2	2,000	1965(S40)	PC製 1,000 m^3
中ノ俣	1	75.6	1975(S50)	RC製 37.8 m^3 ×2槽	
	小計	10	17,866.1		
柿崎区	下中山	2	860	1970(S45)	RC製 430 m^3
		1	1,700	2003(H15)	SUS製 850 m^3 ×2槽
	黒川	1	200	1988(S63)	RC製 100 m^3 ×2槽
	東横山	1	20	1969(S44)	RC製 20 m^3
	小萱	1	15	1967(S42)	RC製 15 m^3
	水野・下牧	1	24	1997(H9)	SUS製 12 m^3 ×2槽
	北黒岩	1	72	1995(H6)	RC製 36 m^3 ×2槽
	南黒岩	1	23	2003(H15)	SUS製 11.5 m^3 ×2槽
	小計	9	2,914.0		
頸城区	大蒲生田・玄僧	1	70.0	1988(S63)	RC製 35 m^3 ×2槽
吉川区	東寺(低区)	1	379	1981(S56)	RC製 126.6 m^3 ×3槽
	尾神(高区)	1	236	1981(S56)	RC製 118 m^3 ×2槽
	川谷上	1	38	1985(S60)	RC製 19 m^3 ×2槽
	川谷下	1	32	1984(S59)	RC製 16 m^3 ×2槽
	石谷	1	39	1986(S61)	RC製 19.5 m^3 ×2槽
	小計	5	724.0		
中郷区	松ヶ峯	1	1,200.0	1984(S59)	PC製 600 m^3 ×2槽
板倉区	山部	1	1,600	1987(S62)	RC製 800 m^3 ×2槽
	中之宮	1	128	1987(S62)	RC製 128 m^3
	山越第1	2	613	1978(S53)	RC製 194.5 m^3 ×2槽、224 m^3
	山越第2	1	703	1981(S56)	RC製 351.5 m^3 ×2槽
	柄山	1	100	1995(H7)	RC製 100 m^3
	寺野第3	1	43	1972(S47)	RC製 43 m^3
	寺野第4	1	53	1972(S47)	RC製 53 m^3
	筒方第1	1	97	1977(S52)	RC製 97 m^3
	筒方第2	1	118	1996(H8)	RC製 118 m^3
	筒方第3	1	36	1977(S52)	RC製 36 m^3
	筒方第4	1	21	1977(S52)	RC製 21 m^3
菰立第2	1	100	1998(H10)	RC製 50 m^3 ×2槽	
	小計	13	3,612.0		
清里区	第1(青柳)	1	345	1975(S50)	RC製 115 m^3 ×3槽
		1	680	1999(H11)	RC製 680 m^3
	第2(赤池)	1	46	1976(S51)	RC製 46 m^3
	第3(上田島)	1	400	2008(H20)	SUS製 200 m^3 ×2槽
	第4(坊ヶ池)	1	10	1985(S60)	RC製 10 m^3
	小計	5	1,481.0		
三和区	多能	1	456	1965(S40)	RC製 228 m^3 ×2槽
		1	124	1985(S60)	RC製 62 m^3 ×2槽
	*法花寺	1	750	1995(H7)	RC製 375 m^3 ×2槽
	日向	1	28.8	1989(H1)	RC製 28.8 m^3
	小計	4	1,358.8		

*は常時使用していない配水池

※1 休止中

地区	配水池	池数 (池)	有効容量 (m^3)	建設年度	構造・規模 (備考)
安塚区	朴ノ木 (第1)	1	48.6	1981 (S56)	RC製 24.3 m^3 ×2槽
	朴ノ木地区	1	25.6	1979 (S54)	RC製 12.8 m^3 ×2槽
	切越 (第2-2)	1	465.3	1983 (S58)	RC製 232.65 m^3 ×2槽
	細野 (第4)	1	50	1980 (S55)	RC製 25 m^3 ×2槽
	行野 (第5)	1	54.6	1980 (S55)	RC製 27.3 m^3 ×2槽
	高沢	1	71.2	2015 (H27)	RC製 35.6 m^3 ×2槽
	原山	1	7.8	1988 (S63)	RC製 3.9 m^3 ×2槽
	安塚	1	100	2003 (H15)	SUS製 100 m^3
	須川第1	1	112.3	1985 (S60)	RC製 56.15 m^3 ×2槽
	須川第2	1	299.1	1990 (H2)	RC製 149.55 m^3 ×2槽
	須川第3	1	15.8	1990 (H2)	RC製 7.9 m^3 ×2槽
	真萩平第1 (低区)	1	94	1984 (S59)	RC製 47 m^3 ×2槽
	真萩平第2 (高区)	1	24.5	1984 (S59)	RC製 24.5 m^3
	伏野	1	44	1985 (S60)	RC製 22 m^3 ×2槽
	上船倉	1	75.2	1984 (S59)	RC製 37.6 m^3 ×2槽
	中船倉	1	31.2	1992 (H4)	RC製 15.6 m^3 ×2槽
小計	16	1,519.2			
浦川原区	小谷島	1	348.6	1979 (S54)	RC製 174.3 m^3 ×2槽
		1	335.3	1999 (H11)	RC製 167.66 m^3 ×2槽
	谷	1	93.2	1983 (S58)	RC製 46.6 m^3 ×2槽
	上猪子田	1	45	1989 (H1)	RC製 22.5 m^3 ×2槽
	真光寺	1	31.2	1991 (H3)	RC製 15.6 m^3 ×2槽
	坪野	1	26.6	1983 (S58)	RC製 13.3 m^3 ×2槽
	法定寺	1	42	1982 (S57)	RC製 21 m^3 ×2槽
	小蒲生田	1	27.4	1980 (S55)	RC製 13.7 m^3 ×2槽
	小麦平	1	24.7	1979 (S54)	RC製 12.35 m^3 ×2槽
	上柿野	1	28.8	1979 (S54)	RC製 14.4 m^3 ×2槽
	東俣	1	22.5	1979 (S54)	RC製 11.25 m^3 ×2槽
	横住第1	1	71.2	2018 (H30)	RC製 35.6 m^3 ×2槽
	横住第2	1	36.1	1979 (S54)	RC製 36.1 m^3
	小計	13	1,132.6		
大島区	菖蒲低区	1	102	1979 (S54)	RC製 51 m^3 ×2槽
	牛ヶ鼻	1	60	1979 (S54)	RC製 30 m^3 ×2槽
	三竹沢	1	50	1979 (S54)	RC製 25 m^3 ×2槽
	大島	1	144	1979 (S54)	RC製 72 m^3 ×2槽
	中野	1	35	1979 (S54)	RC製 17.5 m^3 ×2槽
	上達	1	56	1995 (H7)	RC製 28 m^3 ×2槽
	赤倉	1	396	1994 (H6)	RC製 198 m^3 ×2槽
	旭	1	110	1979 (S54)	RC製 55 m^3 ×2槽
	板山	1	40	1960 (S35)	RC製 40 m^3
小計	9	993.0			
牧区	高区	1	47	1970 (S45)	RC製 47 m^3
		1	80	1997 (H9)	RC製 40 m^3 ×2槽
	低区	1	234	1970 (S45)	RC製 234 m^3
	第1	1	69	1974 (S49)	RC製 69 m^3
		1	80	1996 (H8)	RC製 40 m^3 ×2槽
	第2	1	59	1976 (S51)	RC製 59 m^3
	第3	1	79	1974 (S49)	RC製 79 m^3
	第4	1	78	1974 (S49)	RC製 78 m^3
	第5	1	55	1975 (S50)	RC製 55 m^3
	第6	1	56	1976 (S51)	RC製 56 m^3
第7	1	60	1974 (S49)	RC製 60 m^3	
第8	1	282	1996 (H8)	RC製 141 m^3 ×2槽	
小計	12	1,179.0			

※1 休止中

地区	配水池	池数 (池)	有効容量 (m ³)	建設年度	構造・規模 (備考)
名立区	第1	1	165	1974(S49)	RC製 82.5m ³ ×2槽
		1	100	2001(H13)	RC製 100m ³
	第2	1	205	1974(S49)	RC製 102.5m ³ ×2槽
		1	90	2001(H13)	RC製 90m ³
	第3	1	169	1974(S49)	RC製 84.5m ³ ×2槽
		1	188	1991(H3)	RC製 94m ³ ×2槽
	赤野俣	1	274	2000(H12)	RC製 137m ³ ×2槽
	第5	1	57	1959(S34)	RC製 57m ³
	小計	8	1,248.0		
広域・用水 供給施設	正善寺	1	12,800	1984(S59)	PC製 12,800m ³
	柿崎川	2	9,000	1998(H10)	PC製 4,500m ³
	小計	3	21,800.0		
	合計	109	57,097.7		

※ RC製：鉄筋コンクリート造 PC製：プレストレストコンクリート造 SUS製：ステンレス造

(3) 配水施設(ポンプ施設・減圧施設)

施設	箇所数	地区	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度
ポンプ 施設	72	上越 (北地区) [14]	越後交通	1976(S51)	松田団地	1980(S55)	鍋ヶ浦	1983(S58)
			丹原	1983(S58)	長浜	1983(S58)	西山寺	1983(S58)
			小池	1983(S58)	西横山	1983(S58)	西吉尾	1983(S58)
			増沢	1983(S58)	吉浦	1984(S59)	三の輪台	1985(S60)
			五智上平	1987(S62)	国府2丁目	1993(H5)		
		上越 (南地区) [7]	小滝	1976(S51)	朝日	1982(S57)	正善寺第1	1984(S59)
			正善寺第2	1984(S59)	高津	1984(S59)	谷愛宕	2003(H15)
			春日山	2005(H17)				
		柿崎区 [7]	米山寺	1988(S63)	水野・下牧	1997(H9)	上中山	2001(H13)
			黒川第1	2008(H20)	黒川第2	2008(H20)	黒川第3	2008(H20)
			下中山	2009(H21)				
		頸城区 [1]	大蒲生田	1987(S62)				
		吉川区 [8]	泉	1983(S58)	尾神岳	1995(H7)	尾神みはらし	2004(H16)
			尾神岳高区	2004(H16)	東寺		坪野(中継)	2006(H18)
			大下	2008(H20)	大賀	2015(H27)		
		中郷区 [1]	稲荷山	1984(S59)				
		板倉区 [5]	栗沢	1977(S52)	玄藤寺	1977(S52)	山部	1987(S62)
			東山寺	1995(H7)	孤立送水	2007(H19)		
		清里区 [2]	赤池	1976(S51)	坊ヶ池京ヶ岳	1976(S51)		
		三和区 [2]	岡田	1981(S56)	大東	1989(H1)		
		安塚区 [14]	大原	1979(S54)	樽田	1979(S54)	朴ノ木	1979(S54)
			行野第1(和田)	1980(S55)	行野第2(吉沢)	1980(S55)	行野高区	1980(S55)
			細野第1(坊金)	1980(S55)	細野第2(細野)	1980(S55)	安塚	1980(S55)
			真萩平	1985(S60)	原山	2003(H15)	武能	2011(H23)
			円平坊	2014(H26)	高沢	2015(H27)		
		浦川原区 [11]	横住第1	1979(S54)	横住第2	1979(S54)	有堀加圧	1979(S54)
			上柿野	1979(S54)	岩室	1989(H1)	桜島	1989(H1)
			印内	1990(H2)	長走	1991(H3)	下柿野	1999(H11)
			真光寺	2013(H25)	上猪子田	2014(H26)		

※上越[北地区]三の輪台は4～11月に使用

※吉川区尾神岳は4～11月に使用

※下線のポンプ施設は、浄水池または配水池内に設置されている

施設	箇所数	地区	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度
ポンプ 施設	18	大島区 [5]	菖蒲加圧	1978(S53)	中野	1979(S54)	竹平	1992(H4)
			菖蒲第1	2000(H12)	上達	2004(H16)		
		牧区 [4]	新田	1972(S47)	岩神	1972(S47)	小川	1972(S47)
			上牧	1997(H9)				
		名立区 [6]	伝上第1	2000(H12)	高内	2000(H12)	濁沢	2000(H12)
			不動第1	2001(H13)	不動第2	2001(H13)	不動第3	2001(H13)
		広域・用水 供給施設 [3]	柿崎	1984(S59)	清里	1985(S60)	板倉・新井	1985(S60)
減圧施設	141	上越	減圧弁 4か所					
		柿崎区	減圧弁 12か所 (うち2か所休止中)					
		大潟区	減圧弁1か所 (休止中)					
		吉川区	減圧槽 1か所、減圧弁8か所					
		中郷区	減圧槽 3か所 (うち1か所休止中)、減圧弁 7か所					
		板倉区	減圧槽 4か所、減圧弁 12か所					
		清里区	減圧槽 9か所 (うち3か所休止中)、減圧弁 8か所					
		三和区	減圧弁 1か所 (休止中)					
		安塚区	減圧槽 2か所、減圧弁 15か所 (うち1か所休止中)					
		浦川原区	減圧槽 2か所、減圧弁 6か所 (うち2か所休止中)					
		大島区	減圧槽 2か所、減圧弁 8か所					
		牧区	減圧槽 14か所、減圧弁 10か所					
		名立区	減圧弁 5か所					
		広域・用水 供給施設	減圧弁 10か所					

※下線のポンプ施設は、浄水池または配水池内に設置されている

③配水場・給水場等

施設	箇所数	地区	施設名称	建設年度
制御弁室	1	上越	横曽根制御弁室	1995(H7)
配水場	13	上越	藤新田配水場	1983(S58)
			富岡配水場	1983(S58)
			上名柄配水場	1984(S59)
		柿崎区	柿崎配水場	1984(S59)
			百木配水場	1984(S59)
		大潟区	大潟配水場	1984(S59)
		頸城区	頸城低区配水場	1984(S59)
			頸城高区配水場	1985(S60)
		吉川区	吉川配水場	1985(S60)
			竹直配水場	2002(H14)
		板倉区	板倉・新井配水場	2003(H15)
清里区	清里配水場	2016(H28)		
三和区	三和配水場	2017(H29)		
給水場	1		新井給水場	1985(S60)

(4) 非常用自家発電設備

地区	設置場所	形式	出力	燃料	燃料タンク	設置年度
上越	城山浄水場 (敷地東側)	ガスタービン発電機	500kVA×6, 600V	A重油	8,000 ℓ (地下式)	1999(H11)
	本局舎 (敷地北側)	ディーゼル発電機	130kVA×200V	A重油	1,950 ℓ	2004(H16)
	越後交通ポンプ場	ディーゼル発電機	50kVA×200V	軽油	190 ℓ	2007(H19)
吉川区	大下ポンプ場 (発電機室)	ディーゼル発電機	16kVA×200V	軽油	95 ℓ	1984(S59)
中郷区	中郷浄水場	ディーゼル発電機	125kVA×420V	軽油	490 ℓ	2007(H19)
三和区	多能浄水場	ガソリン発電機	4kVA×200V/100V	ガソリン	13.5 ℓ	2004(H16)
安塚区	切越浄水場	ディーゼル発電機	39kVA×200V	軽油	28 ℓ	2011(H23)
	大原送配水ポンプ場	ディーゼル発電機	60kVA×200V	軽油	60 ℓ	1980(S55)
浦川原区	小谷島浄水場	ディーゼル発電機	135kVA×200V	軽油	80 ℓ	1978(S53)
大島区	菖蒲浄水場	ディーゼル発電機	35kVA×200V	軽油	200 ℓ	2002(H14)
	赤倉浄水場	ディーゼル発電機	40kVA×200V	軽油	200 ℓ	1996(H8)
牧区	新田ポンプ場	ディーゼル発電機	50kVA×200V	軽油	50 ℓ	2006(H18)
	岩神ポンプ場	ディーゼル発電機	27kVA×200V	軽油	30 ℓ	2006(H18)
	小川ポンプ場	ディーゼル発電機	27kVA×200V	軽油	30 ℓ	2006(H18)
名立区	不動浄水場	ディーゼル発電機	18kVA×200V	軽油	30 ℓ	2011(H23)
広域・用水 供給施設	正善寺浄水場 (敷地西側)	ガスタービン発電機	750kVA×6, 600V	A重油	5,000 ℓ (地下式)	1999(H11)
	柿崎川浄水場 (敷地南側)	ガスタービン発電機	500kVA×6, 600V	A重油	7,000 ℓ (地下式)	2000(H12)
	可搬型	ディーゼル発電機	37kVA×200V×100V	軽油	120 ℓ	2005(H17)

※kVA：発電容量

(5) 水道管延長

(各年度末現在の延長、単位：m)

年 度	導水管	送水管	配水管	給水管	合 計
26年度	72,148	175,475	1,911,153	373,283	2,532,059
27年度	72,039	175,475	1,908,074	374,410	2,529,998
28年度	72,039	175,348	1,907,717	375,033	2,530,137
29年度	76,774	176,666	1,910,082	377,877	2,541,399
30年度	76,806	176,705	1,909,081	378,257	2,540,849
上 越	10,346	21,636	939,221	275,846	1,247,049
柿崎区	3,226	763	131,564	15,196	150,749
大潟区	1,177	0	75,334	3,273	79,784
頸城区	696	1,138	113,303	4,671	119,808
吉川区	4,482	7,671	88,445	3,093	103,691
中郷区	2,573	0	50,671	939	54,183
板倉区	5,527	5,990	101,764	40,976	154,257
清里区	4,776	355	56,333	16,156	77,620
三和区	120	1,024	69,444	1,237	71,825
安塚区	10,574	13,813	64,411	1,311	90,109
浦川原区	6,410	9,710	65,306	6,893	88,319
大島区	8,497	12,717	38,322	361	59,897
牧区	9,236	5,834	71,159	1,300	87,529
名立区	2,995	2,441	43,804	7,005	56,245
広域・用供	6,171	93,613	0	0	99,784

※平成28年度以前の数値は、水道事業と簡易水道事業の合算としている

※平成29年の数値は、旧小規模水道事業分を加算している

(6) 管種別延長

a. 導水管

(単位：m)

年度	铸铁管	鋼管	石綿セメント管	HIビニール管	ポリエチレン管	計
26年度	13,180	5,424	1,977	17,477	34,090	72,148
27年度	13,211	5,425	1,693	17,477	34,233	72,039
28年度	13,211	5,425	1,693	17,477	34,233	72,039
29年度	13,655	5,292	1,693	17,477	38,657	76,774
30年度	13,653	5,288	1,693	17,474	38,698	76,806
上越	3,113	3,285	0	188	3,760	10,346
柿崎区	0	0	0	1,956	1,270	3,226
大潟区	892	0	0	285	0	1,177
頸城区	616	48	0	32	0	696
吉川区	0	58	0	0	4,424	4,482
中郷区	2,284	67	0	198	24	2,573
板倉区	0	7	0	3,363	2,157	5,527
清里区	0	1,305	1,693	1,662	116	4,776
三和区	0	0	0	120	0	120
安塚区	32	0	0	0	10,542	10,574
浦川原区	0	126	0	1,460	4,824	6,410
大島区	772	0	0	5,758	1,967	8,497
牧区	0	0	0	83	9,153	9,236
名立区	0	165	0	2,369	461	2,995
広域・用供	5,944	227	0	0	0	6,171

※鋼管はステンレス管、HIビニール管はビニール管をそれぞれ含む

b. 送水管

(単位：m)

年度	铸铁管	鋼管	石綿セメント管	HIビニール管	ポリエチレン管	計
26年度	122,510	6,640	13	14,119	32,193	175,475
27年度	122,511	6,640	0	14,118	32,206	175,475
28年度	122,453	6,571	0	14,118	32,206	175,348
29年度	122,430	6,555	0	14,119	33,562	176,666
30年度	122,432	6,560	0	14,119	33,594	176,705
上越	21,448	188	0	0	0	21,636
柿崎区	0	0	0	0	763	763
大潟区	0	0	0	0	0	0
頸城区	370	333	0	435	0	1,138
吉川区	1,556	8	0	0	6,107	7,671
中郷区	0	0	0	0	0	0
板倉区	1,012	40	0	1,909	3,029	5,990
清里区	0	0	0	119	236	355
三和区	0	0	0	0	1,024	1,024
安塚区	46	276	0	184	13,307	13,813
浦川原区	0	797	0	4,183	4,730	9,710
大島区	6,991	5	0	4,149	1,572	12,717
牧区	1,854	303	0	1,508	2,169	5,834
名立区	0	152	0	1,632	657	2,441
広域・用供	89,155	4,458	0	0	0	93,613

※鋼管はステンレス管、HIビニール管はビニール管をそれぞれ含む

c. 配水管

(単位：m)

年 度	鋳鉄管	鋼 管	石綿セメント管	HIビニール管	ポリエチレン管	計
26年度	731,655	33,044	5,823	806,376	334,255	1,911,153
27年度	726,949	31,202	1,403	797,332	351,188	1,908,074
28年度	721,116	29,994	1,131	788,316	367,160	1,907,717
29年度	710,696	29,841	830	782,754	385,961	1,910,082
30年度	704,042	30,392	0	745,850	428,797	1,909,081
上 越	500,052	17,576	0	260,038	161,555	939,221
柿崎区	22,883	1,226	0	76,063	31,392	131,564
大潟区	28,897	302	0	19,630	26,505	75,334
頸城区	42,671	572	0	58,391	11,669	113,303
吉川区	22,054	234	0	17,024	49,133	88,445
中郷区	6,453	1,432	0	7,099	35,687	50,671
板倉区	14,800	625	0	77,022	9,317	101,764
清里区	10,215	3,342	0	37,210	5,566	56,333
三和区	18,577	38	0	32,835	17,994	69,444
安塚区	4,119	3,094	0	16,289	40,909	64,411
浦川原区	16,524	0	0	40,779	8,003	65,306
大島区	1,598	21	0	28,794	7,909	38,322
牧 区	3,880	59	0	47,780	19,440	71,159
名立区	11,319	1,871	0	26,896	3,718	43,804
広域・用供	0	0	0	0	0	0

※鋼管はステンレス管、HIビニール管はビニール管をそれぞれ含む

4 業務の状況

※ 平成29年度から簡易水道事業を水道事業に統合したことから、年度間の実質的な比較を行うため、平成28年度以前の金額及び数値は、水道事業会計と簡易水道事業会計の合算としています。

(1) 給水人口及び普及率

年 度	給 水 区 域 内				行 政 区 域 内		
	総人口 (人)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	総人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)
26年度	199,027	198,980	83,332	99.98	199,079	198,946	99.93
27年度	197,329	197,287	83,966	99.98	197,380	197,256	99.94
28年度	195,841	195,803	84,356	99.98	195,880	195,845	99.98
29年度	194,131	194,096	84,935	99.98	194,132	194,059	99.96
30年度	192,083	192,040	85,173	99.98	192,068	192,002	99.97
上 越	129,634	129,618	60,583	99.99	(129,642)	129,618	99.98
柿 崎 区	9,471	9,468	3,813	99.97	(9,480)	9,468	99.87
大 潟 区	9,402	9,402	3,743	100.00	(9,402)	9,402	100.00
頸 城 区	9,450	9,450	3,658	100.00	(9,450)	9,450	100.00
吉 川 区	4,089	4,082	1,563	99.83	(4,092)	4,082	99.76
中 郷 区	3,663	3,658	1,461	99.86	(3,666)	3,658	99.78
板 倉 区	6,741	6,741	2,453	100.00	(6,703)	6,703	100.00
清 里 区	2,657	2,657	1,030	100.00	(2,657)	2,657	100.00
三 和 区	5,526	5,524	1,931	99.96	(5,526)	5,524	99.96
安 塚 区	2,309	2,308	1,102	99.96	(2,309)	2,308	99.96
浦 川 原 区	3,303	3,298	1,275	99.85	(3,303)	3,298	99.85
大 島 区	1,482	1,482	690	100.00	(1,482)	1,482	100.00
牧 区	1,807	1,807	828	100.00	(1,807)	1,807	100.00
名 立 区	2,549	2,545	1,043	99.84	(2,549)	2,545	99.84

※行政区域内総人口は内訳と一致しない

〈参考〉平成28年度末現在の簡易水道事業及び小規模水道事業の状況

a. 簡易水道事業

年 度	給 水 区 域 内				行 政 区 域 内		
	総人口 (人)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	総人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)
28年度	13,062	13,053	5,519	99.93	195,880	13,045	6.66

b. 小規模水道事業

年 度	地区名	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)
28年度	川谷地区	21	12
	石谷地区	21	11

(2) 配水量及び有収水量

a. 年間配水量及び有収水量

① 水道

年 度	配水量 (m ³)					有収水量 (m ³)		有収率 (%)
	年 間	一日平均	一人一日平均 (ℓ)	一日最大 (月/日)	一人一日最大 (ℓ)	年 間	一日平均	
26年度	24,898,799	68,216	343	72,200 (8/13)	390	23,025,248	63,083	92.5
				5,827 (8/14)	421			
27年度	24,648,277	67,345	341	74,003 (8/6)	403	22,885,813	62,530	92.8
				5,578 (8/15)	415			
28年度	24,575,213	67,329	344	71,203 (8/12)	390	22,692,032	62,170	92.3
				5,358 (8/13)	410			
29年度	24,682,088	67,622	348	79,311 (1/29)	409	22,706,881	62,211	92.0
30年度	24,253,747	66,449	346	79,693 (7/24)	415	22,536,311	61,743	92.9

※平成28年度以前の数値は、簡易水道事業への給水分を除く

※一日最大配水量は、各事業によって最大月日が異なるため、平成28年度以前の数値は上段を水道事業、下段を簡易水道事業を記載。

② 水道用水供給

年 度	配水量 (m ³)					有収水量 (m ³)		有収率 (%)
	年 間	一日平均	一人一日平均 (ℓ)	一日最大 (月/日)	一人一日最大 (ℓ)	年 間	一日平均	
26年度	752,793	2,062	90	2,440 (8/5)	107	748,424	2,050	99.4
27年度	735,095	2,008	89	2,443 (8/12)	108	731,492	1,999	99.5
28年度	753,242	2,064	92	2,558 (12/15)	114	749,763	2,054	99.5
29年度	769,016	2,107	95	2,816 (1/30)	127	769,016	2,107	100.0
30年度	752,478	2,062	95	2,606 (7/24)	119	752,478	2,062	100.0

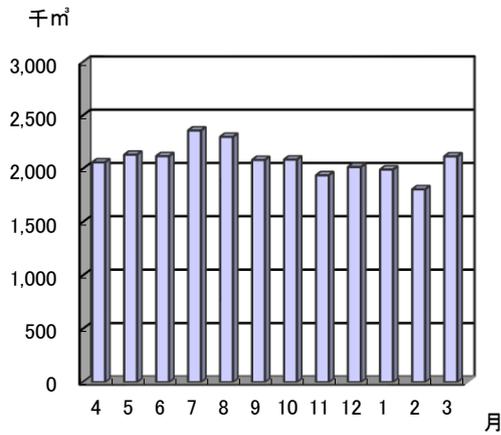
b. 年間配水量の水源別内訳

(単位：m³)

年 度	河 川 水	ダ ム 水	地 下 水	湧 水	計
26年度	11,125,338	12,658,320	627,670	567,987	24,979,315
27年度	11,219,014	11,535,587	1,426,302	549,038	24,729,941
28年度	11,355,772	11,858,716	883,581	556,627	24,654,696
29年度	12,548,647	10,924,625	667,041	541,775	24,682,088
30年度	13,014,370	9,794,859	898,045	546,473	24,253,747

c. 月間配水量 (平成30年度)

(単位：千m³)



月	上水道	用水供給	計
4	1,999	61	2,060
5	2,066	66	2,132
6	2,056	62	2,118
7	2,289	70	2,359
8	2,233	66	2,299
9	2,022	60	2,082
10	2,025	61	2,086
11	1,881	58	1,939
12	1,956	60	2,016
1	1,928	64	1,992
2	1,748	59	1,807
3	2,051	65	2,116
計	24,254	752	25,006

d. 年間有収水量の用途別構成（平成30年度）

用途別	家庭用	工場用	商業用	官庁・学校用	船舶用	その他	計
有収水量 (m³)	16,245,582 (72.1)	1,698,990 (7.5)	2,511,026 (11.1)	2,039,672 (9.1)	16,029 (0.1)	25,012 (0.1)	22,536,311 (100)
上越	11,283,246	914,483	1,812,262	1,544,808	16,029	25,012	15,595,840
柿崎区	777,096	50,770	147,032	51,302	-	-	1,026,200
大潟区	775,385	419,093	138,739	94,900	-	-	1,428,117
頸城区	788,932	65,370	106,857	45,576	-	-	1,006,735
吉川区	299,833	4,527	24,850	33,850	-	-	363,060
中郷区	293,177	102,126	45,878	38,437	-	-	479,618
板倉区	533,321	23,143	44,720	30,025	-	-	631,209
清里区	222,603	-	16,134	19,644	-	-	258,381
三和区	411,346	96,961	44,946	44,021	-	-	597,274
安塚区	175,619	1,484	39,054	25,859	-	-	242,016
浦川原区	243,164	3,081	25,858	36,818	-	-	308,921
大島区	118,060	9,209	2,615	19,462	-	-	149,346
牧区	134,446	8,743	9,839	18,861	-	-	171,889
名立区	189,354	-	52,242	36,109	-	-	277,705
給水戸数 (戸)	77,909 (91.5)	279 (0.3)	5,118 (6.0)	1,861 (2.2)	4 (0.0)	2 (0.0)	85,173 (100)
上越	55,690	108	3,782	997	4	2	60,583
柿崎区	3,485	23	247	58	-	-	3,813
大潟区	3,382	5	229	127	-	-	3,743
頸城区	3,298	39	200	121	-	-	3,658
吉川区	1,441	11	47	64	-	-	1,563
中郷区	1,319	3	76	63	-	-	1,461
板倉区	2,332	24	70	27	-	-	2,453
清里区	941	-	45	44	-	-	1,030
三和区	1,676	34	138	83	-	-	1,931
安塚区	959	10	68	65	-	-	1,102
浦川原区	1,113	12	75	75	-	-	1,275
大島区	641	4	22	23	-	-	690
牧区	724	6	43	55	-	-	828
名立区	908	-	76	59	-	-	1,043

1戸1か月当たり(m ²)	17.3	508.4	40.6	89.1	333.9	1,471.3	21.9
上越	16.8	706.2	39.7	127.5	-	-	21.4
柿崎区	18.5	185.3	49.1	71.0	-	-	22.3
大潟区	18.9	6,984.9	50.0	64.6	-	-	31.5
頸城区	20.1	140.9	44.7	32.1	-	-	23.2
吉川区	17.2	34.3	42.0	43.5	-	-	19.1
中郷区	18.5	2,836.8	50.0	48.2	-	-	27.3
板倉区	19.0	79.5	52.4	60.4	-	-	21.2
清里区	19.5	-	29.9	33.1	-	-	20.6
三和区	20.4	241.8	26.7	43.7	-	-	25.7
安塚区	15.0	12	48	32	-	-	17.9
浦川原区	18.1	21	28	40	-	-	20.0
大島区	15.0	192	10	62	-	-	17.6
牧区	15.0	121	19	28	-	-	16.8
名立区	17.2	-	57	46	-	-	21.9

※ () 内は構成比(%)

※ 1戸1か月当たりは「年間販売量 ÷ 年間延戸数」であるため、表中数値で算出できない。

e. 料金収入の内訳 (平成30年度)

(単位：千円, 税抜金額)

用途別	家庭用	工場用	商業用	官庁・学校用	船舶用	その他	計
年間料金収入	3,063,128	416,057	681,518	621,625	4,189	1,674	4,788,191
上越	2,194,394	237,598	500,277	462,828	4,189	1,674	3,400,960
柿崎区	131,664	15,352	37,140	14,651	-	-	198,807
大潟区	132,669	80,481	34,934	28,287	-	-	276,371
頸城区	141,191	18,711	27,382	15,658	-	-	202,942
吉川区	49,732	1,108	5,527	10,563	-	-	66,930
中郷区	49,193	25,020	13,085	18,414	-	-	105,712
板倉区	104,125	7,065	11,135	8,816	-	-	131,141
清里区	39,206	-	4,722	6,198	-	-	50,126
三和区	72,269	24,689	11,014	13,566	-	-	121,538
安塚区	31,783	348	13,336	8,272	-	-	53,739
浦川原区	40,902	730	6,079	11,602	-	-	59,313
大島区	20,513	2,385	1,025	6,067	-	-	29,990
牧区	23,299	2,570	2,454	6,107	-	-	34,430
名立区	32,188	-	13,408	10,596	-	-	56,192

(3) 本支管建設改良工事施工状況

(単位：m)

年 度	新設工事	改良工事	他工事関連工事	計
26年度	3,848	20,559	6,515	30,922
27年度	3,538	13,561	4,412	21,511
28年度	2,665	11,909	6,179	20,753
29年度	1,549	12,798	5,244	19,591
30年度	900	9,955	8,803	19,658
上 越	854	4,948	6,316	12,118
柿 崎 区	0	647	342	989
大 潟 区	0	592	1,511	2,103
頸 城 区	0	118	243	361
吉 川 区	0	175	18	193
中 郷 区	0	395	1	396
板 倉 区	40	0	2	42
清 里 区	0	0	0	0
三 和 区	6	529	249	784
安 塚 区	0	448	4	452
浦川原区	0	666	109	775
大 島 区	0	1,325	0	1,325
牧 区	0	29	2	31
名 立 区	0	83	6	89
広域・用供	0	0	0	0

(4) 給水装置工事施工件数

(単位：件)

年 度	新 設	改 造	撤 去	その他	計
26年度	582	964	314	94	1,954
27年度	602	846	362	73	1,883
28年度	568	777	357	68	1,770
29年度	546	716	285	71	1,618
30年度	571	769	361	69	1,770
上 越	442	550	253	46	1,291
柿崎区	16	31	16	2	65
大潟区	28	60	21	5	114
頸城区	49	31	10	5	95
吉川区	3	8	8	0	19
中郷区	3	13	4	1	21
板倉区	11	15	7	4	37
清里区	0	14	5	0	19
三和区	11	16	11	2	40
安塚区	1	4	6	0	11
浦川原区	4	12	6	0	22
大島区	0	3	1	1	5
牧 区	1	4	6	1	12
名立区	2	8	7	2	19

※「その他」は、仮設、小工事

(5) 修繕工事件数

(単位：件)

年 度	配水管	給水装置		その他	計
		公道内	民地内		
26年度	149	95	232	711	1,187
27年度	137	68	178	604	987
28年度	138	68	161	590	957
29年度	142	65	398	887	1,492
30年度	132	60	235	968	1,395
上 越	51	27	88	705	871
柿崎区	2	2	52	42	98
大潟区	0	0	31	55	86
頸城区	22	3	22	61	108
吉川区	14	3	14	35	66
中郷区	2	1	0	0	3
板倉区	6	1	5	10	22
清里区	6	4	6	1	17
三和区	6	3	8	19	36
安塚区	6	2	0	7	15
浦川原区	5	0	1	10	16
大島区	7	4	0	9	20
牧 区	1	4	0	6	11
名立区	2	6	8	8	24
広域・用供	2	0	0	0	2

※「その他」は、水濁り対応、漏水調査など

(6) 水道メーター

a. メーター年間取替個数 (単位: 個)

年 度	取替個数
26年度	8,891
27年度	10,898
28年度	9,417
29年度	11,958
30年度	17,830
上 越 区	12,389
柿 崎 区	612
大 潟 区	1,292
頸 城 区	547
吉 川 区	151
中 郷 区	342
板 倉 区	535
清 里 区	64
三 和 区	473
安 塚 区	178
浦 川 原 区	702
大 島 区	215
牧 区	82
名 立 区	248

b. 年度末現在のメーター設置個数

(単位: 個)

年 度	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	計
26年度	56,114	34,627	2,248	340	526	216	120	13	5	94,209
27年度	55,908	35,261	2,250	345	522	218	119	13	5	94,641
28年度	55,834	35,851	2,252	355	515	220	123	9	5	95,164
29年度	55,914	36,509	2,234	364	519	220	125	8	5	95,898
30年度	55,771	37,219	2,245	374	515	219	130	6	5	96,484
上 越 区	35,085	31,066	1,813	154	400	140	105	4	5	68,772
柿 崎 区	3,618	536	57	39	11	15	1			4,277
大 潟 区	3,435	648	58	22	17	7	9			4,196
頸 城 区	2,545	1,346	68	26	17	11	3			4,016
吉 川 区	1,629	113	24	9	8	3				1,786
中 郷 区	1,369	172	24	9	8	14	2	2		1,600
板 倉 区	1,020	1,578	42	17	13	3	1			2,674
清 里 区	711	365	19	12	4	1	1			1,113
三 和 区	1,304	687	39	20	15	1	4			2,070
安 塚 区	1,038	299	29	24	8	9	2			1,409
浦 川 原 区	1,353	150	22	16	3	7				1,551
大 島 区	775	49	18	9	5	3				859
牧 区	861	74	8	12	3	2				960
名 立 区	1,028	136	24	5	3	3	2			1,201

(7) 水質検査結果

市の浄水場のうち、最も規模の大きい城山浄水場の検査結果を掲載<平成30年度>

基準項目 (51項目) + 水温			最高	最低	平均	検査回数
No.	項目名	水質基準				
	水温 (°C)	—	23.6	1.0	13.9	7
1	一般細菌	1mL中100以下	0	0	0	4
2	大腸菌	検出されないこと	検出ししない	検出ししない	検出ししない	4
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	4
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.2	0.1	0.2	4
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	4
13	砒素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	4
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	4
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.005	0.001未満	0.003	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004	0.003未満	0.003	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.008	0.001未満	0.004	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003	0.001未満	0.002	4
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.06	0.02未満	0.03	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	4
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	10	5	8	4
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
38	塩化物イオン	200mg/L以下	8.5	5.4	6.6	4
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	57	19	43	4
40	蒸発残留物	500mg/L以下	130	46	88	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000002	0.000001未満	0.000001未満	7
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	7
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L以下	0.5	0.2	0.4	4
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.1	7.4	4
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	4
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	4
50	色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	4
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	4

水質管理目標設定項目（26項目）			目標値 (mg/L)	最 高	最 低	平 均	検 査 回 数
No.	項目名						
1	無機物 重金属	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1
2		ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	1
3		ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1
18	着 色	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1
30		アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.06	0.06	0.06	1
29	一般有機物	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1
5		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	1
8		トルエン	0.4mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1
9		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	1
20		1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1
21		メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1
10	消毒副 生成物	亜塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	1
12		二酸化塩素	0.6mg/L以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	1
13		ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1
14		抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1
16		残留塩素	1mg/L以下	0.6	0.6	0.6	1
15	農薬類	農薬類(除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	1(検出指標値)	1未満	1未満	1未満	2
17	味	硬度(Ca:カルシウム、Mg:マグネシウム)	10mg/L以上 100mg/L以下	57	57	57	1
24		蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	130	130	130	1
19		遊離炭酸	20mg/L以下	2	2	2	1
22		有機物等(KMnO4:過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	0.8	0.8	0.8	1
23	臭気・濁度 ・腐食等	臭気強度(TON)	3以下	1未満	1未満	1未満	1
25		濁度	1度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1
26		pH値	7.5程度	7.6	7.6	7.6	1
27		腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	-1.01	-1.01	-1.01	1
28		従属栄養細菌	2000以下(暫定)	0	0	0	1

(農薬類内訳)

農薬名		目標値 (mg/L)	検査成績	検査 回数
No.	項目名			
74	ピラクロニル	0.01	0.0001未満	1
86	フェントラザミド	0.01	0.0001未満	1
92	プレチラクロール	0.05	0.0005未満	1
98	プロモブチド	0.1	0.0004未満	1
103	ペンタゾン	0.2	0.002未満	2

※農薬類の項目は、上越地域で販売実績の多い農薬を選定。

※No. は厚生労働省が定める水質基準項目、水質管理目標設定項目による

5 財務の状況

(1) 損益計算書

(単位：円, 税抜金額)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
水道事業収益	6,887,155,006	6,805,250,128	6,538,651,326	6,529,948,641
営業収益	4,835,087,741	4,810,679,270	4,821,459,765	4,788,190,722
給水収益	4,826,703,953	4,802,409,427	4,821,459,765	4,788,190,722
広域施設給水収益	8,383,788	8,269,843	0	0
営業雑収益	13,048,186	12,192,984	11,980,204	12,693,592
受注工事収益	1,408,186	1,260,984	795,204	947,592
その他営業雑収益	11,640,000	10,932,000	11,185,000	11,746,000
営業外収益	1,939,952,601	1,889,750,401	1,613,509,351	1,639,272,378
受取利息	1,408,269	4,142,894	2,452,291	4,048,974
繰入金	396,444,000	405,650,000	139,736,000	136,984,000
加入金	52,532,000	45,610,000	51,790,000	50,640,000
長期前受金戻入	1,096,761,633	1,057,511,642	1,059,482,365	1,093,409,190
雑収益	86,505,482	82,946,879	79,025,143	85,646,829
広域施設営業外収益	306,301,217	293,888,986	281,023,552	268,543,385
用水供給事業収益	91,333,267	92,438,583	91,292,214	89,780,141
用水供給営業収益	74,191,107	75,986,765	75,564,962	74,751,864
用水供給営業外収益	17,142,160	16,447,113	15,727,252	15,028,277
用水供給特別利益	0	4,705	0	0
特別利益	7,733,211	188,890	409,792	11,808
固定資産売却益	7,733,211	104,836	260,000	11,808
過年度損益修正益	0	84,054	149,792	0
水道事業費用	5,415,081,921	5,324,581,751	5,150,829,251	5,179,938,884
営業費用	4,932,669,108	4,863,844,445	4,718,502,961	4,764,875,505
原水及び浄水費	665,408,004	631,774,616	579,115,264	525,849,024
配水及び給水費	2,922,529,958	2,863,998,533	2,876,566,345	2,993,268,971
一般管理費	123,670,924	120,257,537	136,366,308	136,722,183
共同施設管理分担費	35,115,034	67,277,793	19,416,792	38,575,671
広域施設営業費用	1,185,945,188	1,180,535,966	1,107,038,252	1,070,459,656
営業雑費用	11,375,475	11,940,967	10,224,973	11,293,890
受注工事費	11,375,475	11,940,967	10,224,973	11,293,890
営業外費用	401,315,491	379,080,558	357,021,745	326,915,817
支払利息	328,079,273	310,745,209	292,972,968	274,114,479
雑支出	14,683,159	14,227,115	14,195,518	7,234,970
広域施設営業外費用	58,553,059	54,108,234	49,853,259	45,566,368
用水供給事業費用	69,651,362	69,100,704	64,768,627	62,479,792
用水供給営業費用	66,374,370	66,072,472	61,978,530	59,929,615
用水供給営業外費用	3,276,992	3,028,232	2,790,097	2,550,177
特別損失	70,485	615,077	310,945	14,373,880
固定資産売却損	70,485	129,209	30,334	14,373,880
過年度損益修正損	0	485,868	247,911	0
その他特別損失	0	0	0	0
広域施設特別損失	0	0	30,967	0
用水供給特別損失	0	0	1,733	0
当年度純利益 (△純損失)	1,472,073,085	1,480,668,377	1,387,822,075	1,350,009,757

(2) 企業債

(単位：千円)

年 度	当該年度		企業債残高 (各年度末現在)
	借 入 金	償 還 金	
26年度	200,000	1,070,750	15,803,978
27年度	200,000	996,765	15,007,213
28年度	200,000	948,178	14,259,034
29年度簡易 水道統合に伴 う引継企業債 残高 (29年度期首 企業債残高)	3,291,488		17,550,522
29年度	200,000	1,088,758	16,661,764
30年度	200,000	1,087,323	15,774,441
上 越	200,000	500,429	6,545,978
柿 崎 区	0	89,831	1,292,420
大 潟 区	0	1,183	32,352
頸 城 区	0	45,505	739,945
吉 川 区	0	41,214	1,384,548
中 郷 区	0	1,794	13,844
板 倉 区	0	12,388	183,802
清 里 区	0	32,702	472,275
三 和 区	0	12,659	273,768
安 塚 区	0	35,018	1,050,072
浦川原区	0	29,780	506,012
大 島 区	0	20,814	219,223
牧 区	0	42,445	664,486
名 立 区	0	25,436	351,029
広域施設	0	196,125	1,936,319
用水供給	0	0	108,368

(3) 給水原価・供給単価

① 水道事業

年 度	給 水 原 価	供 給 単 価
2 6 年度	164円56銭	211円28銭
2 7 年度	164円38銭	211円89銭
2 8 年度	164円25銭	212円62銭
2 9 年度	164円54銭	212円33銭
3 0 年度	165円56銭	212円47銭

※給水原価 = {経常費用－(受託工事費＋附帯事業費＋材料及び不用品売却原価)－長期前受金戻入見合い分の減価償却費及び固定資産除却費} ÷ 年間総有収水量

※供給単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量

※平成28年度以前は、旧簡易水道事業の経費を含んでいない。

② 水道用水供給事業

年 度	給 水 原 価	供 給 単 価
2 6 年度	70円45銭	100円40銭
2 9 年度	63円86銭	98円26銭
3 0 年度	63円16銭	99円34銭

※給水原価 = {経常費用－(受託工事費＋附帯事業費＋材料及び不用品売却原価)－長期前受金戻入見合い分の減価償却費及び固定資産除却費} ÷ 年間総有収水量

※供給単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量

《参考》 労働生産性

年 度	職員1人当たりの給水人口(人)	給水人口1万人当たりの職員数(人)	職員1人当たりの給水量(m ³)
1 5 年度	3,271	3.1	443,813
1 6 年度	2,651	3.8	272,269
2 8 年度	2,812	3.6	328,552
2 9 年度	2,734	3.7	319,815
3 0 年度	2,631	3.8	308,717

損益勘定職員数(人)
41
73
65
71
73

※職員1人当たりの給水人口 = 給水人口 ÷ 損益勘定職員数

※給水人口1万人当たりの職員数 = 10,000人 ÷ 職員1人当たりの給水人口

※職員1人当たりの給水量 = 有収水量 ÷ 損益勘定職員数

※平成28年度以前は、旧簡易水道事業の情報は含んでいない。

《参考》 経営分析表(水道事業会計)

(単位:%)

分析項目		28年度	29年度	30年度	説明
構成比率	1. 固定資産構成比率	89.7	89.0	88.3	総資産の中で、固定資産がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	2. 流動資産構成比率	10.3	11.0	11.7	総資産の中で、流動資産がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	3. 固定負債構成比率	17.4	18.2	17.0	総資本の中で、固定負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	4. 流動負債構成比率	1.9	2.0	1.9	総資本の中で、流動負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	5. 自己資本構成比率	80.7	79.8	81.1	総資本とこれを構成する自己資本の関係を示すもので、高いほど経営の安全性が高いことを表している。
財務比率	6. 固定長期適合率 (固定資産対長期資本比率)	91.5	92.3	90.0	固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内で行われるべきとの立場から、100%以下であることが望ましい。
	7. 流動比率	528.7	542.8	622.3	短期の債務と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率で、高いほど返済能力があり、経営の安定が保たれている。
	8. 当座比率 (酸性試験比率)	521.6	533.4	612.5	流動比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、流動性の強い現金・預金や未収金などと流動負債の割合を表している。
	9. 現金預金比率	501.3	519.7	595.7	当座比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、即支払可能な現金と流動負債との割合を表している。
	10. 負債比率	118.1	127.8	115.2	負債を自己資本より超過させないことが、健全経営の理想であり、100%以下が望ましい。
	11. 固定負債比率	37.9	41.4	36.5	自己資本に対し、固定負債の占める割合はどのくらいか。100%以下が望ましい。
	12. 流動負債比率	4.3	4.7	4.1	自己資本に対し、流動負債の占める割合はどのくらいか。比率の小さい方が望ましい。
収益率	13. 総資本利益率	1.6	1.6	1.5	投下資本の総額と、それによってもたらされた利益を比較する。比率は大きいほどよい。
	14. 純利益対総収益率	21.4	21.2	20.7	総収益のうち、最終的に企業に残された純利益(損失)の割合を表したもので、値が大きいほどよい。
	15. 営業利益対営業収益率	6.1	2.7	0.8	営業収益の中で、営業利益がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	16. 総収益対総費用比率 (総収支比率)	127.3	126.9	126.1	収益と費用の相対的な関連を示すもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	17. 営業収益対営業費用比率	106.5	102.7	100.8	営業収益とそれに要した営業費用とを対比して業務活動の効率を表したもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	18. 人件費対営業収益比率	10.6	11.7	11.8	営業収益の中で、人件費がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	19. 利子負担率	2.1	1.8	2.0	借入金に対し、支払利息がどのくらいの比率になっているか。比率は小さい方が望ましい。
	20. 総資本回転率	0.06	0.05	0.05	投下され運用されている資本の効率を測定するもので、回転率が大きいほど、少ない資産で大きい売上を獲得できていることとなる。 ※単位:回

※平成28年度以前は、旧簡易水道事業の経費を含んでいない。

《参考》

水道事業ガイドライン業務指標(PI)算出結果

◆ 前年度との指標比較

- ・指標値が良くなったもの【↑】30指標
- ・指標値が悪くなったもの【↓】43指標
- ・前年度の水準を維持しているもの【→】23指標
- ・評価できないもの、他の指標と併せて総合評価するもの【-】32指標

A) 安全で良質な水

・運営管理

1) 水質管理

※指標の優位性: ↑ 高い方が望ましい, ↓ 低い方が望ましい, - ほかの指標や条件などと併せて総合評価

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
A101	平均残留塩素濃度 残留塩素濃度合計 / 残留塩素測定回数	(mg/L)		給水栓での残留塩素濃度の平均値を表す。0.1mg/L以上を満たす必要があるが、塩素臭の発生を減少させるためには0.1mg/Lを確保した上で、なるべく小さな値にすることが望ましい。	0.29	0.27	△ 0.02
A102	最大カビ臭物質濃度水質基準比率 (最大カビ臭物質濃度 / 水質基準値) × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓におけるカビ臭物質濃度の最大値の水質基準値に対する割合を表す。	20.0 (ジェオスミン)	60.0 (ジェオスミン)	40.0
A103	総トリハロメタン濃度水質基準比率 Σ(給水栓の総トリハロメタン濃度 / 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%)	↓	給水栓における総トリハロメタン濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す。	9.8	18.6	8.8
A104	有機物(TOC)濃度水質基準比率 Σ(給水栓の有機物(TOC)濃度 / 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%)	↓	給水栓における有機物濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す。	12.3	12.6	0.3
A105	重金属濃度水質基準比率 Σ(給水栓の当該重金属濃度 / 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における重金属濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す。	1.8 (鉛及びその化合物)	1.3 (鉛及びその化合物)	△ 0.5
A106	無機物質濃度水質基準比率 Σ(給水栓の当該無機物質濃度 / 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における無機物質濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の味、色など性状を表す。	8.4 (カルシウム、マグネシウム等)	12.2 (カルシウム、マグネシウム等)	3.8
A107	有機化学物質濃度水質基準比率 Σ(給水栓の当該有機化学物質濃度 / 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における有機化学物質濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、原水の汚染状況及び水道水の安全性を表す。	0.0 (検出項目なし)	0.0 (検出項目なし)	0.0
A108	消毒副生成物濃度水質基準比率 Σ(給水栓の当該消毒副生成物濃度 / 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における消毒副生成物濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、原水の汚染状況及び水道水の安全性を表す。	10.1 (トリクロロ酢酸)	16.0 (トリクロロ酢酸)	5.9
A109	農薬濃度水質管理目標比 Σ(各定期検査時の各農薬濃度 / 各農薬の目標値)	-	↓	給水栓における各農薬濃度と水質管理目標値との比の合計を示すもので、原水の汚染状況及び水道水の安全性を表す。合計が1を超えないことが望ましい。	0.001	0.000	△ 0.001

2) 施設管理

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
A201	原水水質監視度 原水水質監視項目数	(項目)		水道事業者が原水水質の項目をどの程度検査しているかを示しており、水道事業者の水質管理水準を表す。原水の特質によることもあり、必ずしも項目数が多いことがよいとは限らない。	65	78	13
A202	給水栓水質検査(毎日)箇所密度 (給水栓水質検査(毎日)採水箇所数 / 現在給水面積) × 100	(箇所/100 km ²)		給水栓における毎日水質検査に関して、給水面積100km ² 当たりの給水栓水質の監視箇所数を示したものであり、水道水の水質管理水準を表す。	6.4	6.4	0.0
A203	配水池清掃実施率 (5年間に清掃した配水池有効容量 / 配水池有効容量) × 100	(%)	↑	配水池有効容量に対する5年間に清掃した配水池有効容量の割合を示すもので、安全で良質な水への取組み度合いを表す。	15.2	30.5	15.3
A204	直結給水率 (直結給水件数 / 給水件数) × 100	(%)	↑	給水件数に対する直結給水件数の割合を示すもので、受水槽管理の不備に伴う衛生問題などに対する水道事業者としての取組み度合いを表す。	93.2	93.3	0.1
A205	貯水槽水道指導率 (貯水槽水道指導件数 / 貯水槽水道数) × 100	(%)	↑	貯水槽水道数に対する指導を実施した件数の割合を示すもので、水道事業としての貯水槽水道への関与度を表す。	3.0	2.7	△ 0.3

3) 事故災害対策

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
A301	水源の水質事故件数	(件)	↓	1年間における水源の水質事故件数を示すもので、水源の突発的水質異常のリスクがどれだけあるかを表す。	0	0	0
A302	粉末活性炭処理比率 (粉末活性炭年間処理水量 / 年間浄水量) × 100	(%)	↓	年間浄水処理量に対する粉末活性炭年間処理水量の割合を示すもので、原水の汚染状況、水質事故などに対する対応を表す。	10.7	11.6	0.9

・施設整備

4) 施設更新

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
A401	鉛製給水管率 (鉛製給水管使用件数/給水件数)×100	(%)	↓	給水件数に対する鉛製給水管使用件数の割合を示すものであり、鉛製給水管の解消に向けた取組みの進捗度合いを表す。	1.6	1.5	△ 0.1

B) 安定した水の供給

・運営管理

1) 施設管理

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
B101	自己保有水源率 (自己保有水源水量/全水源水量)×100	(%)	↙	水道事業者が保有する全ての水源量に対する、その水道事業者が単独で管理し、水道事業者の意思で自由に取水できる水源量の割合を示すもので、水源運用の自由度を表す。	100.0	100.0	0.0
B102	取水量1㎡当たり水源保全投資額 水源保全に投資した費用/年間取水量	(円/㎡)	↙	取水量1㎡当たりに対する水質保全に対する投資費用を示すもので、水道事業者の水質保全への取組み状況を表す。	0.03	0.01	△ 0.02
B103	地下水率 (地下水揚水量 / 年間取水量)×100	(%)	↙	水源利用水量に対する地下水揚水量の割合を示すもので、水道事業者の水源特性を表す。	2.2	3.2	1.0
B104	施設利用率 (一日平均配水量/施設能力)×100	(%)	↑	施設能力に対する一日平均配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。値が高い方が、施設が有効活用されているといえるが、100%に近い場合には安定給水に問題があるといえる。	48.2	47.4	△ 0.8
B105	最大稼働率 (一日最大配水量/施設能力)×100	(%)	↑	施設能力に対する一日最大配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。	56.6	56.8	0.20
B106	負荷率 (一日平均配水量/一日最大配水量)×100	(%)	↑	一日最大配水量に対する一日平均配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。	85.3	83.4	△ 1.9
B107	配水管延長密度 配水管延長/現在給水面積	(km/k㎡)	↑	給水面積当たりの配水管延長を示すもので、お客さまからの給水申込みに対する物理的利便性の度合いを表す。	3.0	3.0	0.0
B108	管路点検率 (点検した管路延長 / 管路延長) × 100	(%)	↑	管路延長に対する1年間で点検した管路延長の割合を示すもので、管路の健全性確保に対する執行度合いを表す。	10.5	データなし	-
B109	バルブ点検率 (点検したバルブ数 / バルブ設置数) × 100	(%)	↑	バルブ設置数に対する1年間で点検したバルブ数の割合を示すもので、管路の健全性確保に対する執行度合いを表す。	データなし	1.4	-
B110	漏水率 (年間漏水量 / 年間配水量) × 100	(%)	↓	配水量に対する漏水量の割合を示しており、事業効率を表す。	5.7	4.6	△ 1.1
B111	有効率 (年間有効水量 / 年間配水量) × 100	(%)	↑	年間配水量に対する年間有効水量の割合を示すもので、水道事業の経営効率性を表す。	94.1	95.1	1.0
B112	有収率 (年間有収水量/年間配水量)×100	(%)	↑	年間配水量に対する年間有収水量の割合を示すもので、水道施設を通して供給される水量が、どの程度収益につながっているかを表す。	92.0	92.9	0.9
B113	配水池貯留能力 配水池有効容量/一日平均配水量	(日)	↑	一日平均配水量に対する配水池有効容量の割合を示すもので、給水に対する安定性を表す。	0.84	0.87	0.03
B114	給水人口一人当たり配水量 (一日平均配水量/現在給水人口)×1,000	(L/日・人)	↙	給水人口一人当たりの配水量を示すもので、家庭用以外の水利用の多少を表す。	348	346	△ 2
B115	給水制限日数	(日)	↓	1年間に給水制限を実施した日数を示すもので、給水サービスの安定性を表す。	0	0	0
B116	給水普及率 (現在給水人口/給水区域内人口)×100	(%)	↑	給水区域内に居住する人口に対する給水人口の割合を示すもので、水道事業のサービス享受の概況及び地域性を表す。	100.0	100.0	△ 0.0
B117	設備点検実施率 (点検機器数/ 機械・電気・計装機器の合計数) × 100	(%)	↙	機械・電気・計装機器の合計数に対する点検機器数の割合を示すもので、設備の健全性確保に対する点検割合を表す。	データなし	データなし	-

2) 事故災害対策

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
B201	浄水場事故割合 10年間の浄水場停止事故件数 / 浄水場数	(件/10年・箇所)	↓	直近10年間に浄水場が事故で停止した件数を一浄水場当たりの割合として示すものであり、施設の信頼性を表す。	0.00	0.00	0.00
B202	事故時断水人口率 (事故時断水人口/現在給水人口)×100	(%)	↓	浄水場などの事故時において給水できない人口の割合を示しており、水道事業者のシステムの融通性、余裕度によるサービスの安定性を表す。	45.5	37.0	△ 8.5
B203	給水人口一人当たり貯留飲料水量 (配水池有効容量×1/2+緊急貯水槽容量)×1,000/現在給水人口	(L/人)	↑	災害時に確保されている給水人口一人当たりの飲料水量を示すものであり、水道事業者の災害対応度を表す。	147	151	4
B204	管路の事故割合 管路の事故件数 / (管路延長/100)	(件/100 km)	↓	1年間における導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、管路の健全性を表す。	2.5	2.7	0.2
B205	基幹管路の事故割合 基幹管路の事故件数/(基幹管路延長/100)	(件/100 km)	↓	1年間における基幹管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、基幹管路の健全性を表す。	0.4	0.9	0.5
B206	鉄製管路の事故割合 鉄製管路の事故件数 / (鉄製管路延長/100)	(件/100 km)	↓	1年間における導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、鉄製管路の健全性を表す。	2.1	2.3	0.2
B207	非鉄製管路の事故割合 非鉄製管路の事故件数 / (非鉄製管路延長/100)	(件/100 km)	↓	1年間における非鉄製導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、非鉄製管路の健全性を表す。	2.8	4.6	1.8
B208	給水管の事故割合 給水管の事故件数 / (給水管件数 / 1,000)	(件/1,000件)	↓	給水管件数1,000件当たりの給水管の事故件数を示しており、配水管分岐から水道メーターまでの給水管の健全性を表す。	0.4	0.5	0.1
B209	給水人口一人当たり平均断水・濁水時間 Σ(断水・濁水時間 × 断水・濁水区域給水人口) / 現在給水人口	(時間)	↓	現在給水人口に対する断水・濁水時間を示すものであり、給水の安定度を表す。	0.00	0.00	0.00
B210	災害対策訓練実施回数	(回/年)	↑	1年間に災害対策訓練を実施した回数を示すもので、自然災害に対する危機対応性を表す。	1	1	0
B211	消火栓設置密度 消火栓数 / 配水管延長	(基/km)	↑	配水管延長に対する消火栓の設置密度を示すもので、危機対応能力の度合いを表す。	2.6	2.6	△ 0.0

3) 環境対策

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
B301	配水量1m ³ 当たり電力消費量 電力使用量の合計 / 年間配水量	(kWh/m ³)	↓	配水量1m ³ 当たりの電力使用量を示すもので、省エネルギー対策への取組み度合いを表す。	0.29	0.29	0.00
B302	配水量1m ³ 当たり消費エネルギー エネルギー消費量 / 年間配水量	(MJ/m ³)	↓	配水量当たりの消費エネルギー量の割合を示すもので、省エネルギー対策への取組み度合いを表す。	1.07	1.14	0.07
B303	配水量1m ³ 当たり二酸化炭素(CO ₂)排出量 [二酸化炭素(CO ₂)排出量 / 年間配水量] × 1,000,000	(g・CO ₂ /m ³)	↓	年間配水量に対する総二酸化炭素排出量であり、環境保全への取組み度合いを表す。	データなし	150	-
B304	再生可能エネルギー利用率 (再生可能エネルギー設備の電力使用量 / 全施設の電力使用量) × 100	(%)	↑	全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの利用の割合を示すもので、環境負荷軽減に対する取組み度合いを表す。	1.83	1.53	△ 0.30
B305	浄水発生土の有効利用率 (有効利用土量 / 浄水発生土量) × 100	(%)	↑	浄水発生土量に対する有効利用土量の割合を示すもので、環境保全への取組み度合いを表す。	93.7	100.0	6.3
B306	建設副産物のリサイクル率 (リサイクルされた建設副産物量 / 建設副産物発生量) × 100	(%)	↑	水道事業における工事などで発生する建設副産物のうち、リサイクルされた建設副産物量の割合を示すもので、環境保全への取組み度合いを表す。	93.1	69.8	△ 23.3

・施設整備

4) 施設管理

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
B401	ダクタイル鋳鉄管・鋼管率 [(ダクタイル鋳鉄管延長 + 鋼管延長) / 管路延長] × 100	(%)	↑	全管路延長に対するダクタイル鋳鉄管・鋼管の割合を示したもので、管路の母材強度に視点を当てたもの。	41.5	40.8	△ 0.7
B402	管路の新設率 (新設管路延長/管路延長)×100	(%)	↘	管路延長に対する1年間に新設した管路延長の割合を示すもので、管路整備度合いを表す。	0.41	0.04	△ 0.37

5) 施設更新

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
B501	法定耐用年数超過浄水施設率 (法定耐用年数を超えている浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	(%)	↓	全浄水施設能力に対する法定耐用年数を超過した浄水施設の浄水能力の割合を示すもので、施設の老朽化度及び更新の取組み状況を表す。	0.0	0.0	0.0
B502	法定耐用年数超過設備率 (法定耐用年数を超えている機械・電気・計装設備などの合計数/機械・電気・計装設備などの合計数) × 100	(%)	↓	水道施設に設置されている機械・電気・計装設備の機器合計数に対する法定耐用年数を超えている機器数の割合を示すものであり、機器の老朽度、更新の取組み状況を表す。	59.6	59.8	0.2
B503	法定耐用年数超過管路率 (法定耐用年数を超えている管路延長/管路延長)×100	(%)	↓	管路の延長に対する法定耐用年数を超えている管路の割合を示すものであり、管路の老朽化度、更新の取組み状況を表す。	5.4	7.3	1.9
B504	管路の更新率 (更新された管路延長/管路延長)×100	(%)	↑	管路の延長に対する更新された管路延長の割合を示すもので、信頼性確保のための管路更新の執行度合いを表す。	0.96	0.85	△ 0.11
B505	管路の更生率 (更生された管路延長/管路延長)×100	(%)	↘	管路の延長に対する更生を行った管路の割合を示すもので、信頼性確保のための管路維持の執行度合いを表す。	0.001	0.000	△ 0.001

6) 事故災害対策

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
B601	系統間の原水融通率 (原水融通能力/全浄水施設能力)×100	(%)	↑	全浄水施設能力に対する他系統からの融通可能な原水水量の割合を示すものであり、水運用の安定性、柔軟性及び危機対応性を表す。	0.0	0.0	0.0
B602	浄水施設の耐震化率 (耐震対策の施された浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	(%)	↑	全浄水施設能力に対する耐震対策が施されている浄水施設能力の割合を示すもので、地震災害に対する浄水処理機能の信頼性・安全性を表す。	96.1	96.1	0.0
B602-2	浄水施設の主要構造物耐震化率 [[沈殿・ろ過を有する施設の耐震化浄水施設能力+ろ過のみ施設の耐震化浄水施設能力]/全浄水施設能力]×100	(%)	↑	浄水施設のうち主要構造物である、沈殿地及びろ過池に対する耐震対策が施されている割合を示すもので、B602(浄水施設の耐震化率)の進捗を表す。	94.8	95.5	0.7
B603	ポンプ所の耐震化率 (耐震対策の施されたポンプ所能力/耐震化対象ポンプ所能力)×100	(%)	↑	耐震化対象ポンプ所能力に対する耐震対策が施されたポンプ所能力の割合を示すもので、地震災害に対するポンプ施設の信頼性・安全性を表す。	7.3	7.3	0.0
B604	配水池の耐震化率 (耐震対策の施された配水池有効容量/配水池有効容量)×100	(%)	↑	全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す。	76.2	74.6	△ 1.6
B605	管路の耐震管率 (耐震管延長/管路延長)×100	(%)	↑	導・送・配水管(配水支管を含む)全ての管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すもので、地震災害に対する水道管路網の安全性、信頼性を表す。*	25.9	28.0	2.1
B606	基幹管路の耐震管率 (基幹管路のうち耐震管延長/基幹管路延長)×100	(%)	↑	基幹管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すものであり、地震災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す。*	31.5	33.0	1.5
B606-2	基幹管路の耐震適合率 (基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長/基幹管路延長)×100	(%)	↑	基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、B606(基幹管路の耐震管率)を補足する。*	33.7	35.0	1.3
B607	重要給水施設配水管の耐震管率 (重要給水施設配水管のうち耐震管延長/重要給水施設配水管延長)×100	(%)	↑	重要給水施設への配水管の総延長に対する耐震管延長の割合を示すもので、大規模な地震災害に対する重要給水施設配水管の安全性、信頼性を表す。*	31.5	33.0	1.5
B607-2	重要給水施設配水管の耐震適合率 (重要給水施設配水管のうち耐震適合性のある管路延長/重要給水施設配水管延長)×100	(%)	↑	重要給水施設への配水管の延長に対する耐震適合性のある管延長の割合を示すもので、B607(重要給水施設配水管の耐震管率)を補足する。*	33.7	35.4	1.7
B608	停電時配水量確保率 (全施設停電時に確保できる配水能力/一日平均配水量)×100	(%)	↑	一日平均配水量に対する全施設が停電した場合に確保できる配水能力の割合を示すものであり、災害時・広域停電時における危機対応性を表す。自然流下による配水が多いなど、施設の状態によっては、割合が100%を超える場合がある。	175.5	178.6	3.1
B609	薬品備蓄日数 (平均凝集剤貯蔵量/凝集剤一日平均使用量)又は(平均塩素剤貯蔵量/塩素剤一日平均使用量)のうち、小さい方の値	(日)	↑	浄水場で使う薬品の平均貯蔵量に対する一日平均使用量の割合を示すもので、災害に対する危機対応力を表す。	37.5	37.5	0.0
B610	燃料備蓄日数 平均燃料貯蔵量/一日燃料使用量	(日)	↑	停電時においても自家発電設備で浄水場の稼働を継続できる日数を示すもので、災害時の対応性を表す。	データなし	データなし	-
B611	応急給水施設密度 応急給水施設数/(現在給水面積/100)	(箇所/100 knf)	↑	100knf当たりの応急給水施設数を示すもので、震災時などにおける飲料水の確保のしやすさを表す。	40.0	17.4	△ 22.6
B612	給水車保有度 給水車数/(現在給水人口/1,000)	(台/1,000人)	↑	給水人口1,000人当たりの給水車保有台数を示すものであり、事故・災害などの緊急時における応急給水活動の対応性を表す。	0.01	0.01	0.00
B613	車載用の給水タンク保有度 車載用給水タンクの容量/(給水人口/1,000)	(m ³ /1,000人)	↑	給水人口1,000人当たりの車載用給水タンク容量を示すものであり、主に大地震などが発生した場合における応急給水活動の対応性を表す。	0.12	0.08	△ 0.03

※ *は、水道配水用ポリエチレン管を含む

C) 健全な事業経営
・財務

1) 健全経営

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
C101	営業収支比率 [(営業収益-受託工事収益)/(営業費用-受託工事費)]×100	(%)	↑	営業収益の営業費用に対する割合を示すもので、水道事業収益性を表す。	102.4	100.8	△ 1.6
C102	経常収支比率 [(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)]×100	(%)	↑	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を表す。	126.8	126.2	△ 0.6
C103	総収支比率 (総収益/総費用)×100	(%)	↑	総費用が総収益によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を表す。	126.8	125.8	△ 1.0
C104	累積欠損金比率 [累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)]×100	(%)		受託工事収益を除く営業収益に対する累積欠損金の割合を示すもので、水道事業経営の健全性を表す。0%であることが望ましい。	0.0	0.0	0.0
C105	繰入金比率(収益的収入分) (損益勘定繰入金/収益的収入)×100	(%)	↓	収益的収入に対する損益勘定繰入金の依存度を示しており、事業の経営状況を表す。	2.3	2.4	0.1
C106	繰入金比率(資本的収入分) (資本勘定繰入金/資本的収入計)×100	(%)	↓	資本的収入に対する資本勘定繰入金の依存度を示しており、事業の経営状況を表す。	20.0	17.4	△ 2.6
C107	職員一人当たり給水収益 給水収益/損益勘定所属職員数	(千円/人)	↑	損益勘定職員一人当たりの給水収益を示すもので、水道事業における生産性について給水収益を基準として把握するためのもの。	67,908	67,439	△ 469
C108	給水収益に対する職員給与費の割合 (職員給与費/給水収益)×100	(%)	↓	給水収益に対する職員給与費の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す。	13.8	13.8	0.0
C109	給水収益に対する企業債利息の割合 (企業債利息/給水収益)×100	(%)	↓	給水収益に対する企業債利息の割合を示すもので、水道事業の効率性及び財務安全性を表す。	7.1	6.7	△ 0.4
C110	給水収益に対する減価償却費の割合 (減価償却費/給水収益)×100	(%)	↓	給水収益に対する減価償却費の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す。	64.2	63.9	△ 0.3
C111	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合 (建設改良のための企業債償還元金/給水収益)×100	(%)	↓	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合を示すもので、建設改良のための企業債償還元金が経営に及ぼす影響を表す。	22.4	22.5	0.1
C112	給水収益に対する企業債残高の割合 (企業債残高/給水収益)×100	(%)	↓	給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高が規模及び経営に及ぼす影響を表す。	343.1	327.2	△ 15.9
C113	料金回収率 (供給単価/給水原価)×100	(%)	↑	給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す。	129.0	128.3	△ 0.7
C114	供給単価 給水収益/年間有収水量	(円/m ³)	↓	有収水量1m ³ 当たりの給水収益の割合を示すもので、水道事業でどれだけの収益を得ているかを表す。	212.3	212.5	0.2
C115	給水原価 [経常費用-(受託工事費+材料及び不要品売却原価+附帯事業費+長期前受金戻入)/年間有収水量]	(円/m ³)	↓	有収水量1m ³ 当たりの経常費用(受託工事費等を除く)の割合を示すもので、水道事業でどれだけの費用がかかっているかを表す。	164.5	165.6	1.1
C116	1か月10 m ³ 当たり家庭用料金	(円)	↓	1か月に10m ³ 使用した場合における水道料金を示し、契約者の経済的利便性を表す。	1,209	1,485	276
C117	1か月20 m ³ 当たり家庭用料金	(円)	↓	1か月に20m ³ 使用した場合における水道料金を示し、契約者の経済的利便性を表す。	3,169	3,169	0
C118	流動比率 (流動資産/流動負債)×100	(%)	↑	流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、事業の財務安全性を表す。	532.2	609.0	76.8
C119	自己資本構成比率 [(資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益)/負債+資本合計]×100	(%)	↑	総資本(負債及び資本)に対する自己資本の割合を示しており、財務の健全性を表す。	79.9	81.0	1.1
C120	固定比率 [固定資産/(資本金+剰余金+評価差額+繰延収益)]×100	(%)	↓	自己資本に対する固定資産の割合を示すものであり、財務の安全性を表す。	111.5	109.2	△ 2.3
C121	企業債償還元金対減価償却費比率 [建設改良のための企業債償還元金/(当年度減価償却費-長期前受金戻入)]×100	(%)	↓	当年度減価償却費に対する企業債償還元金の割合を示すもので、投下資本の回収と再投資との間のバランスを見るもの。	61.4	63.5	2.1
C122	固定資産回転率 (営業収益-受託工事収益)/(期首固定資産+期末固定資産)/2]	(回)	↑	固定資産(年度平均)に対する営業収益の割合を示すものであり、1年間に固定資産額の何倍の営業収益があったかを表す。	0.06	0.06	0.00
C123	固定資産使用効率 年間配水量/有形固定資産	(m ³ /万円)	↑	有形固定資産に対する年間総配水量の割合を示すもので、施設の使用効率を表す。	3.1	3.1	0.0
C124	職員一人当たり有収水量 年間総有収水量/損益勘定所属職員数	(m ³ /人)	↑	1年間における損益勘定職員一人当たりの有収水量を示すもので、水道サービスの効率性を表す。	320,000	317,000	△ 3000
C125	料金請求誤り割合 誤料金請求件数/(料金請求件数/1,000)	(件/1,000件)	↓	料金請求総件数に対する誤請求の件数の割合を示すもので、料金関連業務の適正度を表す。	0.00	0.00	0.00
C126	料金収納率 (料金納入額/調停額)×100	(%)	↑	1年間の水道料金総調定額に対して、決算確定時点において納入されている収入額の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す。	95.7	96.0	0.3
C127	給水停止割合 給水停止件数/(給水件数/1,000)	(件/1,000件)	↓	給水件数に対する給水停止件数の割合を示すもので、水道料金の未納状況の度合いを見るもの。	13.3	14.3	1.0

・組織、人材

2) 人材育成

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
C201	水道技術に関する資格取得度 職員が取得している水道技術に関する資格数 / 全職員数	(件/人)	↑	職員が取得している水道技術に関する資格数の全職員に対する割合を示すもの。	1.76	1.76	0.00
C202	外部研修時間 (職員が外部研修を受けた時間×受講人数) / 全職員数	(時間/人)	↑	職員一人当たりの外部研修の受講時間を表すもので、技術継承及び技術向上への取組み状況を表す。	116.5	30.2	△ 86.3
C203	内部研修時間 (職員が内部研修を受けた時間×受講人数) / 全職員数	(時間/人)	↑	職員一人当たりの内部研修の受講時間を表すもので、技術継承及び技術向上への取組み状況を表す。	6.6	8.0	1.4
C204	技術職員率 (技術職員数 / 全職員数) × 100	(%)	↗	全職員数に対する技術職員の割合を示すもので、技術面での維持管理体制を表す。	60.2	60.2	0.0
C205	水道業務平均経過年数 職員の水道業務経過年数 / 全職員数	(年/人)	↗	全職員の水道業務平均経過年数を表すもので、人的資源としての専門技術の蓄積度合いを表す。	24.3	24.7	0.4
C206	国際協力派遣者数 Σ(国際協力派遣者数 × 滞在日数)	(人・日)	↗	国際協力に派遣された人数とその滞在日数の積で、国際協力への関与の度合いを表す。	0	0	0
C207	国際協力受入者数 Σ(国際協力受入者数 × 滞在日数)	(人・日)	↗	受け入れた海外の水道関係者の人数と滞在日数の積で、国際協力への関与の度合いを表す。	0	0	0

3) 業務委託

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
C301	検針委託率 (委託した水道メーター数 / 水道メーター設置数) × 100	(%)	↗	水道メーター設置数に対する検針委託している水道メーター数の割合を示すもので、業務委託の度合いを表す。	100.0	100.0	0.0
C302	浄水場第三者委託率 (第三者委託した浄水場の浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100	(%)	↗	全浄水場の浄水施設能力のうち、第三者委託している浄水場の浄水施設能力の割合を示すもので、第三者委託の導入状況を表す。	0.0	0.0	0.0

・お客さまとのコミュニケーション

4) 情報提供

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
C401	広報誌による情報の提供度 広報誌などの配布部数 / 給水件数	(部/件)	↑	給水件数に対する広報誌などの発行部数の占める割合を示すもので、お客さまへの事業内容の公開度合いを表す。	5.8	4.7	△ 1.1
C402	インターネットによる情報の提供度	(回)	↑	インターネット(ウェブページ)による水道事業の情報発信回数を表すもので、お客さまへの事業内容の公開度合いを表す。	26	24	△ 2
C403	水道施設見学者割合 見学者数 / (現在給水人口/1,000)	(人/1,000人)	↑	給水人口に対する水道施設見学者の割合を示すもので、お客さまとの双方向コミュニケーションの推進度合いを表す。	8.72	7.90	△ 0.82

5) 意見収集

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
C501	モニタ割合 モニタ人数 / (現在給水人口/1,000)	(人/1,000人)	↑	現在給水人口に占めるモニタ人数の割合を表すもので、お客さまとの双方向コミュニケーションの推進度合いを表す。	0.00	0.00	0.00
C502	アンケート情報収集割合 アンケート回答人数 / (現在給水人口/1,000)	(人/1,000人)	↑	給水人口に対する1年間に実施したアンケート調査に回答した人数の割合を示し、お客さまのニーズの収集実行度を表す。	4.53	4.72	0.19
C503	直接飲用率 (直接飲用回答数 / アンケート回答数) × 100	(%)	↑	水道水を引用しているお客さまの割合を示すものであり、水道水の飲み水としての評価を表す。	データなし	データなし	-
C504	水道サービスに対する苦情対応割合 水道サービス苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000件)	↓	給水件数に対する水道サービスに関する苦情対応件数の割合を示すもので、水道サービス向上に対する取組み状況を表す。	0.01	0.01	0.00
C505	水質に対する苦情対応割合 水質苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000件)	↓	給水件数に対する、水道水の水質に関する苦情対応件数の割合を示すもので、水道水質の向上に対する取組み状況を表す。	0.74	0.81	0.07
C506	水道料金に対する苦情対応割合 水道料金苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000件)	↓	給水件数に対する水道料金に関する苦情対応件数の割合を示すもので、お客さまの水道料金への満足度を表す。	0.00	0.01	0.01

背景情報 (CI)

・水道事業体のプロフィール

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
CI1	給水人口規模	(人)			194,096	192,040	△ 2056
CI2	全職員数	(人)			83	83	0

・システムのプロフィール

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
CI3	水源種別	-			ダム直接	ダム直接	-
CI4	浄水受水率 浄水受水量 / 年間配水量	(%)			0.0	0.0	0.0
CI5	給水人口1万人当たりの浄水場数 浄水場数 / (現在給水人口/10,000)	(箇所/10,000人)			2.11	2.13	0.02
CI6	給水人口1万人当たりの施設数 (浄水場数+送・配水施設) / (現在給水人口/10,000)	(箇所/10,000人)			2.17	2.19	0.02

・地域条件のプロフィール

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【29年度】	計算値【30年度】	前年度比較
CI7	有収水量密度 有収水量 / 計画給水区域面積	(1,000m ³ /ha)			0.36	0.36	0.00
CI8	水道メーター密度 水道メーター数 / 配水管延長	(個/km)			50.2	50.5	0.3
CI9	単位管延長 導送配水管延長 / 現在給水人口	(m/人)			11.12	11.23	0.11

6 環境対策

(1) 水道水源保護条例の制定

① 制定の経緯及び審議会の開催状況

本市では、平成元年に発生したゴルフ場問題を教訓に、水道水源及びその上流地域の自然環境を保護し、清浄な水を確保するため、平成6年3月に上越市水道水源保護条例を制定し、平成8年3月に桑取川水系取水ダムと正善寺ダムの集水区域を水源保護地域に指定した。また、合併にともない平成18年8月に名立取水ダムの集水区域と、正善寺ダムの集水区域に隣接した地域の一部を指定し、平成19年3月には柿崎川ダムの集水区域を指定した。平成19年度以降は、各区の水道水源の集水区域及び周縁部や指定済の地域の周縁部について指定し

水源保護地域内で、ゴルフ場・産業廃棄物処理業・その他水質汚濁を招くおそれのある事業を行おうとするときは、事前に市と協議をするとともに、関係地域住民への説明会などを行わなくてはならない。

事前協議があった場合、市では上越市水道水源保護審議会の意見を聴き、当該事業が水源の水質を汚濁し、または汚濁するおそれがある事業と認定した場合には設置を禁止する。

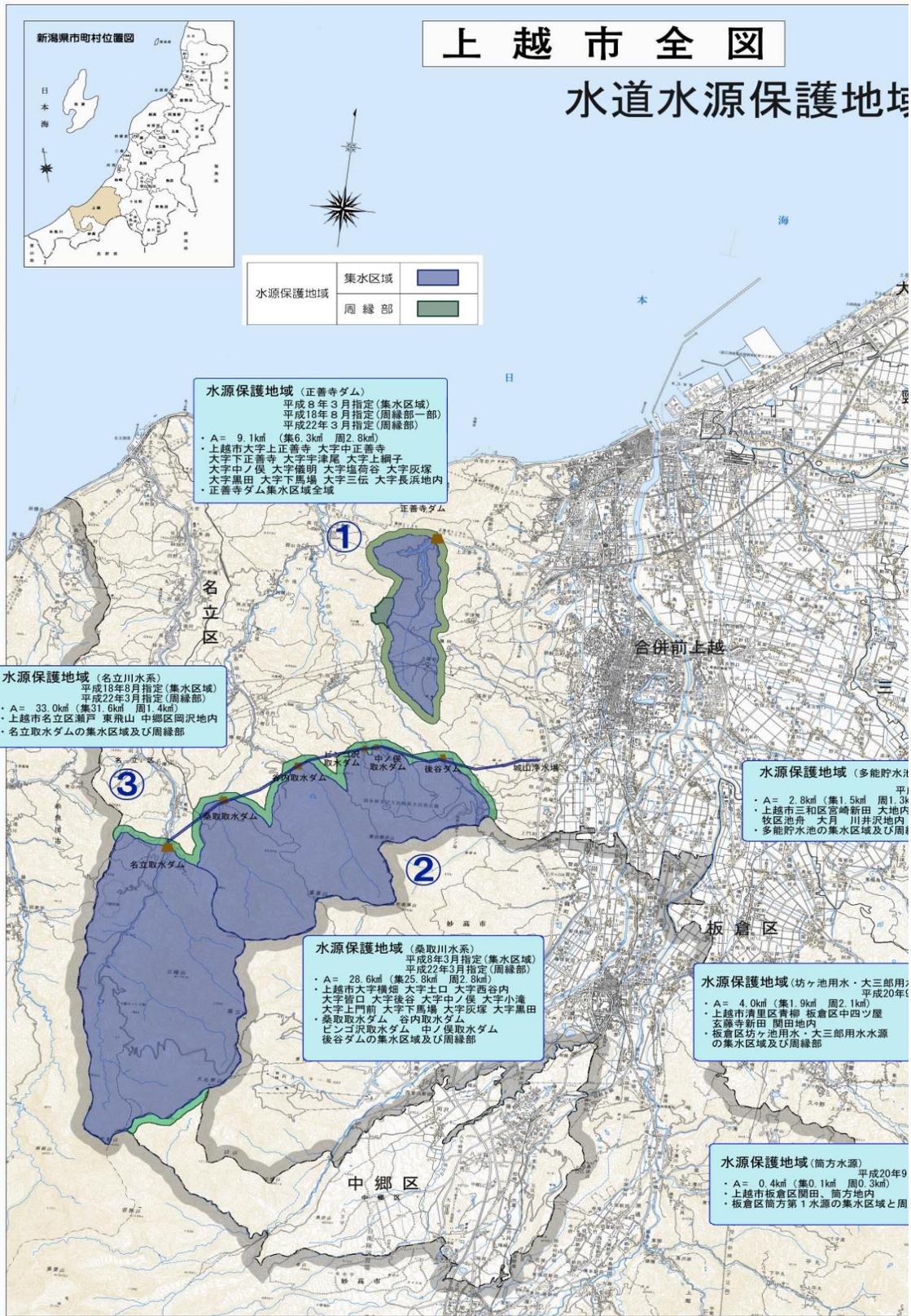
年 月 日	経 緯
平成 6年 3月25日	上越市水道水源保護条例 公布 《事前協議対象事業》 イ、ゴルフ場 ロ、産業廃棄物処理業 ハ、その他水質汚濁を招くおそれのある事業 (土砂採取業、砂利採取業 等)
5月 1日	上越市水道水源保護条例 施行
12月20日	上越市水道水源保護条例施行規程 公布・施行
平成 7年 1月10日	上越市水道水源保護審議会の委員委嘱 (委員12名、任期 2年間)
6月22日	第1回審議会 議題： 会長、副会長の選出 上越市水道水源保護条例について(説明) 水源地域の概況について(説明)
12月20日	諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問
12月21日	第2回審議会 議題： 水源保護地域の指定について
平成 8年 1月25日	第3回審議会 議題： 水源保護地域の指定について
2月 7日	第4回審議会 議題： 水源保護地域の指定について
2月 8日	答申 審議会より市長に、水源保護地域の指定について答申
3月11日	水源保護地域を指定(告示) 《水源保護地域》 1 後谷調整池ダム、中ノ俣・ビンゴ沢・谷内・桑取の各取水ダムの集水区域の全域 2 正善寺ダムの集水区域の全域
平成14年 6月19日	上越市水道水源保護条例の一部改正 ・水道水源保護審議会の委員から市議会議員(1号委員)を除く
12月26日	第1回審議会 議題： 市の水道事業の概要、審議会の経緯について 水源保護地域の水源涵養策について ※市長より審議会に、水源涵養策の立案について諮問
平成15年 7月31日	第1回審議会 議題： 全国の水道水源保護に関する取組み状況について、 水源保護地域の水源涵養策について
8月26日	第2回審議会 議題： 水源保護地域内の植林について
10月 8日	第3回審議会 議題： 水源保護地域内の植林について
11月 2日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 谷内取水ダム集水区域内(市民の森整備事業区域内) A=1,100m ² 本 数 220本(主としてブナ、ミズナラを植林) 参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、40名
平成16年 2月25日	第4回審議会 議題： 水源涵養策の提言について 水道水源保護条例の改正について
3月 9日	答申 審議会より市長に、水源涵養策について答申
4月 1日	上越市水道水源保護条例の一部改正 ・水源保護地域内における設置規制対象事業場を明確に定義付け
6月29日	第1回審議会 議題： 植林地の現況、NPOとの協働事業について 今後の水源涵養事業について
9月15日	第2回審議会 議題： 水源涵養事業の進捗状況について 中ノ俣植林計画について
9月30日	上越市水道水源保護条例の一部改正 ・対象事業に土砂採取業と砂利採取業を追加
10月21日	第3回審議会 議題： 中ノ俣植林計画について 9月議会一般質問について
11月 6日	水源保護地域内の植林の実施

	場 所	中ノ俣取水ダム集水区域内（林道南葉高原線北側広場） A=1,550m ²
	本 数	310本（主としてブナ、シバグりを植林）
	参加者	審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、40名
平成17年 1月 1日		上越市水道水源保護条例の一部改正 ・市町村合併に伴い、広域水源保護区域から名立町の名称を削除
5月30日	第1回審議会	議題： 審議会委員定数の改正について 水源涵養事業の経過と今後の計画について
7月21日	第2回審議会	議題： 審議会委員定数の改正について 条例と個別法との関係及び全国の裁判事例について
9月30日	第3回審議会	議題： 中ノ俣植林計画について
11月 3日		水源保護地域内の植林の実施 場 所 中ノ俣取水ダム集水区域内（林道南葉高原線北側広場） A=750m ² 本 数 150本（主としてブナ、トチノキを植林） 参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、43名
平成18年 2月16日	第4回審議会	議題： 水道水源保護審議会の経緯について 水源保護地域の水源涵養策について 市町村合併に伴う上越市水道水源保護審議会の増員 委員委嘱 （委員20名、任期 2年間）
5月26日	諮問	市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問
5月31日	第1回審議会	議題： 水道水源保護地域の指定について
7月 6日	第2回審議会	議題： 水道水源保護地域の指定について 今年度の水源涵養策について
7月 7日	答申	審議会より市長に、水源保護地域の指定について答申
8月10日		水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 名立川ダム集水区域の全域 2 正善寺ダム集水区域の周縁部の一部
11月18日		水源保護地域内の植林の実施 場 所 中ノ俣取水ダム集水区域内（林道南葉高原線北側広場） A=750m ² 平成16,17年度植林地の補植 本 数 130本（ミズナラを植林） 参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、32名
12月22日	諮問	市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問
12月22日	第3回審議会	議題： 水道水源保護地域の指定について
平成19年 2月13日	第4回審議会	議題： 水道水源保護地域の指定について 集水区域周縁部の保護地域指定の基準について
2月14日	答申	審議会より市長に、水源保護地域の指定について答申
3月28日		水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 柿崎川ダム集水区域の全域
3月28日	第5回審議会	議題： 集水区域周縁部の保護地域指定の基準について ※保護地域の指定範囲の基準について 「周縁部の幅については200mとする」ことに決定。
7月27日	諮問	市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問
7月27日	第1回審議会	議題： 水道水源保護地域の指定について 今年度の水源涵養策について
8月29日	第2回審議会	議題： 水道水源保護地域の指定について
9月27日		水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 三和区多能貯水池集水区域及び周縁部 2 牧区水源集水区域及び周縁部
11月30日		水源保護地域内の植林の実施 場 所 名立取水ダム集水区域内（南葉林道、広域基幹林道南葉線脇） 本 数 200本（ブナ・オオヤマザクラ・トチノキを植林） 参加者 審議会委員、ボランティア等、32名
12月13日		水源保護啓発看板の設置（名立区東飛山） 林道南葉山線沿（名立取水ダム上流）
平成20年 1月18日	諮問	市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問
	第3回審議会	議題： 水道水源保護地域の指定について
2月26日	第4回審議会	議題： 水道水源保護地域の指定について

3月27日	水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 大島区菖蒲水源集水区域及び周縁部 2 大島区赤倉水源集水区域及び周縁部
7月10日	第1回審議会 議題：水道水源保護地域の指定について
8月22日	第2回審議会 議題：水道水源保護地域の指定について
9月25日	水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 安塚区朴ノ木川水源集水区域及び周縁部 2 安塚区小川川水源集水区域及び周縁部 3 清里区坊ヶ池用水・大三郎用水水源集水区域及び周縁部 4 板倉区筒方第1水源集水区域及び周縁部
11月13日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（林道南葉高原線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 黒田小学校4年生と担任の先生（25名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計60名
11月13日	水源保護啓発看板の設置（後谷、中ノ俣）
平成21年 1月20日	林道難波線沿（除幕式に黒田小学校4年生参加）、林道南葉高原線沿 諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問 第3回審議会 議題：水道水源保護地域の指定について
2月27日	第4回審議会 議題：水道水源保護地域の指定について
3月26日	水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 浦川原区入山沢水源・南山水源集水区域及び周縁部 2 浦川原区上猪子田水源・集水区域及び周縁部 3 浦川原区真光寺水源・集水区域及び周縁部
5月29日	第1回審議会 議題：平成21年度水源保護地域の指定、水源かん養策の予定について
11月5日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（県道後谷黒田脇野田線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 黒田小学校4年生と担任の先生（32名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計65名
12月4日	水源保護啓発看板の設置（三和区大、清里区青柳） 三和区多能浄水場（除幕式に三和区上杉小学校4年生参加）、清里区坊ヶ池
平成22年 1月22日	諮問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問 第2回審議会 議題：水道水源保護地域の指定について
2月25日	第3回審議会 議題：水道水源保護地域の指定について
3月25日	水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 後谷調整池ダム、中ノ俣取水ダム、ビンゴ沢取水ダム、谷内取水ダム、桑取取水ダム、名立取水ダムの集水区域周縁部 2 正善寺ダム集水区域周縁部 3 柿崎川ダム集水区域周縁部
平成22年 11月 4日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（県道後谷黒田脇野田線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 和田小学校4年生と担任の先生（14名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計46名
12月11日	水源保護啓発看板の設置（安塚区切越、大島区菖蒲高原） 安塚区市道沼木線沿、大島区菖蒲高原ベルハウス駐車場脇
平成23年 5月27日	第1回審議会 議題：水源かん養策の実績及び平成23年度計画について
11月1日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（県道後谷黒田脇野田線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 上雲寺小学校4年生と担任の先生（20名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計46名
12月13日	水源保護啓発看板の設置（上正善寺、柿崎区上中山） 正善寺ダム駐車場脇、柿崎川ダム駐車場脇

平成24年	10月5日	第1回審議会 議題： 水源かん養事業の実績及び平成24年度計画、進捗について 水道水源保護審議会の運営について
	11月1日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（県道後谷黒田脇野田停車場線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 三郷小学校4年生と担任の先生（12名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計40名
平成25年	6月1日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市中ノ俣取水ダム集水区域内 本 数 50本（ブナ25本 ミズナラ25本） 参加者 じょうえつの水源めぐり参加者（24名）・ガス水道局職員 計32名
平成26年	6月7日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市後谷ダム集水区域内 本 数 50本（ブナ25本 ミズナラ25本） 参加者 じょうえつの水源めぐり参加者（46名）・ガス水道局職員 計56名
平成27年	6月6日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市桑取ダム集水区域内 本 数 50本（ブナ25本 ミズナラ25本） 参加者 じょうえつの水源めぐり参加者（26名）・ガス水道局職員 計34名
平成28年	6月4日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市後谷ダム集水区域内 本 数 100本（ブナ35本 ミズナラ35本 トチ30本） 参加者 じょうえつの水源めぐり参加者（32名）・ガス水道局職員 計41名
平成29年	10月3日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市後谷ダム集水区域内 本 数 100本（ブナ20本 ミズナラ20本 トチ20本 カラマツ20本 ヤマハンノキ20本） 参加者 黒田小学校4年生と担任の先生（43名）・ガス水道局職員 計49名
	10月20日	第1回審議会 議題： 上越市水道水源保護条例及び上越市水道水源保護審議会の概要（説明） 水源保護地域の解除について（諮問） 水源かん養活動について（報告）
	11月21日	水源保護地域を解除（告示） 《水源保護解除地域》 1 浦川原区上猪子田水源・集水区域及び周縁部 2 浦川原区真光寺水源・集水区域及び周縁部

② 水源保護地域図



《資料》

(1) 全国の水道事業数

種 別	経営主体	事 業 数
水道用水 供給事業	都道府県	41
	市 町 村	5
	組 合	46
	小 計	92
上水道 事業	都道府県	5
	市	747
	町	491
	村	39
	組 合	56
	私 営	9
	小 計	1,347
簡易水 道事業	公 営	2,897
	そ の 他	664
	小 計	3,561
専用水道	—	8,239
計	—	13,239

※平成29年度「水道統計」より

(2) 全国の規模別上水道事業数

現在給水人口	上水道事業数
100万人以上	14
50万～100万人未満	11
25万～50万 "	57
10万～25万 "	150
5万～10万 "	200
3万～5万 "	195
2万～3万 "	163
1万～2万 "	264
0.5万～1万 "	211
0.5万 "	81
建設中	1
計	1,347

※平成29年度「水道統計」より

(3) 新潟県内の水道事業者

事業名	市	町	村	企業団	その他	合計
水道用水供給事業	1			2		3
上水道事業	23	4	2			29
簡易水道	公 営	136	55	6		197
	組合営	9	5			14
	私 営					1
専用水道	35	27				62
計	204	91	8	2	1	306

※平成28年度「新潟県の水道」より

(4) 新潟県内の水道事業者ベスト10（平成28年度の現在給水人口による順位）

順位	事業者名	現在給水人口 (人)	普及率 (%)	年間給水量 (千 m^3)	年間有収水量 (千 m^3)	有収率 (%)	一人一日平均 給水量 (ℓ)	家庭用10 m^3 使用料 (円)	料金体系
1	新潟市	800,208	99.6	101,664	95,991	94.4	348	1,350	口径別
2	長岡市	252,533	99.9	34,526	29,574	85.7	375	1,166	口径別
3	上越市	181,600	100.0	23,071	21,356	92.6	348	1,485	口径別
4	三条市	97,620	99.9	13,627	12,156	89.2	382	1,231	用途別
5	新発田市	89,098	98.5	12,335	10,458	84.8	379	1,215	口径別
6	柏崎市	87,799	99.9	12,796	11,536	90.2	399	1,328	併用
7	南魚沼市	56,236	99.2	7,776	6,242	80.3	379	2,415	用途別
8	佐渡市	54,741	100.0	7,614	5,923	77.8	381	1,852	口径別
9	見附市	51,847	100.0	6,800	6,327	93.0	359	1,242	口径別
10	村上市	49,940	99.7	7,239	6,239	86.2	397	1,339	口径別

※平成28年度「新潟県の水道」より。

※柏崎市の料金体系は用途別と口径別を併用。

(5) 新潟県内の用水供給事業者

事業者名	年間供給量 (千 m^3)	一日最大給水量 (m^3)	一日平均給水量 (m^3)	有収率 (%)	供給対象
新潟東港地域 水道用水供給企業団	15,264	49,691	41,819	99.6	新潟市、新発田市、聖籠町、 明和工業㈱
三条地域水道用 水供給企業団	10,784	31,840	29,545	100.0	三条市、加茂市、田上町

※平成28年度「新潟県の水道」より。

(6) 全国の規模別家事用平均料金

(平成30年4月1日現在)

給水人口区分	使用水量別平均料金 (円)		
	10 m ³	15 m ³	20 m ³
100万人以上	1,053.5	1,862.3	2,697.8
50万～100万人未満	1,053.5	1,734.1	2,414.6
30万～50万人未満	1,189.5	1,900.0	2,625.2
10万～30万人未満	1,279.9	2,055.2	2,839.5
5万～10万人未満	1,453.1	2,248.1	3,057.0
3万～5万人未満	1,508.8	2,322.7	3,144.7
1.5万～3万人未満	1,620.9	2,476.5	3,336.6
0.5万～1.5万人未満	1,785.9	2,720.0	3,657.3
0.5万人未満	1,893.7	2,721.6	3,549.1
全国平均	1,556.3	2,396.5	3,243.9
新潟県平均	1,481.0	2,298.4	3,115.8
上越市	1,485.0	2,327.0	3,169.0

(注) 消費税及びメータ使用料を含む。口径別料金体系は口径13mmによる。

基本水量が10m³を超える事業は10m³に換算。

※「水道料金表(平成30年4月1日現在)」日本水道協会発行 より

(7) 全国の家事用最高・最低料金

(平成30年4月1日現在)

区分	最高料金	最低料金
家事用 10 m ³ 当たり	1. 長野原町(群馬県) 3,510円	1. 赤穂市(兵庫県) 367円
	2. 羅臼町(北海道) 3,360円	2. 小山町(静岡県) 384円
	3. 上天草市大矢野地区(熊本県) 3,132円	3. 沼津市(静岡県) 460円
	4. 伊達市(福島県) 3,078円	4. 富士河口湖町(山梨県) 465円
	5. 増毛町(北海道) 3,060円	5. 昭島市(東京都) 518円
家事用 20 m ³ 当たり	1. 夕張市(北海道) 6,841円	1. 赤穂市(兵庫県) 853円
	2. 由仁町(北海道) 6,379円	2. 富士河口湖町(山梨県) 985円
	3. 羅臼町(北海道) 6,360円	3. 長泉町(静岡県) 1,120円
	4. 江差町(北海道) 6,264円	4. 小山町(静岡県) 1,130円
	4. 上天草市大矢野地区(熊本県) 6,264円	5. 白浜町(和歌山県) 1,155円

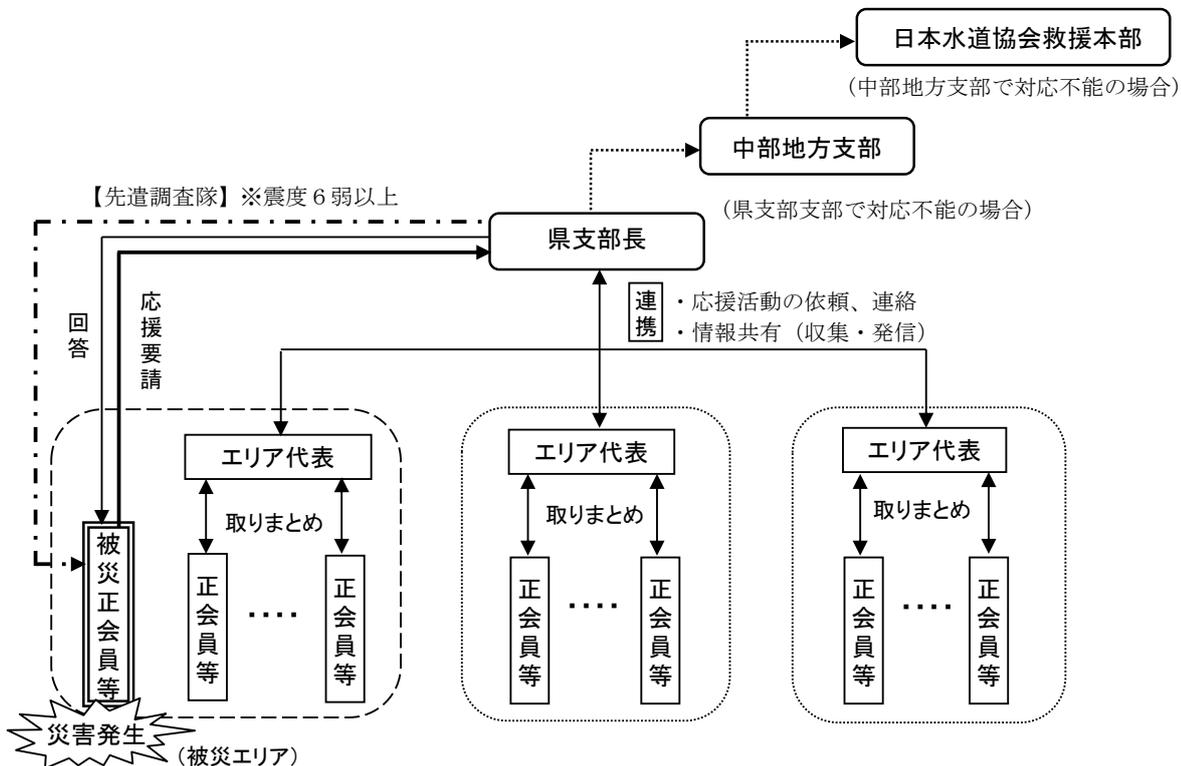
(注) 消費税及びメータ使用料を含む。基本水量が10m³または20m³を超える事業は10m³または20m³に換算。

※「水道料金表(平成30年4月1日現在)」日本水道協会発行 より

(8) 水道災害時の相互救援体制

「日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援計画」別表より
 (日本水道協会新潟県支部 平成27年4月1日一部改正)

● 県支部災害等発生時における応援要請及び情報伝達の流れ (同計画別表第6)



※ エリア代表は被災を受けていない自エリアの正会員を取りまとめる。

● 情報連絡に係るエリア分け及びエリア代表 (同計画別表第1 / 平成27年4月1日現在)

	エリア代表	正会員
県支部長 (新潟市)	新発田市	村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村
	新潟市	五泉市、佐渡市、新潟東港地域水道用水供給企業団、阿賀町、明和工業(株)
	三条市	燕市、加茂市、三条地域水道用水供給企業団、田上町、弥彦村
	長岡市	小千谷市、見附市、南魚沼市、魚沼市、湯沢町、出雲崎町
	柏崎市	十日町市、津南町
	上越市	糸魚川市、妙高市

※新潟県地域振興局の区分けに基づいて各エリアを区分し、県支部理事をエリア代表とする。
 ※県支部長都市である「新潟市」が被災し、その職務を遂行できない場合の代行都市の順位

1:長岡市 2:**上越市**

※エリア代表都市が被災した場合、そのエリア内の連絡調整に係る取りまとめを行う都市は、県支部長が被災していない都市から指名する。

Ⅲ 工業用水道事業

III 工業用水道事業

1 事業の沿革

(1) 事業の創設

旧大潟町では工業専用地域内に積極的に企業誘致を進めていたが、河川もないため水資源は地下水に頼るほかなく、また町のほぼ全域が県公害防止条例の地下水採取の規制区域内であり、進出企業独自での水対策が困難な状況だった。

このような中、町が工業専用地域に進出予定の民間企業の工業用水確保のため、県と交渉し規制区域内に深井戸掘削許可を得て、昭和60年に給水を開始した。

(2) 主要年譜

- 昭和59年12月 さく井工事
- 60年 1月 給水開始
- 平成 6年 9月 遠方監視システム導入
- 11年 3月 新深井戸掘削
- 平成16年 3月 集中監視システム導入
- 7月 濁度計設置
- 12月 供給規程変更届出
- 平成23年11月 非常用発電設備設置
- 平成26年 4月 工業用水道料金改定（消費税率の引き上げに伴う消費税率の改定）
- 平成27年10月 深井戸水中ポンプ入替

2 事業の諸元

(1) 事業所の名称・所在地

- ・ 本局 新潟県上越市木田1丁目1番3号
- ・ 北部営業所 " 柿崎区直海浜1386番地
- ・ 工業用水道配水場 " 大潟区渋柿浜865番地1

(2) 事業認可、届出

- ・ 昭和62年 3月30日 工業用水道事業届出（旧大潟町）
- ・ 平成16年12月24日 供給規程変更届出

(3) 給水区域

- ・ 上越市大潟区土底浜、下小船津浜、上小船津浜、渋柿浜、蜘蛛池の各一部

(4) 供給件数

- ・ 計画給水件数 14 件
- ・ 計画一日最大給水量 2,000m³

(5) 水道料金〈税込〉（平成26年4月1日以降適用料金）

基本料金	料金算定期間の基本使用水量 (1m ³ 当たり)	30 円 24 銭
超過料金	超過使用水量 (1m ³ 当たり)	32 円 40 銭
メーター使用料 (1個1月につき)	メーター口径 75mm以下	3,240 円
	100mm	5,400 円
	150mm	16,200 円

3 施設の概要

- ・ 建物面積 ブロック造 15m²
- ・ 敷地面積 316m²
- ・ 給水能力 地下水 1,500m³/日
- ・ 水源井 深井戸 φ300mm×262m 1本
- ・ 取水ポンプ 水中ポンプ φ125mm×2段×18.5kw 1.25m³/分 1台
- ・ 導水管延長 1,253m

4 業務の状況

- ・ 給水事業所数 1社
- ・ 年間配水量（年間有収水量） 539,731m³
- ・ 給水能力 地下水 1,500m³/日
- ・ 一日最大配水量 1,500m³ (H30. 5. 19)

5 財務の状況

(1) 損益計算書

(単位：円, 税抜金額)

項目	28年度	29年度	30年度
工業用水道事業収益	15,949,122	15,947,826	15,969,892
営業収益	15,510,000	15,510,000	15,510,000
給水収益	15,510,000	15,510,000	15,510,000
営業外収益	439,122	437,826	459,892
受取利息	5,416	4,991	4,991
繰入金	216,000	216,000	238,000
長期前受金戻入	216,682	216,682	216,682
雑収益	1,024	153	219
工業用水道事業費用	12,073,757	12,943,396	13,638,687
営業費用	12,073,757	12,943,396	13,638,687
原水及び浄水費	4,709,088	5,410,637	5,416,690
配水及び給水費	7,354,569	7,522,139	7,845,894
一般管理費	10,100	10,620	376,103
営業外費用	0	0	0
雑支出	0	0	0
特別損失	0	0	0
その他特別損失	0	0	0
当年度純利益(△純損失)	3,875,365	3,004,430	2,331,205

《参考》 経営分析表(工業用水道事業会計)

(単位:%)

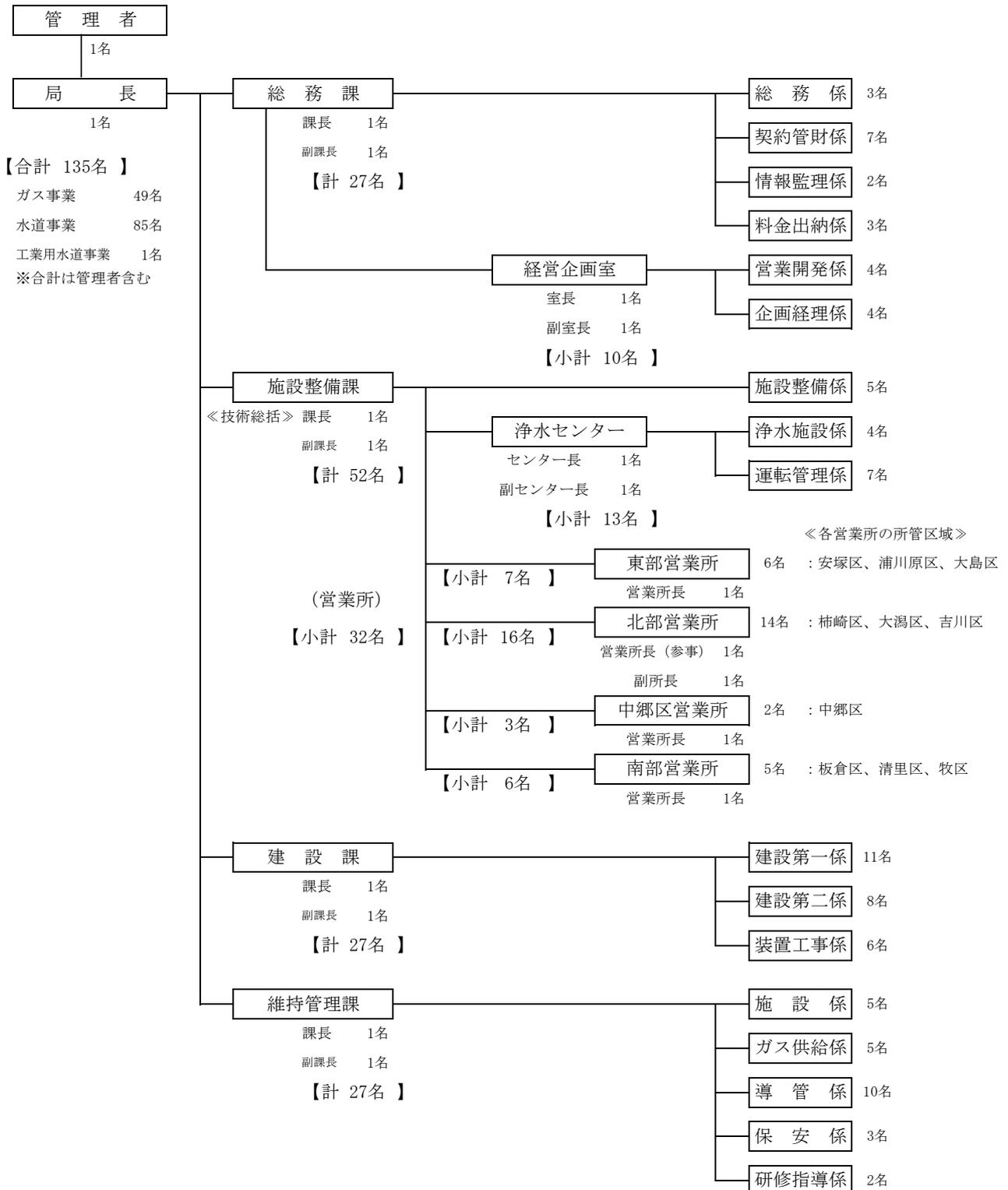
分析項目		28年度	29年度	30年度	説明
構成比率	1. 固定資産構成比率	31.5	30.6	28.2	総資産の中で、固定資産がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	2. 流動資産構成比率	68.5	69.4	71.8	総資産の中で、流動資産がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	3. 固定負債構成比率	4.9	4.9	5.0	総資本の中で、固定負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	4. 流動負債構成比率	1.3	0.8	1.0	総資本の中で、流動負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	5. 自己資本構成比率	93.8	94.3	94.0	総資本とこれを構成する自己資本の関係を示すもので、高いほど経営の安全性が高いことを表している。
財務比率	6. 固定長期適合率 (固定資産対長期資本比率)	31.9	30.9	28.4	固定資産の調達自己資本と固定負債の範囲内で行われるべきとの立場から、100%以下であることが望ましい。
	7. 流動比率	5,319.8	8,705.8	7,194.5	短期の債務と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率で、高いほど返済能力があり、経営の安定が保たれている。
	8. 当座比率 (酸性試験比率)	5,265.9	8,705.4	7,194.1	流動比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、流動性の強い現金・預金や未収金などと流動負債の割合を表している。
	9. 現金預金比率	5,265.9	8,705.4	7,194.1	当座比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、即支払い可能な現金と流動負債との割合を表している。
	10. 負債比率	12.2	11.2	11.4	負債を自己資本より超過させないことが、健全経営の理想であり、100%以下が望ましい。
	11. 固定負債比率	5.6	5.4	5.6	自己資本に対し、固定負債の占める割合はどのくらいか。100%以下が望ましい。
	12. 流動負債比率	1.4	0.9	1.1	自己資本に対し、流動負債の占める割合はどのくらいか。比率の小さい方が望ましい。
収益率	13. 総資本利益率	2.9	2.2	1.7	投下資本の総額と、それによってもたらされた利益を比較する。比率は大きいほどよい。
	14. 純利益対総収益率	24.3	18.8	14.6	総収益のうち、最終的に企業に残された純利益(損失)の割合を表したもので、値が大きいほどよい。
	15. 営業利益対営業収益率	22.2	16.5	12.1	営業収益の中で、営業利益がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	16. 総収益対総費用比率 (総収支比率)	132.1	123.2	117.1	収益と費用の相対的な関連を示すもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	17. 営業収益対営業費用比率	128.5	119.8	113.7	営業収益とそれに要した営業費用とを対比して業務活動の効率を表したもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	18. 人件費対営業収益比率	44.1	45.0	47.1	営業収益の中で、人件費がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	19. 利子負担率	-	-	-	借入金に対し、支払利息がどのくらいの比率になっているか。比率は小さい方が望ましい。
	20. 総資本回転率	0.12	0.11	0.11	投下され運用されている資本の効率を測定するもので、回転率が大きいほど、少ない資産で大きい売上を獲得できていることとなる。 ※単位:回

IV 組 織

IV 組 織

1 組織図

(平成31年4月1日現在)



2 分掌事務

課名		係名	分 掌 事 務
総務課		総務係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市議会に関すること。 (2) 表彰に関すること。 (3) 公印の管理に関すること。 (4) 公文書の收受及び発送に関すること。 (5) 例規の制定及び改廃並びに告示に関すること。 (6) 職員の配置に関すること。 (7) 職員の任免、服務及び分限に関すること。 (8) 職員の考課及び賞罰に関すること。 (9) 職員の給与の支給に関すること。 (10) 職員共済組合に関すること。 (11) 職員の出張及び旅費の調整に関すること。 (12) 職員の健康及び安全に関すること。 (13) 職員の福利厚生に関すること。 (14) 職員の労働組合に関すること。 (15) 非常勤の職員及び臨時職員の雇用に関すること。 (16) 事務改善に関すること。 (17) 宿日直に関すること。 (18) 上越市水道水源保護審議会に関すること。 (19) ガス及び水道に関わる協会の会議等に関すること。 (20) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (21) 他の課及び課内他の係の所管に属しないこと。
		契約管財係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 資産の取得、管理及び処分に関すること。 (2) ガス水道局庁舎の維持管理に関すること。 (3) 建設工事及び物品の入札参加資格審査に関すること。 (4) 建設工事入札参加資格要件等審査委員会等に関すること。 (5) 工事入札及び請負契約に関すること。 (6) 物品の購入に関すること。 (7) 職員の被服貸与に関すること。 (8) 建物、車両等の保険に関すること。 (9) 設計書の審査に関すること。 (10) 契約履行検査に関すること。 (11) 物品の検査に関すること。 (12) その他契約、管財及び検査に関する諸般のこと。
		情報監理係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報システムに関すること。 (2) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (3) 公文書の整理保存に関すること。 (4) その他情報及び文書の管理の諸般に関すること。
		料金出納係	<ol style="list-style-type: none"> (1) ガス料金及び水道料金（以下「料金」という。）の調定及び収納に関すること。 (2) ガス及び水道の使用量の認定及び料金の減免に関すること。 (3) 上越市事務委任規則（平成11年上越市規則第5号）第2条第2項の規定により管理者に委任された事務に関すること。 (4) 料金等の滞納整理並びにガスの供給停止及び水道の給水停止の処分に関すること。 (5) 新潟県公共料金等暴力対策協議会に関すること。 (6) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 (7) 伝票、証書等の保管に関すること。 (8) 指定金融機関に関すること。 (9) 資金計画及び資金の運用に関すること。 (10) その他料金及び出納に関する諸般のこと。
		経営企画室	営業開発係
		企画経理係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 経営計画等に関すること。 (2) ガス供給計画及び水道事業計画に関すること。 (3) 統計及び事業概要に関すること。 (4) 予算編成及び予算執行に関すること。 (5) 決算に関すること。 (6) 企業債の借入れ及び償還に関すること。 (7) 剰余金の処分及び積立金に関すること。 (8) 業務状況の公表及び事務報告に関すること。 (9) 原価計算及び経営分析に関すること。 (10) 経理に関すること。 (11) 原料ガスの購入に関すること。 (12) ガス事業監査に関すること。 (13) その他経営及び企画に関する諸般のこと。

施設整備課	施設整備係	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス及び水道の本支管の整備計画及び実施計画に関すること。 (2) ガス供給所等の施設の整備計画に関すること。 (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の整備計画に関すること。 (4) 水道事業認可に関すること。 (5) 災害対策の計画に関すること。 (6) 国等への補助申請に関すること。 (7) ガス及び水道に関わる協会の技術的事項に関すること。 (8) 上越市建設関連業暴力追放推進協議会に関すること。 (9) 配水計画(渇水時を含む。)に関すること。 (10) 渇水及び災害等の対策本部に関すること。 (11) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (12) 課の庶務及び予算経理に関すること。 (13) その他課の事務に関する諸般のこと。
	浄水センター	<p>浄水施設係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 浄水場、配水場等の改良及び修繕に係る工事の設計及び施工の監理に関すること。 (2) 水利権に関すること。 (3) 所管事務に係る用地の借用に関すること。 (4) 水道水源の保護及び水源涵養に関すること。 (5) その他浄水施設に関する諸般のこと。 <p>運転管理係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 浄水場、配水場等の運転に関すること。 (2) 浄水場、配水場等の維持管理に関すること。 (3) 取水量、浄水量、配水量、電力消費量等及び諸機械運転上の記録に関すること。 (4) 排水処理に関すること。 (5) 水道の月報及び年報の作成及び報告に関すること。 (6) 水質検査に関すること。 (7) 配水管末残留塩素の測定に関すること。 (8) 試験用薬品及び機器類の保守管理に関すること。 (9) その他浄水場、配水場等の運転管理及び水質に関する諸般のこと。
	営業所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 局の所管に属する事務のうち所管する区域において処理する必要がある事務に関すること。 (2) 所管するガス供給所、浄水場その他の施設の管理に関すること。
	建設課	<p>建設第一係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ガス供給所の施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。 (2) 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。 (3) ガス及び水道の本支管及び附帯施設の設計に関すること。 (4) ガス及び水道の本支管の構造及び材質並びに施工の基準に関すること。 (5) 宅地造成工事等に係る工事負担金の算定に関すること。 (6) 工事材料等の単価設定に関すること。 (7) 地区整圧器の新設に伴う設計に関すること。 (8) その他ガス及び水道の本支管の設計に関する諸般のこと。 (9) ガス及び水道の本支管の布設工事の施工の監理に関すること。 (10) 地区整圧器の新設に伴う施工の監理に関すること。 (11) ガス及び水道の本支管の布設工事に係る道路等の占用に関すること。 (12) ガス及び水道の本支管の布設工事の請負業者の技術指導に関すること。 (13) 所管事務に係る用地の取得等に関すること。 (14) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (15) 課の庶務及び予算経理に関すること。 (16) その他ガス及び水道の本支管の工事に関する諸般のこと。 <p>建設第二係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ガス供給所の施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。 (2) 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関すること。 (3) ガス及び水道の本支管及び附帯施設の設計に関すること。 (4) ガス及び水道の本支管の構造及び材質並びに施工の基準に関すること。 (5) 宅地造成工事等に係る工事負担金の算定に関すること。 (6) 地区整圧器の新設に伴う設計に関すること。 (7) その他ガス及び水道の本支管の設計に関する諸般のこと。 (8) ガス及び水道の本支管の布設工事の施工の監理に関すること。 (9) 地区整圧器の新設に伴う施工の監理に関すること。 (10) ガス及び水道の本支管の布設工事に係る道路等の占用に関すること。 (11) ガス及び水道の本支管の布設工事の請負業者の技術指導に関すること。 (12) 所管事務に係る用地の取得等に関すること。 (13) その他ガス及び水道の本支管の工事に関する諸般のこと。

建設課		装置工事係	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガスの供給管及び内管並びに給水装置の工事(以下「装置工事」という。)でガス供給施設指定工事業者、指定給水装置工事業者及びガス簡易内管施工登録店(以下「指定工事業者等」という。)の施行するものの設計審査に関する事。 (2) 装置工事の施工、監督及び検査に関する事。 (3) 装置工事の費用の算出、測定及び収納に関する事。 (4) 装置工事に係る設計協議に関する事。 (5) 装置工事の図面の整備及び保管に関する事。 (6) 装置工事の構造及び材質並びに施工の基準に関する事。 (7) 指定工事業者等及びガス器具販売業者の指定及び登録並びにこれらの者の指導監督に関する事。 (8) 装置工事に係る道路等の占用に関する事。 (9) ガス及び水道の本支管台帳及び施設関係図書の整備及び保管に関する事。 (10) 宅地造成その他の開発に関する事。 (11) ガスの託送供給に関する事。 (12) 貯水槽水道及び専用水道の審査及び検査に関する事。 (13) その他装置工事に関する諸般の事。
維持管理課		施設係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配水用ポンプ等配水施設の維持管理に関する事。 (2) 無線設備の管理に関する事。 (3) 貯蔵品のうち計量器の管理に関する事。 (4) 計量器の取替え及び修繕等に関する事。 (5) 貯水槽水道及び専用水道の維持管理に係る指導及び助言に関する事。 (6) その他配水施設の管理に関する諸般の事。
		ガス供給係	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス供給所の設備の運転及び記録に関する事。 (2) ガス供給所の施設及び構内の営繕に関する事。 (3) ガスの付臭濃度及び成分の管理に関する事。 (4) ガス供給量の確保に関する事。 (5) 地区用及び専用整圧器の巡視点検並びに分解点検等に関する事。 (6) 地震計及びその附属設備の維持管理に関する事。 (7) ガスの月報及び年報の作成及び報告に関する事。 (8) 施設の環境対策に関する事。 (9) その他ガス供給所等に関する諸般の事。
		導管係	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス及び水道の本支管等の維持管理に関する事。 (2) 漏水防止計画に関する事。 (3) 洗管に関する事。 (4) 貯蔵品のうち導管原材料の管理に関する事。 (5) 災害対応に必要な資機材及び備品等の管理に関する事。 (6) ガス本支管の電気防食に関する事。 (7) 修繕費の算出、測定及び収納に関する事。 (8) ガス及び水道の応急供給に関する事。 (9) ガス及び水道の供給に係る苦情の処理に関する事。 (10) ガス漏れ、漏水等の受付及びその対応に関する事。 (11) 他工事の現場における事故防止に関する事。 (12) その他導管の維持に関する諸般の事。
		保安係	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス保安計画に関する事。 (2) ガス本支管及び供給管の法定漏えい検査に関する事。 (3) ガス消費機器の調査に関する事。 (4) ガスの導管のうち内管の白ガス管対策に関する事。 (5) 宅地内の鉛管対策に関する事。 (6) ガス警報機器の普及促進に関する事。 (7) ガスの安全な使用に係る周知に関する事。 (8) 所管事務に係る用地の借用に関する事。 (9) 新潟電触防止対策協議会に関する事。 (10) 課に属する車両の管理及び運用に関する事。 (11) 課の庶務及び予算経理に関する事。 (12) その他保安に関する諸般の事。
		研修指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス水道事業に係る保安教育に関する事。 (2) ガス水道事業に係る研修計画に関する事。 (3) ガス水道事業に係る資格取得に関する事。 (4) 内管工士の資格に関する事。 (5) その他研修指導に関する諸般の事。

(「上越市ガス水道局組織規程」第5条(分掌事務)から)

3 職員構成

(1) 職員数の推移

(各年度末現在 単位：人)

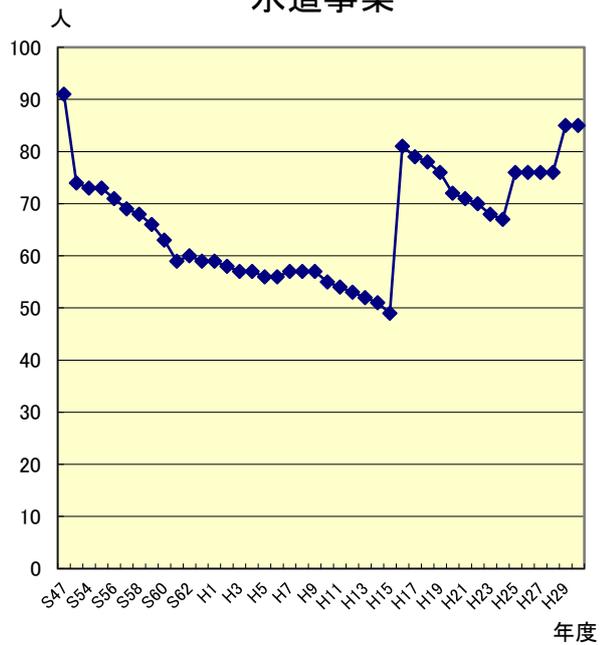
年度	ガス事業			水道事業			簡易水道事業			工業用水道事業			合計
	事務職員	技術職員	計	事務職員	技術職員	計	事務職員	技術職員	計	事務職員	技術職員	計	
S46	21	63	84	28	68	96							180
S51	17	58	75	16	58	74							149
S56	13	58	71	13	58	71							142
S61	13	50	63	12	47	59							122
H3	15	43	58	14	43	57							115
H9	17	38	55	20	37	57							112
H15	15	34	49	12	37	49							98
H16	34	30	64	42	39	81	3	0	3	1	0	1	149
H20	25	29	54	33	39	72	7	4	11	0	1	1	138
H26	23	28	51	28	48	76	5	6	11	0	1	1	139
H27	22	28	50	30	46	76	5	5	10	0	1	1	137
H28	21	29	50	30	46	76	4	6	10	0	1	1	137
H29	19	30	49	34	51	85				0	1	1	135
H30	19	30	49	34	51	85				0	1	1	1

ガス事業



※平成15年度以前は合併前の上越市の値

水道事業



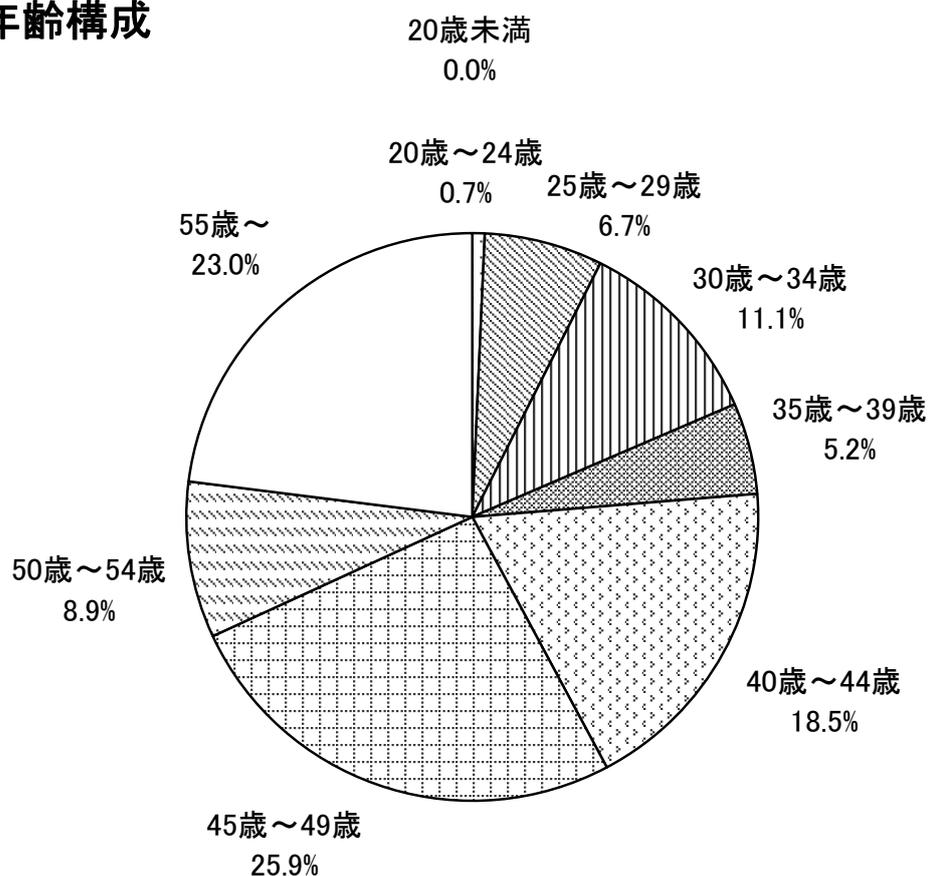
年度

(2) 年齢別職員構成

(平成31年3月31日現在)

区分 年齢別	ガス事業		水道事業		工業用水道事業		計	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
20歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20歳以上～25歳未満	0	0.0	1	1.2	0	0.0	1	0.7
25歳以上～30歳未満	4	8.2	5	5.9	0	0.0	9	6.7
30歳以上～35歳未満	5	10.2	10	11.8	0	0.0	15	11.1
35歳以上～40歳未満	2	4.1	5	5.9	0	0.0	7	5.2
40歳以上～45歳未満	5	10.2	19	22.3	1	100.0	25	18.5
45歳以上～50歳未満	21	42.8	14	16.5	0	0.0	35	25.9
50歳以上～55歳未満	4	8.2	8	9.4	0	0.0	12	8.9
55歳以上	8	16.3	23	27.0	0	0.0	31	23.0
合計	49	100.0	85	100.0	1	100.0	135	100.0
平均年齢	45.8歳		46.2歳		40.3歳		46.0歳	

年齢構成



上越市ガス水道事業概要
令和元年度版

発行 令和元年9月（第24号）

発行者 上越市ガス水道局
〒943-8601
新潟県上越市木田1-1-3
TEL 025-522-5514

※ 本書は再生紙を使用しています。